

令和5年

# 富士川町議会6月定例会会議録

令和5年 6月 9日 開会

令和5年 6月16日 閉会

山梨県富士川町議会

令和 5 年

富士川町議会 6 月定例会

6 月 9 日

令和5年第2回富士川町議会定例会（1日目）

令和5年6月9日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1号 令和4年度富士川町一般会計繰越明許費の件
- 日程第 5 報告第 2号 令和4年度富士川町水道事業会計繰越明許費の件
- 日程第 6 報告第 3号 株式会社富士川の経営状況に関する書類の提出について
- 日程第 7 報告第 4号 一般社団法人ふじかわの経営状況に関する書類の提出について
- 日程第 8 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第10 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第11 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第12 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第13 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町一般会計補正予算（第15号））
- 日程第14 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第6号））
- 日程第15 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号））
- 日程第16 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第7号））
- 日程第17 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町下水道事業特別会計補正予算（第5号））
- 日程第18 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第3号））
- 日程第19 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））

- 日程第20 議案第40号 富士川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第41号 富士川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第42号 令和5年度富士川町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第43号 令和5年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第44号 令和5年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第45号 令和5年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第46号 令和5年度富士川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

2 出席議員は次のとおりである。（12名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 宇田川 朱 恵 | 3番  | 依 田 誠 司 |
| 4番  | 深 澤 一 幸 | 5番  | 小 林 和 良 |
| 6番  | 秋 山 仁   | 7番  | 望 月 眞   |
| 8番  | 小 林 有紀子 | 9番  | 齊 藤 欽 也 |
| 10番 | 青 柳 光 仁 | 11番 | 鮫 田 洋 平 |
| 12番 | 井 上 光 三 | 13番 | 堀 内 春 美 |

3 欠席議員

2番 神 田 雅 也

4 会議録署名議員

7番 望 月 眞

8番 小 林 有紀子

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(19人)

|   |   |   |   |   |     |     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 望 | 月 | 利 | 樹   | 副   | 町 | 長 | 早 | 川 | 竜 | 一 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 教 | 育 | 長 | 古 | 屋 | 三千雄 | 会   | 計 | 管 | 理 | 者 | 河 | 原 | 恵 | 一 |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 教 | 育 | 次 | 長 | 秋 | 山   | 忠   | 政 | 策 | 秘 | 書 | 課 | 長 | 中 | 込 | 浩 | 司 |   |   |   |   |   |   |
| 財 | 務 | 課 | 長 | 望 | 月   | 聡   | 管 | 財 | 課 | 長 | 渡 | 辺 | 成 | 昭 |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 税 | 務 | 課 | 長 | 長 | 澤   | 康   | 防 | 災 | 交 | 通 | 課 | 長 | 長 | 田 | 博 | 幸 |   |   |   |   |   |   |
| 町 | 民 | 生 | 活 | 課 | 長   | 一之瀬 | 三 | 千 | 福 | 祉 | 保 | 健 | 課 | 長 | 遠 | 藤 | 悦 | 美 |   |   |   |   |
| 子 | 育 | て | 支 | 援 | 課   | 長   | 大 | 久 | 保 | 公 | 生 | 産 | 業 | 振 | 興 | 課 | 長 | 望 | 月 | 奈 | 緒 | 美 |
| 都 | 市 | 整 | 備 | 課 | 長   | 井   | 上 | 勝 | 彦 | 土 | 木 | 整 | 備 | 課 | 長 | 山 | 形 | 謙 | 一 | 郎 |   |   |
| 上 | 下 | 水 | 道 | 課 | 長   | 依   | 田 | 正 | 紀 | 教 | 育 | 総 | 務 | 課 | 長 | 小 | 林 | 恵 |   |   |   |   |
| 生 | 涯 | 学 | 習 | 課 | 長   | 井   | 上 | 誠 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

6 職務のため出席した者の職氏名 (2名)

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 原 | 田 | 和 | 佳 |
| 書 |   | 記 |   |   |   | 井 | 上 | 直 | 人 |

午前10時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。  
相互に礼。着席願います。

---

○議長（堀内春美さん）

富士川町告示第28号をもって招集されました、令和5年第2回富士川町議会定例会に、議員ならびに町長をはじめ、執行部各位にはご健勝にてご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これから令和5年第2回富士川町議会定例会を開会します。

また、本日は、富士川CATVが町長の所信表明などを録画放送するため、議場内にカメラを設置し、撮影いたしますのでご了承願います。

---

○議長（堀内春美さん）

これから本日の会議を開きます。

第2回定例会に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

6月に入り、周囲の山々の緑も一段と濃くなり、目にも鮮やかな色合いとなって参りました。日中の日差しには、真夏を感じさせるような日もありますが、朝夕はまだ肌寒い時もあり、体調を崩しやすい気候となっておりますので、体調管理には気をつけていただきたいと思えます。

昨日より、山梨県も梅雨に入りましたが、このところ石川県能登地方をはじめ、列島各地で地震が起きており、また、ごく最近では線状降水帯がおき、静岡県等6県に多大な被害をもたらし、死者も出ている状況で、私達は普段から、いざというとき、まず自分の命を守るための備蓄品等、災害に備えて用意しておく必要があると思えます。

さて、私達を取り巻く環境はといいますと、ロシアによるウクライナへの長引く侵略のため、輸入品の値上げ、また、品不足で日常生活品の値上げが多岐にわたり、毎日の生活が脅かされている状況です。また、電気料金の値上げも発表されており、ますます生活しにくい状況となっております。1日も早く、世界のみんなが幸せに暮らせる日が来るよう願うばかりです。

国におきましては、5月の19日から21日まで、広島でインド太平洋の首脳も多く招くなか、開催されたG7サミット。G7首脳らによる原爆慰霊碑への献花、ウクライナのゼレンスキー大統領の訪日など、歴史に残る会合となりました。

共同声明では、ウクライナ侵攻などを踏まえ、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を堅持し、強化するとしただけでなく、現実的で実践的な取り組みにより、核兵器のない世界の実現を目指すことなどとなりました。世界が少しでも良い方向に進むよう、G7がそのきっかけになることを期待しております。

さて、当議会におきましては、5月の13日と20日の両日、町民と議会との懇談会を実施いたしました。町民の声を広く聞き、町民に開かれた議会、町民と協働で良いまちづくりを目指すのを目的とした懇談会であります。本来なら、議会が各地域におもむき、町民の意見をしっかりと聞き、議会活動に生かさせていただく予定でございましたが、コロナ禍のため、各地域に出向くことができなく、やっとコロナが治まりかけた5月に、増穂地区と鯉沢地区との2か所で実施できました。

この、議会と町民との懇談会を実施するというのは、平成29年に富士川町議会基本条例が制定されたときに、その条例の中に、町民との懇談会を実施すると明記され、平成30年4月の1日から施行すると決定されたことでした。

コロナ禍なども重なり、町の皆さまとの懇談会は、6年ぶりの開催となりましたが、常任委員会、特別委員会の活動報告と、それに対する質疑応答、意見交換を行い、実りのあるものとなりました。2日間に出された質問、質疑応答につきましては、当日参加できなかった町民の皆さま方にもお知らせするために、内容を印刷したものを6月の議会だより発行のときに、一緒にお届けいたします。

今回は、増穂地区と鯉沢地区、それぞれ1か所の開催でしたが、次からは、より多くの方が参加できるように、複数箇所で開催を考えております。

なお、今回参加していただきました皆さま方から、いただきましたアンケートのご意見は、次回開催時の参考とさせていただきます。また、役場庁舎3階の正副議長室の前に備えた目安箱にも、何人かのご意見をいただいております。これからも町の皆さまに信頼される議会を目指し、町民に開かれた議会にするために、議員一丸となって改革を進めて参ります。

今定例会から、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが、2類から5類に移行されたことにより、傍聴席を20席にいたしました。一般質問の日には、傍聴席に入れない方のために、1階町民ギャラリーにテレビモニターを設けますので、ご利用ください。

本議会では、条例改正および補正予算などについて、審議をお願いすることになります。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意され、活発な議論をお願い申し上げ、あいさついたします。

---

○議長（堀内春美さん）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により7番望月眞君および8番小林由紀子さんを指名します。

---

○議長（堀内春美さん）

日程第2 会期決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から16日までの8日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと、認めます。

したがって、会期は本日から16日までの8日間と決定いたしました。

---

○議長（堀内春美さん）

日程第3 諸般の報告。

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職・氏名および監査委員の出納検査報告などにつきましては、お手元に配布したとおりです。

また、2番神田雅也君から、会期中をとおして欠席する旨の届け出がありましたので、ご了承願います。

本日は、提案説明に留め、質疑につきましては、13日の本会議で議事日程により、審議をお願いいたします。

なお、報道機関から、議場内での写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

町長、望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

本日ここに、令和5年6月富士川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙の中を、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日ごろから町政推進のため、格段の御理解と御尽力を賜っておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

先月8日から新型コロナウイルス感染症の法令上の位置付けが、5類感染症に移行しました。町では、必要な感染対策をとりつつ、公共施設の利用方法の見直しや、これまで停滞していた行事・イベントの平常化を進めるなど、観光振興、地域振興を図って参りたいと考えています。

さて、先月30日、JR東海は、リニア中央新幹線の完成間近の高架橋を全線で初めて、本町小林地内で公開しました。富士川町内の地上部区間はおよそ2.6kmあり、うち高架橋部分の76mが公開されました。今後は、高架橋の延伸整備を進め、走行路となるガイドウェイの敷設などを進めるとしています。リニア中央新幹線の開通は、山梨県ならびに富士川町の発展に大きな役割を果たす事業であると考えています。

次に、再生可能エネルギーの地産地消への取組みについてです。現在、石油・天然ガス等の価格の高騰など、エネルギーを取り巻く状況は極めて厳しい状況が続いています。6月から大手電力会社は、軒並み電気料金の値上げを予定しています。東京電力で約16%増、北陸電力は約40%増と、今まで以上に町民生活及び自治体財政の圧迫が予想され、エネルギー価格の高騰は今後も予断を許さず、長期化する可能性も否めない状況です。また、大規模災害時のエネルギー供給を安定させるために、エネルギー供給源を分散させようという問題意識が高まっています。現状の電力供給システムに加えて、地産地消のエネルギーの供給源を追加することにより、大規模災害時に起こる広域停電などのリスクを低減させることも可

能となります。また、地球温暖化防止の観点からも、地産地消の再生可能エネルギーは有効です。今後、本町でも再生可能エネルギーの導入とエネルギーの地産地消の取組みの調査研究をスタートさせて行きたいと考えています。現在、食料品や電気代、ガス代などの値上がりなど、記録的な物価高騰が続き、町民の家計に大きな影響を与えています。町の財政の将来推計は非常に厳しい状況となる見通しですが、限られた財源の中で、町民に寄り添う政策を効果的に展開して行きたいと考えています。

それでは、今定例会に提出いたしました案件のうち、その概要を御説明申し上げますとともに、主要な事業への取り組み状況を申し述べ、議員各位、ならびに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

はじめに、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業についてです。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金のうち、低所得世帯支援枠を活用した事業です。電力等の価格高騰による負担を軽減するため、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯の支援として、1世帯3万円の支援給付金を支給するものです。基準日は6月1日とし、住民税非課税世帯へ確認書を送付し、8月中旬以降から支給開始となるよう準備を進めて参ります。なお、本年1月以降に、予期せず家計が急変された世帯の方も対象とすることとなり、今定例会に所要の経費を計上したところです。

次に、山梨県救急安心センター事業についてです。この事業は、救急需要が増加傾向にある中、救急性の高い傷病者のもとに、いち早く救急隊が駆け付けられる環境を整えるための医療相談サービスです。けがや病気になり、救急車を呼ぶべきか、病院に行くべきかなど迷ったときに、電話で#7119にかけると、救急安心センターにつながり、受診の必要性などを相談し、助言を受けることができます。この事業を通して、救急車の適正利用を進めるとともに、町の皆様に安心・安全を提供して参ります。なお、この事業の開始時期は、本年10月の予定であり、費用は、県と市町村で負担をすることとし、今定例会に所要の経費を計上したところです。

次に、ふじかわスマイル商品券第2弾追加事業についてです。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、昨年度に実施したふじかわスマイル商品券第2弾の追加分として実施します。コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を緩和するため、一人一律4千円分の商品券を発行し、住民の生活支援と地域経済の活性化を図るものです。この商品券は、1冊につき500円券が8枚綴りとなっている買い物券で、町内の取扱店で使用できます。大型店と町内店で使用できる共通券が4枚、町内店専用が4枚となっており、本年9月1日から明年1月31日まで使用できます。6月30日に、住民基本台帳に登録されている方に、一人一律4千円分の商品券を配布します。さらに児童扶養手当受給世帯などの特定の世帯には、4千円分の商品券を追加します。また、商品券の配布は、8月中に全世帯にお届けできるよう準備を進めるため、今定例会に所要の経費を計上したところです。

次に、峡南ネクスト共創会議についてです。峡南ネクスト共創会議は、昨年7月に、山梨県と峡南5町が連携し、共通する地域課題を解決するため設置されました。初年度となる昨年は、峡南地域の観光振興を図るため、将来目標像や地域の価値を伝えるコンセプトを明確

にした、峡南地域観光振興戦略を策定したところです。今年度は、峡南地域観光振興会議推進事業とアニメツーリズム推進事業の2つの事業を予定しています。峡南地域観光振興会議推進事業では、峡南地域の観光事業者や行政関係者等が参加するワークショップや研修会を開催し、観光市場のマーケティング調査や観光商品の開発を進めていきます。また、アニメツーリズム推進事業では、これまで事業実績のある人気アニメとのコラボレーションした事業を計画し、峡南5町を周遊するアニメツーリズム事業を進めていくことから、今定例会に所要の経費を計上したところです。

次に、自転車用ヘルメット購入費補助金についてです。本年4月1日から、道路交通法の改正に伴い、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。自転車乗車中の死亡事故は、その半数以上が頭部を損傷しており、一般的には、ヘルメットを着用することで事故発生時の致死率を3分の1程度に抑えられるといわれています。こうしたことから、本町は県内でもいち早く本制度を導入しました。自転車用ヘルメットの購入費を補助することで、ヘルメット着用率を向上させ、死亡者数や重傷者数を抑制することを目的とするため、今定例会に所要の経費を計上したところです。

次に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業についてです。食費等の物価高騰の影響を受け、低所得の子育て世帯の家計の経常収支が悪化していることを踏まえ、生活支援を行うため、特別給付金の支給が決定しました。対象者は、本年3月分の児童扶養手当の受給者であるひとり親世帯、および、昨年度中に実施した特別給付金の支給対象者であるその他低所得の子育て世帯です。対象世帯の児童1人につき5万円、さらに、やまなし子育て世帯生活支援特別給付金として5万円を加算し、10万円を申請不要で5月31日に支給いたしました。また、直近で収入が減少した世帯等は申請が必要なため、広報やホームページで周知を行い、速やかに支給できるよう事業を進めて参りたいと考えています。

次に新庁舎整備事業についてです。庁舎西側駐車場の整備において、旧庁舎他アスベスト除去工事および解体工事の施工中に、本館棟および議会棟、食堂棟から新たにアスベストが見つかりました。これについては4月26日の臨時議会において、変更契約をご議決いただいたところです。この度、全てのアスベスト除去が完了したことから、解体工事を再開しました。5月23日執行の入札におきましては、新庁舎正面玄関前から西側擁壁までの造成、歩車道境界ブロックや排水側溝、植樹帯などを設置するため、富士川町新庁舎建設造成・外構工事2期を発注したところです。また、今月20日執行予定の入札においては、富士川町新庁舎建設外構電気工事2期の発注を予定しております。

次に、富士川町立図書館の開館についてです。国の合同庁舎との合築により建設していた、町民待望の富士川町立図書館が本年7月15日オープンいたします。オープン当日は、午前10時からオープニングセレモニーを行い、午後1時から、一般開放いたします。待ちに待った町立図書館ですので、皆さまのご来館をお待ちしております。また、オープンに先立ちまして、図書館利用のために必要な、図書館利用カードの事前交付申請日を設定しましたので、この機会をぜひ活用して頂きたいと考えております。

次に、官製談合防止法違反に係る損害賠償請求についてです。昨年度、12月定例会にお

いて、官製談合防止法違反に係る損害賠償請求の提訴を求める決議を受けました。このことから、本年度、前町長と設計事務所所長を相手取り、損害賠償請求が行えるかを調査するため、弁護士に調査依頼をしたところであります。先日、その弁護士から4つの点について報告がありました。1 法律構成について、2 証拠について、3 損害額について、4 回収の可能性についてです。1 点目の法律構成は、法的に請求が成立するかについてです。内容は、前町長らに対する請求は、不法行為に基づく損害賠償請求、民法第709条が考えられ、裁判所も容認する判断を示しており、法的な請求が可能であると言えます。なお、富士川町が作成する契約書には、違約金条項が存在しないことから、違約金という法的構成は採用できない、とのことでした。2 点目の証拠については、前町長らに対する刑事手続き（官製談合防止法違反および加重収賄事件）は、いずれも有罪判決が確定され、公知の事実に加え、刑事訴訟における証拠資料を揃えることが可能である、とのことでした。3 点目の損害額は、他の事例の場合、違約金条項として10%程度が、談合等の損害賠償額として予定されますが、本件には存在しないことから、談合等がなかった場合と実際の契約金額との差額が損害額と言うこととなります。その算定は、不確定なものとならざるを得ず、容易ではありません。4 点目の回収の可能性については、前町長らの資力は明らかでないものの、これまでの間、示談の申し出等がなかったことから、資力に余裕はないものと思料する、ということでした。また、訴訟を起こし判決が下されるまでの期間は、最近の同様な事例を鑑みても、最短で5年間程度の期間を要し、上告があればそれ以上かかるということでありました。この裁判は、勝訴すれば終わりということではありませんので、大義や訴訟の目的を検討・判断し、富士川町の未来を、町民の利益を第一に考え、進めて参りたいと考えます。

次に、天神中條区地区公民館の建設についてです。今年度、天神中條区において、地区公民館が建設されるにあたり、その財源として、富士川町地区公民館改築事業費補助金、富士川町地域コミュニティ施設整備費貸付金、自治総合センターのコミュニティセンター助成金を活用することとし、必要経費を今定例会に計上したところとす。

以上、今定例会に提出いたしました主なる案件と主要な取り組みについて述べさせていただきました。今定例会に提出いたしました案件は、報告案件4件、専決処分承認案件12件、条例改正案件2件、補正予算案件5件、合わせて23件の議案を提出しております。提案理由につきましても、議案ごとに申し上げさせていただくこととしておりますが、よろしく御審議の上、御議決、賜りますよう、お願いを申し上げ、あいさついたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長のあいさつを終わります。

---

○議長（堀内春美さん）

日程第4 報告第1号 令和4年度富士川町一般会計繰越明許費の件

日程第5 報告第2号 令和4年度富士川町水道事業会計繰越明許費の件

日程第6 報告第3号 株式会社富士川の経営状況に関する書類の提出について

日程第7 報告第4号 一般社団法人ふじかわの経営状況に関する書類の提出について

以上の4件は、報告案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、報告を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、報告第1号から第4号までの補足説明を求めます。

はじめに、報告第1号の補足説明を求めます。

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

それでは、報告第1号の補足説明をさせていただきます。タブレット3ページをお開きください。令和4年度富士川町一般会計繰越明許費繰越計算書であります。これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。款、項、事業名、翌年度繰越額の順に説明いたします。なお、財源内訳については、記載のとおりですので、ご覧ください。

（以下、令和4年度富士川町一般会計繰越明許費繰越計算書朗読説明）

以上、報告第1号の繰越明許費繰越計算書についての補足説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

次に、報告第2号について補足説明を求めます。

上下水道課長 依田正紀君。

○上下水道課長（依田正紀君）

それでは、報告第2号の補足説明をさせていただきます。タブレット5ページをお開きください。令和4年度富士川町水道事業会計予算繰越計算書についてご説明させていただきます。

（以下、令和4年度富士川町水道事業会計繰越明許費繰越計算書朗読説明）

以上で報告第2号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いします。

○議長（堀内春美さん）

次に、報告第3号について、補足説明を求めます。

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

それでは、報告第3号について補足説明をいたします。タブレット7ページをお願いいたします。株式会社富士川第10期令和4年度の決算報告でございます。次のページをお願いいたします。令和4年度事業報告の概要を報告いたします。

まず、事業の現況としまして、株式会社富士川町は指定管理を受け、道の駅富士川つくたべかんの2つの施設を運営しております。また、令和4年4月には、道の駅富士川内にバームクーヘン専門店バウムアルラをオープンし、加工室を塩の華から移転いたしました。令和4年度は、新型コロナウイルス第7波、第8波の感染拡大もありましたが、行動制限緩和に

より、県外のお客様の客足も、令和3年度に比べ、戻ってきたように感じます。中部横断自動車道の全通効果もあり、道の駅の客数は前年比113%となり、売上高も前年比118%と大きく上回りました。

次に2の道の駅富士川につきましては、吉本興業と包括連携契約を結び、町内在住のいしいそうたろう氏に駅長に就任をしていただきました。バウムアルラとのコラボ商品の開発や、BSよしもとにて、定期的にいしい氏の活動報告を道の駅から配信していただいております。物販部門では、富士川町を舞台にしたゆるキャンの放映を機に、道の駅富士川限定商品を製作し、コーナーを作り販売を行いました。次にタブレット9ページに移っていただきまして、2の農産物につきましては、果物の前年比122%、野菜も前年比111%と堅調に推移いたしました。農産物生産者会議を実施し、鮮度や形状にこだわった出荷をお願いするとともに、常に品質向上を目指していただくよう依頼をいたしました。(2)の飲食部門では、やまなしグリーンゾーン認証施設と認定され、安心安全の飲食施設として運営をいたしました。

次に、3のバウムアルラでございます。当社として、初めての業態であるバウムクーヘンの製造、直売店アルラが、令和4年4月21日にオープンをいたしました。富士川町産にこだわり、平林、春米、穂積の棚田米を自家製粉し、町内の養鶏場の卵を使用したバウムクーヘンでございます。次のページをお願いいたします。いしいそうたろう氏とのコラボ商品の販売を開始し、いしい氏の発信力をお借りしながら、広報活動を行っております。山梨土産品コンテスト2022に出品し、ふわとろあるら穂積のゆずが優秀賞をいただきました。

次に4の加工室につきましては、令和4年4月に、塩の華にあった加工室を道の駅敷地内に移転し、稼働を始めました。既存の人気商品である小麦まんじゅう、ねじり菓子の量産化に加え、気軽に食べられるおやつをコンセプトに、ゆずリンゴパイ、米粉のホロホロクッキーなど新商品の販売を開始いたしました。

次に、5のつくたべかんにつきましては、富士川町の郷土料理みみを提供する唯一の公共施設として、伝統を守るべく運営して参りました。11ページの6から13ページまでは、4年度に実施いたしましたイベント等になります。

14ページをお願いいたします。貸借対照表になりますが、まず、表の右側資産の部においては、合計1億6553万2361円であり、右側の負債の部の合計は6414万9042円、純資産の部の合計は1億138万3319円で、負債および純資産合計は1億6553万2361円であります。

次のページは損益計算書であります。表の左側科目の売上高合計は3億2551万2086円、商品売上原価7411万3349円で、売上総利益金額が1億9327万8827円、販売費及び一般管理費合計は1億8971万4841円で、営業外利益金額は356万3986円、営業外収益合計は1419万3514円、経常利益金額は5165万6590円、税引前当期純利益金額は516万6590円、当期純利益金額は427万2684円であります。

次の16ページは、販売費及び一般管理費内訳書。次の17ページは、貸借対照表の純資産を表す株主資本等変動計算書となります。18ページ、19ページは、個別注記表となり

ます。

20ページからは、第11期令和5年度の経営方針と今後の見通しとなります。20ページの次のページをお願いいたします。まず、経営ビジョンは、地域の魅力を創造するとともに内外に広く周知し、地域社会の発展及び、地域住民の幸せに貢献することを目指すため、次の3つの基本姿勢で運営をいたします。

2の事後事業目標につきましては、令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症は、5月8日から5類感染症へ移行することとなりましたが、引き続きお客様および従業員の安全第一に事業の運営を行い、以下の施策を実施し事業を推進します。

3つの施策につきましては、道の駅については、大きく3つの施策となります。まず1つは、広告、営業活動、他組織との連携、FMラジオによるCMなど、バウムアルラについてマスコミへの取材依頼。次のページに移っていただきまして、バス事業者への営業再開などを行います。

次に、2の店舗運営につきましては、物販の農産物の売り上げ拡大や、店内販促の推進、商品の開発、新規販売として、地域をPRできるオリジナル商品を開発いたします。飲食につきましては、新加工所、バウムアルラと連携してメニュー開発を行います。次のページをお願いいたします。3、イベントの開催としまして、道の駅定期コンサートなどのイベントを企画いたします。

次のページをお願いいたします。つくたべかんにつきましては、郷土料理みみを伝承する唯一の公共施設として、食の伝承マイスターの認証を受けたことなど、商談会で他施設にはない希少性をPRし集客に務めます。

次に、新規事業のバウムアルラショップにつきましては、卵や柚子も町内産を使用して、他店とは違う、美味しい、楽しいと評価してもらえるようブランド化し、継続的に固定のファンを増やして参ります。また、昨年駅長に就任していただいた山梨すみす芸人いしいそうたろう氏とのコラボ商品をより多く展開していきます。また、SDGsの取り組みとして、バウムクーヘン製造過程で発生する残り生地については、アルラせんべいとして商品化し、フードロスが出ない取り組みを引き続き実施して参ります。

27ページをお願いいたします。27ページは、第11期の予算の見通しでございます。レジ通過客数見込は48万4611人で、売上見込は7億1822万9000円としております。また、税引前当期純利益として2649万1286円を見込んでおります。

2の施設別予算につきましては、表のとおりとなっております。

以上、報告第3号の補足説明とさせていただきます。

○議長（堀内春美さん）

次に、報告第4号について補足説明を求めます。

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

それでは、報告第4号、一般社団法人ふじかわの経営状況に関する書類の提出について、補足説明をさせていただきます。タブレット28ページをお開きください。

一般社団法人ふじかわの第7期決算報告書につきまして、その概要をご説明いたします。

なお、当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までと定款で定めており、令和4年度につきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業実績および収支実績となっております。

30ページにお進みください。令和4年度一般社団法人ふじかわ事業報告書になります。最初に、事業の成果でございますが、令和4年度は、指定管理業務第2期目の初年度、また、文化ホール開館30周年の年でありました。令和4年度も令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行いながら、事業計画の基本方針に基づき事業展開を行うとともに、感染症対策を徹底して、安全で安心した事業実施に努めてきたところでございます。まず、文化事業の推進といたしましては、加藤登紀子CONCERT2023やNHK公開番組真打ち共演。令和3年度コロナ対応協力要請により、延期となっております世良公則アコースティックコンサートなど17本のイベント事業を円滑に行うことができました。施設の維持管理につきましては、経年による施設、設備機器の劣化に注視しながら、保守管理に努め、施設利用者が常に快適に利用できるよう心がけました。また、ますほ文化ホールのネーミングライツスポンサーで、施設の愛称がはくばく文化ホールとして、最終年度の3年目でありました。次に、事業の実施に関する事項であります。(1)の会議等の開催につきましては、社員2名、理事4名、監事1名体制のもと、理事会を5回、社員総会を2回開催し、指定管理に関する基本協定に基づき、事業計画および収支予算等について審議を行いました。また、運営委員会を2回開催いたしました。次に32ページをお願いいたします。(2)のますほ文化ホール指定管理業務の実施内容につきましては、32ページから35ページに記載しております。まず、32ページの施設管理業務につきましては、1年間の保守点検等の施設維持管理業務となっております。

32ページから33ページの自主文化事業の実施につきましては、次世代育成事業の幼児小中学校舞台鑑賞講演や、次のページをお願いいたします。ますほジュニアクワイアによる夏の小さな音楽会など計5本を開催いたしました。このページの中段にございます参加交流事業では、NHK公開番組真打ち共演、次のページをお願いいたします。ケロボンズファミリーコンサートなど9本、施設利活用事業では、キッズフェアまほらの森2022春のフリーマーケット等を実施いたしました。次のページをお願いいたします。その他、共催事業、広報事業、友の会運営事業、ボランティア運営事業を行いました。次のページをお願いいたします。36ページには、令和4年度末文化ホール施設利用状況を添付させていただいております。

37ページをお願いいたします。計算書類といたしまして、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記を記載しております。なお、各計算書類は、前年度との比較ができますよう、通常使用されております貸借対照表及び消費税財産増減計算書とは異なっておりますが、会計のルールに基づいたものでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、37ページの貸借対照表であります。決算日の3月31日における全ての資産、負債、資本の科目別にしたがって記載したものでございます。資産の部におきましては、資産合計が783万5607円となり、負債の部におきましては、負債の合計が676万4

774円となりました。正味財産の部におきましては、法人設立当時に出資いたしました100万円が基金として記載されまして、一般正味財産が7万833円となり、正味財産の合計は107万833円となりました。こうしたことにより、負債および正味財産の合計が783万5607円となりました。次の38ページをお願いいたします。正味財産増減計算書で、収益と費用を記載したものでございます。経常収益の合計が4560万6142円で、次のページをお願いいたします。経常費用の合計が4635万5309円となり、当期の経常増減額がマイナス92万9167円であります。経常外収益といたしましては、事業復活支援金として100万円を計上いたしております。この事業復活支援金とは、新型コロナの影響を受けた事業の継続、回復を支援する目的で国から交付されたものでございます。また、経常外費用は1492円でございます。当期経常外増減額が99万8508円となり、当期経常増減額を合わせると当期一般正味財産増減額は6万9341円となります。前年度の正味財産期末残高の1492円を加算いたしますと、当期の一般正味財産の期末残高につきましては、7万833円となっております。40ページをお願いいたします。この40ページでございますが、財務表諸表に対する注記を記載してございます。

次の41ページをお願いいたします。41ページからは、第8期の経営方針と事業計画および予算について記載してございます。次の42ページをお願いいたします。令和5年度事業計画であります。第2期目の2年目となりまして、ますほ文化ホールの指定管理者として、効果的な管理運営を行う中で、町の文化振興施策の推進に寄与するとともに、多様なニーズに応えつつより親しみのある身近な文化事業の創造、発信に努めていくこととしております。また、文化事業の推進計画といたしましては、町民や地域、幼児から学校との連携、協力を図るとともに、子どもから高齢者まで幅広い年代を対象とした事業を展開することとし、計15本の自主文化事業を計画しております。なお、事業ごとの詳細につきましては、42ページから45ページに記載をしております。

次に46ページをお願いいたします。最後に、令和5年度の収支予算書であります。予算総額は4982万6000円であり、ますほ文化ホールの管理および自主事業に関わる経費が計上されております。

以上で、報告第4号、一般社団法人ふじかわの経営状況に関する書類の提出について、補足説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの報告ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

ここで、暫時休憩を行います。

休憩 午前 10時59分

---

再開 午前 11時07分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて、再開します。

日程第 8 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例の一部を改正する条例）

- 日程第 9 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 10 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 11 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 12 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第 13 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度富士川町一般会計補正予算（第 15 号））
- 日程第 14 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第 6 号））
- 日程第 15 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度富士川町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号））
- 日程第 16 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 7 号））
- 日程第 17 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度富士川町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号））
- 日程第 18 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度富士川町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第 3 号））
- 日程第 19 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号））

以上の 12 議案は、専決処分の承認案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、承認第 2 号から第 13 号までについて、補足説明を求めます。

はじめに、承認第 2 号および第 3 号について、補足説明を求めます。

税務課長 長澤康君。

○税務課長（長澤康君）

それでは、承認第 2 号の富士川町税条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。タブレット 48 ページの専決処分書のページをお開きください。

（以下、専決処分書の朗読）

まず最初に、本条例の一部改正の概要について、ご説明申し上げます。

富士川町税条例の一部を改正する条例の、改正する条文につきましては、個人町民税では、森林環境税の導入に伴う規定の整備に伴う改正。固定資産税では、大規模の修繕マンション

に対する減額措置の、わがまち特例割合および申告について規定を整備しております。軽自動車税では、種別割の税率の設定や種別割に関わるグリーン化特例の見直しなどが、主な改正となっております。

それでは、内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。タブレット56ページをお開きください。第34条の9第2項と、タブレット58ページの第38条から、タブレット63ページの第47条の6までにつきましては、森林環境税の導入に伴い、森林環境税の賦課徴収方法など法律改正されたことに伴う、規定の整備および改正となります。なお、タブレット56ページの第36条の3の2第2項では、法規制の整備に伴います、給与所得者の扶養親族等申告の、記載事項の簡略化の規定を整備しております。

次にタブレット64ページをお開きください。第48条と次のページ、第50条および66ページの第98条と、次の67ページの101条につきましては、施行規則様式の新設に伴う改正となります。

タブレット66ページに戻っていただきまして、第82条第1号では軽自動車の種別割について、電動キックボード等に係る税率を設定する改正となっております。なお、第38条から50条について条文中、によってをによりと、においてははをには、と改正しております。

次に、タブレット67ページをお開きください。附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する特例について、法改正に合わせ令和9年度まで適用期限を延長する改正であります。次のページ、附則第10条の固定資産税等の課税標準の読替規定で、令和3年度改正における法附則第64条を削る改正規則、規定の施行に伴う改定となっております。次の第10条の2第3項から、タブレット70ページの24項までは、引用しております当該条項にズレが生じたことによる改正と、26項を削り、次のページになります。新たに26項として、大規模の改修マンションに対する、固定資産税減額措置のわがまち特例の割合を3分の1と規定。次の附則第10条の3第12項において、前条第26項の規定を受ける際の申告について規定しております。

次にタブレット72ページ。軽自動車の臨時的軽減措置に係る規定を削ることにより、附則第15条の2の2が条ズレにより附則第15条の2となり、同条第4項で軽自動車の環境性能割の賦課徴収について、燃料排ガス試験において不正を行った自動車メーカーから、納税不足額を徴収する際に加算する割合を100分の35とする改正となります。

次にタブレット73ページ。附則第16条第2項で、軽自動車の種別割のグリーン化特例の適用期限を、令和8年3月31日まで延長する改正、および第3項から第6項まで削除したことにより、項ズレによる改正となっております。

次に、タブレット76ページの附則第16条の2第3項では、軽自動車税の種別割においても、附則第15条の2第4項と同様の改正をしております。

次に、附則第17条の2第1項および同条第2項では、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合、長期譲渡所得に係る町民税の課税特例を、令和8年度まで適用期限を延長する改正となります。

次のページ、附則第24条では規定の整備といたしまして、次条において新型コロナウイルス感染症特例法というを削除しております。

タブレット53ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。ただし、次の第1号から第3号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとしております。第2条から第4条までは、経過措置について規定するものでございます。

以上が、富士川町税条例の一部を改正する条例の補足説明でございます。

引き続き、承認第3号の富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例の補足説明させていただきます。タブレット80ページをお開きください。

( 以下、専決処分書の朗読 )

富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、タブレット82ページ以降の新旧対照表でご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、富士川町都市計画税条例で引用しております、当該条項にズレが生じたことによる改正であります。

タブレット81ページに戻っていただきまして、附則といたしまして第1項で、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしており、第2項および第3項で経過措置について規定をしております。

以上が、富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例の補足説明でございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、承認第4号および第5号について、補足説明を求めます。

町民生活課長 一之瀬三千さん。

○町民生活課長（一之瀬三千さん）

それでは、承認第4号、富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。タブレット85ページ、専決処分書のページをお開きください。

( 以下、専決処分書の朗読 )

次のページをお開きください。この改正の主な内容は、地方税法施行令の一部改正に伴う、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、および軽減判定所得の基準の見直し規定の適正化によるものです。詳細につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

タブレット87ページをお開きください。新旧対照表第2条第3項ただし書き中、合算額および後期高齢者支援金等課税額20万円を22万円に、第23条第1項中20万円を22万円に、次のページに移っていただき、同項第2号中、加算額28万5000円を29万円に、次のページに移っていただき、同項第3号中、加算額52万円を53万5000円に改めます。以降、第23条の2、第24条の2第2項、附則第4条から第6条、第8条から第11条、第14条および第15条は、規定の適正化等により改めるものです。

タブレット86ページに戻っていただき、附則につきましては、令和5年4月1日から施行し、適用区分としてこの条例による改正後の、富士川町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の、年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

続きまして、承認第5号、富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。タブレット101ページをお開きください。

(以下、専決処分書の朗読)

次のページをお開きください。今回の条例改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の国民健康保険税を減額し、または免除する制度の申請期間を延長するものです。詳細につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

タブレット103ページをお開きください。附則第17条第1項中、令和5年3月31日を令和6年3月31日に改めます。

タブレット102ページに戻っていただき、附則につきましては、公布の日から施行する。

以上、承認第4号および承認第5号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(堀内春美さん)

次に、承認第6号について補足説明を求めます。

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長(遠藤悦美さん)

それでは、承認第6号の補足説明をいたします。タブレット105ページ、専決処分書をお願いいたします。

(以下、専決処分書の朗読)

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る介護保険料の減額、または免除期間を延長することに伴い、改正を行うものでございます。

タブレット107ページの新旧対照表をご覧ください。附則第12項中、令和5年3月31日を令和6年3月31日に改めるものでございます。

タブレット106ページに戻っていただき、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上、承認第6号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(堀内春美さん)

次に、承認第7号について補足説明を求めます。

財務課長 望月聡君。

○財務課長(望月聡君)

それでは、承認第7号の補足説明をさせていただきます。タブレット109ページをご覧ください。

(以下、専決処分書・令和4年度富士川町一般会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算補正については、事項別明細書により説明いたします。タブレット120ページ、事項別明細書表紙の次のページをご覧ください。

(以下、令和4年度富士川町一般会計補正予算(第15号)事項別明細書朗読説明)

次のページからは、人件費に異動がありましたので給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。次に、タブレット119ページにお戻りください。次に第2表地方債の補

正について説明いたします。

(以下、第2表地方債補正朗読説明)

次に、タブレット171ページの地方債の現在高の見込みに関する調書をご覧ください。地方債の現在高の見込みに関する調書になります。この表の右下の数字が、当該年度の現在高の見込み額となり、92億5758万6000円となります。なお、左の欄の区分3、その他(3)臨時財政対策債につきましては、これは本来国が地方交付税として交付すべき金額について、国の財源が不足しているためにその不足分を起債として発行し、借り入れたものでございます。こうした目的の記載でありますので、借入分の元利償還金については、その相当額金額が後年度の普通交付税として算入されるものとなっております。

以上で承認第7号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀内春美さん)

次に、承認第8号および第9号について、補足説明を求めます。

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長(遠藤悦美さん)

それでは、承認第8号の補足説明をいたします。専決処分書をお願いいたします。

(以下、専決処分書・令和4年度富士川町介護保険特別会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書にてご説明をいたします。事項別明細書をお開きください。

(以下、令和4年度富士川町介護保険特別会計補正予算(第6号)事項別明細書朗読説明)

次のページからは、人件費に異動がありましたので、給与費明細書を添付をしております。ご参照ください。

以上が承認第8号の補足説明であります。

次にタブレットの197ページをお願いいたします。続きまして、承認第9号の補足説明をさせていただきます。専決処分書をお願いいたします。

(以下、専決処分書・令和4年度富士川町介護サービス事業特別会計補正予算の朗読)

第1表歳入予算補正につきましては、事項別明細書にて説明をさせていただきます。タブレット201ページ、事項別明細書表紙の次のページをお願いいたします。

(以下、令和4年度富士川町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)事項別明細書朗読説明)

以上、承認第8号第9号の補足説明になります。ご審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(堀内春美さん)

ここで、暫時休憩をします。

なお、再開は午後1時といたします。

休憩 午前 11時57分

---

再開 午後 1時00分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

次に、承認第10号から第13号までについて、補足説明を求めます。

上下水道課長 依田正紀君。

○上下水道課長（依田正紀君）

それでは、はじめに承認第10号の補足説明をさせていただきます。タブレット204ページをお開きください。

（以下、専決処分書・令和4年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明します。タブレットの211ページをお開きください。

（以下、令和4年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）事項別明細書朗読説明）

前に戻っていただき、タブレット209ページの第2表地方債補正をお開きください。

（以下、第2表地方債補正朗読説明）

なお、タブレット213ページからは給与費明細書。224ページには、地方債の現在高の見込みに関する調書となっておりますので、ご参照ください。

次に、承認第11号の補足説明をさせていただきます。タブレット226ページをお開きください。

（以下、専決処分書・令和4年度富士川町下水道事業特別会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきます。タブレット233ページをお開きください。

（以下、令和4年度富士川町下水道事業特別会計補正予算（第5号）事項別明細書朗読説明）

前に戻っていただきまして、タブレット231ページの第2表地方債補正をお開きください。

（以下、第2表地方債補正朗読説明）

なお、タブレット236ページからは給与費明細書。247ページは、地方債の現在高の見込みに関する調書となっておりますので、ご参照ください。

次に、承認第12号の補足説明をさせていただきます。タブレット249ページをお開きください。

（以下、専決処分書・令和4年度富士川町営農飲雑用水事業特別会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきます。タブレット255ページをお開きください。

（以下、令和4年度富士川町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第3号）事項別明細書朗読説明）

次に、承認第13号の補足説明をさせていただきます。次の次のページ、タブレット258ページをお開きください。

（以下、専決処分書・令和4年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきます。タブレット264ページをお開きください。

(以下、令和4年度富士川箱原農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)事項別明細書朗読説明)

以上で、承認第10号、承認第11号、承認第12号、および承認第13号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀内春美さん)

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

---

○議長(堀内春美さん)

日程第20 議案第40号 富士川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

日程第21 議案第41号 富士川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について

以上の2議案は、条例改正案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長(望月利樹君)

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長(堀内春美さん)

次に、議案第40号および第41号について補足説明を求めます。

はじめに、議案第40号について補足説明を求めます。

税務課長 長澤康君。

○税務課長(長澤康君)

それでは議案第40号の補足説明をさせていただきます。富士川町地域活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の、条文の改正につきましては、タブレットでは268ページからの新旧対照表でご説明いたします。

今回の改正は、国税の特別措置の延長を踏まえて、第1条の期限を令和6年3月31日まで延長する改正と、次のページをお願いします。第2条の適用要件について、整備計画の認定から対象設備の供用開始までの期限を現行の2年から3年に延長するものです。また、租税特別措置法の改正に伴い、引用している当該条項のズレなど所要の改定をさせていただきます。

タブレット267ページにお戻りください。附則といたしまして、第1項に施行期日、第2項3項には経過措置について規定をしております。

以上が、富士川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の補足説明でございます。ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長(堀内春美さん)

次に、議案第41号について補足説明を求めます。

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

それでは、議案第41号、富士川町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。タブレットは272ページをお開きください。

本条例の第3条で規定をしております。利用者負担額の減免を別表第2の附則備考5から備考9で規定し、利用者負担額を無料といたしましたが、現在も副食費は利用者負担額としておりますので、所要の規定をかつこ書きでわかりやすく明記するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、次のページをお願いいたします。別表第2の備考9の無料とする。なお、利用者負担額が発生する場合の、利用者負担額にかつこ書きを追加し、副食費を除くこととしております。

前のページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとします。

議案第41号の補足説明は以上でございます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

---

○議長（堀内春美さん）

日程第22 議案第42号 令和5年度富士川町一般会計補正予算（第2号）

日程第23 議案第43号 令和5年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第24 議案第44号 令和5年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第25 議案第45号 令和5年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第26 議案第46号 令和5年度富士川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

以上の5議案は、補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第42号から第46号までについて補足説明を求めます。

はじめに、議案第42号について補足説明を求めます。

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

それでは、タブレット275ページをお願いいたします。議案第42号、令和5年度富士川町一般会計補正予算第2号の補足説明をさせていただきます。この表紙の次のページをお願いいたします。

（以下、令和5年度富士川町一般会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出予算補正については、事項別明細書により説明いたします。タブレット281ページの事項別明細書、表紙の次のページをご覧ください。

(以下、令和5年度富士川町一般会計補正予算事項別明細書朗読説明)

なお、次ページからは、人件費に異動がありましたので、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。次に、タブレットの280ページにお戻りください。次に第2表繰越明許費について説明いたします。

(以下、第2表地方債補正朗読説明)

次に、タブレット317ページをご覧ください。地方債の現在高の見込みに関する調書になります。この表の右下の数字が、当該年度の現在高の見込み額となり、補正予算第2号における残高の見込み額は88億2096万円であります。

以上で議案第42号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第43号について補足説明を求めます。

町民生活課長 一之瀬三千さん。

○町民生活課長（一之瀬三千さん）

それでは、タブレット318ページ、議案第43号、令和5年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算第1号の補足説明をさせていただきます。次のページをお開きください。

(以下、令和5年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算補正の詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。タブレットの322ページ、事項別明細書表紙の次のページをお開きください。

(以下、令和5年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書朗読説明)

次のページからは、人件費に異動がありましたので、給与費明細書を添付しております。ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第44号について補足説明を求めます。

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

それではタブレット336ページをお願いいたします。議案第44号、令和5年度富士川町介護保険特別会計補正予算第1号の補足説明をさせていただきます。表紙の次のページをお願いいたします。

(以下、令和5年度富士川町介護保険特別会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により説明をいたします。タブレット340ページ、事項別明細書表紙の次のページをお願いいたします。

(以下、令和5年度富士川町介護保険特別会計補正予算事項別明細書朗読説明)

次のページからは、人件費に異動がありましたので、給与費明細書を添付しております。ご参照ください。

以上で、議案第44号の補足説明でございます。ご審議いただいただき、ご議決賜ります

ようお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第45号および第46号について補足説明を求めます。

上下水道課長 依田正紀君。

○上下水道課長（依田正紀君）

それでは、議案第45号の補足説明をさせていただきます。タブレット354ページをお開きください。議案第45号、令和5年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算第1号、次のページをお願いします。

（以下、令和5年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきます。タブレットの359ページをお開きください。

（以下、令和5年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算事項別明細書朗読説明）

なお、次の361ページ以降は、給与費明細書となっておりますので、ご参照ください。

次に議案第46号の補足説明をさせていただきます。タブレット372ページをお開きください。議案第46号、令和5年度富士川町下水道事業特別会計補正予算第1号、次のページをお願いします。

（以下、令和5年度富士川町下水道事業特別会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきます。タブレット377ページをお開きください。

（以下、令和5年度富士川町下水道事業特別会計補正予算事項別明細書朗読説明）

なお、次の379ページ以降は、給与費明細書となっておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第45号および議案第46号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

---

○議長（堀内春美さん）

これで、本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これにて散会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時44分

令和 5 年

富士川町議会 6 月定例会

6 月 1 2 日

令和5年第2回富士川町議会定例会（2日目）

令和5年6月12日  
午前9時00分開議  
於 議 場

1 議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

|    |    |    |         |    |
|----|----|----|---------|----|
| 通告 | 1番 | 5番 | 小 林 和 良 | 議員 |
| 通告 | 2番 | 3番 | 依 田 誠 司 | 議員 |
| 通告 | 3番 | 9番 | 齊 藤 欽 也 | 議員 |
| 通告 | 4番 | 4番 | 深 澤 一 幸 | 議員 |
| 通告 | 5番 | 8番 | 小 林 有紀子 | 議員 |
| 通告 | 6番 | 1番 | 宇田川 朱 恵 | 議員 |
| 通告 | 7番 | 6番 | 秋 山 仁   | 議員 |

2 出席議員は次のとおりである。（12名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 宇田川 朱 恵 | 3番  | 依 田 誠 司 |
| 4番  | 深 澤 一 幸 | 5番  | 小 林 和 良 |
| 6番  | 秋 山 仁   | 7番  | 望 月 眞   |
| 8番  | 小 林 有紀子 | 9番  | 齊 藤 欽 也 |
| 10番 | 青 柳 光 仁 | 11番 | 鮫 田 洋 平 |
| 12番 | 井 上 光 三 | 13番 | 堀 内 春 美 |

3 欠席議員

2番 神 田 雅 也

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(19人)

|   |   |   |   |   |     |     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 望 | 月 | 利 | 樹   | 副   | 町 | 長 | 早 | 川 | 竜 | 一 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 教 | 育 | 長 | 古 | 屋 | 三千雄 | 会   | 計 | 管 | 理 | 者 | 河 | 原 | 恵 | 一 |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 教 | 育 | 次 | 長 | 秋 | 山   | 忠   | 政 | 策 | 秘 | 書 | 課 | 長 | 中 | 込 | 浩 | 司 |   |   |   |   |   |   |
| 財 | 務 | 課 | 長 | 望 | 月   | 聡   | 管 | 財 | 課 | 長 | 渡 | 辺 | 成 | 昭 |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 税 | 務 | 課 | 長 | 長 | 澤   | 康   | 防 | 災 | 交 | 通 | 課 | 長 | 長 | 田 | 博 | 幸 |   |   |   |   |   |   |
| 町 | 民 | 生 | 活 | 課 | 長   | 一之瀬 | 三 | 千 | 福 | 祉 | 保 | 健 | 課 | 長 | 遠 | 藤 | 悦 | 美 |   |   |   |   |
| 子 | 育 | て | 支 | 援 | 課   | 長   | 大 | 久 | 保 | 公 | 生 | 産 | 業 | 振 | 興 | 課 | 長 | 望 | 月 | 奈 | 緒 | 美 |
| 都 | 市 | 整 | 備 | 課 | 長   | 井   | 上 | 勝 | 彦 | 土 | 木 | 整 | 備 | 課 | 長 | 山 | 形 | 謙 | 一 | 郎 |   |   |
| 上 | 下 | 水 | 道 | 課 | 長   | 依   | 田 | 正 | 紀 | 教 | 育 | 総 | 務 | 課 | 長 | 小 | 林 | 恵 |   |   |   |   |
| 生 | 涯 | 学 | 習 | 課 | 長   | 井   | 上 | 誠 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

5 職務のため出席した者の職氏名 (2名)

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 原 | 田 | 和 | 佳 |
| 書 |   | 記 |   |   |   | 井 | 上 | 直 | 人 |

開会 午前 9時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。  
相互に礼。着席願います。

---

○議長（堀内春美さん）

令和5年第2回富士川町議会定例会2日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところ  
ご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

○議長（堀内春美さん）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日は一般質問の日程になっております。

一般質問の通告者および当局者は、質問ならびに答弁の要旨をわかりやすく、簡潔に願  
いします。

なお、富士川CATVが、本日の一般質問を録画放送するため、議場内にカメラを設置し、  
撮影いたしますので、ご了承願います。

また、傍聴者の皆さまにおかれましても、撮影の対象となりますので、ご理解をお願い  
いたします。

なお、町民生活課長一之瀬三千さんから、欠席する旨の届けがありましたので、ご了承  
ください。

---

○議長（堀内春美さん）

日程第2 一般質問

質問の通告者は、7名であります。

これから、通告順に一般質問を行います。

それでは、通告1番 5番 小林和良君の一般質問を行います。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

おはようございます。それでは、通告に沿ってですね、質問をさせていただきます。今日  
は2つの質問をさせていただきます。1つ目はですね、町の公文書管理のあり方について。  
2つ目は、町のBCP業務継続計画ですね、これについて伺います。それでは、1つ目の町  
の公文書管理のあり方について、質問に入ります。この質問を行うきっかけはですね、旧庁

舎のアスベスト除去処理の追加案件の発生時に、なぜ当初からアスベストが発見できなかったのか、という問い合わせに対してですね、平面図しかなく、事前に把握することは困難であったとの回答でした。また、旧庁舎を設計建設した業者はどの問い合わせに対しても、建設当初の関係書類がないために、不明ですとの回答でした。また、要はですね、まだ解体前の使用していた庁舎の、重要な図面を廃棄してしまったということのようなんですね。ちょっと考えられない状況と思われまます。建築関係の知り合いに聞いても、まずあり得ないという話ですね。廃棄の理由としては、文書管理規程があり、文書の保管は最長30年。また、保管庫の物理的制限もあるために、廃棄を行う場合もあるとの回答でした。町の公文書規定ではですね、最長30年、そして10年、5年、1年、事務処理上必要な1年未満の期間というふうに分かれています。この保存期間を経過すると、各課の担当課の課長の判断により、廃棄が可能となります。しかし、各課長の判断に委ねられていますが、管理規程はその判断をする指針が示されておりません。したがって、仮に使用中の施設があったとしても、保存期間を経過すると、各課長が保存延長申請をしない限り、廃棄できてしまうのです。このことから、今の公文書規定のままでは、旧庁舎で起きたような、必要な図面が廃棄されてしまう可能性があると考えられます。そこで、(1)の質問に入ります。すみません、1の大きな1の質問、その中の(1)に入ります。町の公文書管理のあり方について、(1)町の公文書管理は、平成22年3月8日、西暦でいうと2020年の3月ですね、約13年前に施行された富士川町文書管理規程によりますが、今回のような事例が起きたことから、廃棄時期の基となる保存年限の見直しの必要性について、町の考えを伺います。よろしくお願ひします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。公文書の管理につきましては、文書管理規程に基づき、財務課が統制する中、各所管課の責任のもと、管理を行っております。公文書の管理において、文書保存年限は重要な要素であるため、保存年限基準表に基づき、30年、10年、5年、1年と定めており、文書廃棄は、所定の保存期間が経過した後に行うこととしております。また、永年保存が必要な文書につきましては、所管課長と財務課長が協議の上、保存期間を延長し保存することも可能となっております。こうしたことから、現在、運用している規程の範囲内での運用を、継続して参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

現に旧庁舎の図面は、この規定に沿ったやり方ですね、建屋解体前に廃棄されてるんですね。町の財産の図面が、必要な時期に廃棄されて存在しないという信じられないことが起きています。この現実を考慮してもなお、現在、運用している規定の範囲内で、運用を継続するというご回答ですが、今回のように解体前に廃棄されることを、現行の規程でどのように防止されるのか、説明をお願いします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。文書の保存年限は、重要な要素でございます。保存年限基準表に基づき、30年、10年、5年、1年と定めておりますので、この保存年限の年数基準につきましては、規定年数の範囲内での運用を継続して参りたいと答弁をしたところでありまして、しかしながら、建屋解体前に廃棄した事実もあったことから、施設図面類の保存管理を徹底する内容の見直しであれば、改定に向けた検討を進めて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問です。今回のような事案を防止するにはですね、各個人の判断に委ねるのではなく、しっかりと指針を明記する必要があると考えます。例えば、これは当たり前のことなんですけども、現状使用中の建屋、施設等に関する書類は、保存年限を超えても、保存を継続する等のはっきりとした指針を明記する必要があると考えます。この点についてお考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。文書管理規程の見直しにつきましては、保存年限の基準の1つであります。30年の数値は変えず、廃棄しない文書等を補足的に明記するような改定であれば、施設図面類の管理にも有効となることから、規程の改定に向け進めて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問です。規程の改定に向け進めていくとのことですが、いつ改定を行うと考えているでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。文書管理規程の改定に関しましては、この年度内での改定を目標に進めて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

はい、分かりました。それでは（2）の質問に移ります。公文書はですね、町の重要な財

産です。この図面・台帳の整備について、特に各施設図面においては、施設図面管理専用のですね、図面管理フォーマットを定めて、全庁での一元化および共有化を図る必要があると考えます。このフォーマットにはですね、各施設ごとに図面の種類、図面には意匠図、構造図、設備図、外構図等があります。このですね、更新日、図面保存形態、要は電子データか紙ベースか。存在するのか、廃棄したのか。廃棄の場合はその理由と、廃棄年月日、廃棄担当者。図面格納場所、これで施設ごとの図面が一目瞭然なんですね。現状はですね、どの図面があるかは、格納場所に行かなければ分からないといった場面も見受けられます。これについて、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。施設図面類の管理につきましては、文書管理規程に明確な定めがなく、保存年限基準表に基づき、所管課長がこれを定めることになっていることから、各所管課において管理・保存を行っております。施設図面の一元管理につきましては、便利さや効率性の向上、情報共有化が図られ有効な手段であることから、図面管理専用の共通様式を定めるなど、役場内の関係課と協議を行い、一元化に向けた取り組みを推進して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問です。現在、行っているですね、ファイリングシステムっていうのがあるんですね。役場の方では、文書についてファイリングシステムを使用している。これとのすみ分けですね、それと紐付けはどのように考えているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。施設図面類のファイリングシステム内での管理につきましては、竣工図などの平面図などは、キャビネットなどの保管先を指定し管理している文書もございます。しかしながら、施設図面一式となりますと、文書量も非常に多く、ファイリングシステム内での管理ができない状況もあることから、図面管理専用の共通様式を定めるなど、一元化に向けました取り組みは必要であると考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問です。取り組みの推進にはですね、目標期日の設定が必要になります。各課が同じ目標に向けて推進する目標期日。目標がないとですね、計画はなかなか前に進まないものなんですね。そこで、いつ頃を目標にされるのか、ご回答をお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。文書管理の取り組みの推進に関しましては、今年度、年度内での完成を目標に、進めて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

年度内ということですが、年度内と言わず、できるだけ早い時期の改正をお願いします。それでは（3）の質問に入ります。現在、文書はですね、紙ベースでの保管がメインであります。自治体のDX推進も叫ばれる中、町では文書の電子化について、今後どのように進める計画なのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。文書の保管につきまして、文書保存箱を使用し、現在、庁舎の地下書庫に保管をしております。文書の電子化につきましては、これまでも検討を重ねて参りましたが、既存文書の電子化には多くの時間と経費が生じることから、実現には至っておりません。しかしながら、人口減少時代において、自治体DXによる事務の効率化が強く求められており、文書の電子化も重要な施策のひとつとして、位置づけられています。こうしたことから、今後は、デジタル技術の活用を始め、ペーパーレス化の拡充を図るなど、公文書の電子化に向けて検討して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問です。既存文書の電子化は、実現が困難というようなことですが、それではこれから発生するですね、文書の電子化はどのように推進する計画でしょうか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

これから発生する文書の電子化につきましては、電子化が可能な文書、不可能な文書を判断する中で進めて参ります。特に文書量が多くなると思われる事業課の施設図面類につきましては、既に電子化し納入されている完成図書類も、一部ございます。こうしたことから、まずは施設図面類一式の電子化を目標とし、全庁的にも利用でき、電子データの共有化が図られるよう進めて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、例えばですね、施設ができたときに、施工業者からは、完成図書等の書類が来るんですね、これをですね、完成当初を電子データで納品する電子納品っていうのがあるんですけれども、それは全ての図面、関係書類を電子化して、それをCD、CD-RとかDVDで供給するというやり方があるんですけれども、これは現在、どのように進められているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。完成図書の電子納品につきましては、今、現在、事業課において図面、平面図などの一部ではありますが、既に導入をしております。今後につきましても、全庁的に電子納品の推進を図って参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問です。ところでですね、電子納品の場合にも、紙ベースの完成図書は要求されていますか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのお答えをいたします。現在、完成図書の電子納品とともに、紙ベースでの完成図書も、要求をしている状況であります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問です。そうなるそうですね。電子納品を進めても、ペーパーレス化は進まないということになるんですね。紙ベースの完成図書も要求している理由を説明していただけますか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。電子納品だけではですね、パソコンの使用不可能時や、完成検査時等の確認、また窓口などにおいて誰でも閲覧できるように活用するために、要求をしているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

ペーパーレス化っていうのは、資料作成の費用も削減できるので、結局はコストダウンにも貢献できるんですね。ただ、おっしゃられるように、組織の文化変革も必要になると思

ます。しかしですね、もう1度紙ベースの必要性についてご検討をお願いします。それでは再質問です。電子化を進める1つの要因として、格納場所の確保限界、要は格納するスペースがだんだんなくなってくるということがあるんですけども、現在、地下の保管庫を含め、保管場所は物理的にどれくらいの占有率でしょうか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。現在、地下保管庫には文書箱が約3000箱を格納できますが、現時点では約1800箱を格納をしており、今、現在の占有率は約60%の状況でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

現状においては、まだ40%のスペースがあるようですが、おそらくペーパーレス化を進めないと、占有率100%も時間の問題ですね。新規の保管図面は、データで保管する等の工夫がやっぱり必要になると考えます。併せてご検討をお願いします。それでは大きな2の質問に移ります。2はですね町のBCP、ちょっと聞き慣れない言葉かもしれませんが、業務継続計画についてお伺いいたします。BCPとはですね、ビジネスコンティニュイティプランの頭文字なんですね。行政機関を対象とする場合は業務継続計画、民間企業では事業継続計画と解釈されています。これは災害時や緊急時においても、いかに事業や業務を継続するかという考え方に基づいて、そこがですね従来の防災計画と異なってます。それぞれの企業、自治体にはどのような状況であれ、必要とされる業務を遂行しなければならない社会に対する一定の責任があります。自治体においても、災害時は住民の生命、身体および財産を災害から保護する責務があります。BCPでは、企業や自治体が災害や事故等で大きな被害を受けても、重要業務をなるべく中断させない、仮に中断してもできるだけ早急に、あるいは許容される時間内に復旧させる。業務継続を実現するための戦略を計画します。事前対策を着実に実施していくことを定める非常に重要な計画の1つです。そして、このBCPは常に変化する環境に対応するため、継続的な評価と更新が必要とされています。そこで1の質問に、(1)の質問に入ります。町ではですね、平成29年2月にBCPを策定した後、更新しないまま6年が経過しています。定期的に見直しを行う必要があるBCPについて、町ですね、今後の更新計画についてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。BCP、業務継続計画は、災害や緊急事態が発生した場合において、町民の生命・財産を守ることを目的に、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保などをあらかじめ定める計画であります。これまで、町では、東海地震等の被害を想定した、「地震編」と、新型コロナウイルス等の感染症被害を想定した「新

型インフルエンザ等業務編」のBCPを策定し、発災時において適切な業務対応ができるよう務めて参りました。今後は、新庁舎も完成する中、公共施設等の環境も大きく変化している状況であることから、現在のBCPを検証し、必要な項目等の見直しを図るなど、計画の更新に向け、取り組んで参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問です。現在、町のですね、想定被害は地震編と新型インフルエンザ等の業務編に分かれています。そのみですけれども、自然災害、水害、テロ攻撃、サイバーセキュリティの脅威などについては、今後どのように対策を策定する計画でしょうか。お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。他のBCPにつきましては、業務の執行体制や対応手順など、継続業務の必要性を十分協議する中で、今後検討して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問です。6年間ですね見直しがされていないBCPですが、どうして6年間見直しをされなかったのかということについては、ここでは触れませんが、早急にですね、見直し・改定を行う必要があります。いつごろを目途に進める計画でしょうか。教えてください。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。今回、新庁舎が完成したことによりまして、新たに見直す項目もあることから、年度内には改定できるように取り組んで参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは（2）の質問に移ります。消防庁はですね、令和3年6月1日現在の地方自治体における業務継続計画策定状況の調査結果を発表しました。パネルをご覧ください。このパネルでですね、ちょっと文字が小さいかもしれませんが。ちょっとこれ、深澤議員が作成したパネル置台をちょっと利用させていただいて。これによるとですね、富士川町の重要要素の設定状況についてはですね、未設定の項目が6か所あるんですね。近隣他町村より多いという状態です。未設定項目としては、首長ですね、首長不在時の代行順位。代替庁舎の特定、庁舎が万が一崩壊したときに、どこの代替でやるかということですね。あと非常用発

電機の確保、非常用発電機の燃料の必要な備蓄量を定めること。職員のための水、食料の必要な備蓄量を定めること。あとバックアップすべき重要な行政データを特定していること。以上の6項目は実は未設定なんですね。ここにある赤で囲ったところ、あと黄色くバツになっているところが、これ富士川町のものなんですけども、なぜか近隣、これ近隣他町村のものをここに抜粋しました。なぜか多い。今後ですね、町としてどのような施策により、これらの項目を満たす計画なのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。消防庁が実施しました、BCP策定状況等の調査結果につきましては、総務省の報道資料として公開されております。町のBCPは策定済みではありますが、未設定の項目として、代替庁舎の特定、電力・水・食糧等の確保、重要な行政データのバックアップなどの項目が該当するところであります。こうした中、新庁舎完成により、庁舎耐震化の強化や、非常用電源による十分な電気の確保が図られたこともあり、現時点で、改善が図られた項目も出ている状況であります。今後は、未設定の項目解消に向け、BCPの見直しを行い、災害時における業務継続性の確保に務めて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問です。見直しにおいてですね、この未設定の6要素の項目は全て改善される計画でしょうか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。6要素の項目であります。既に改善されている項目もございますので、残りの項目につきましても、この見直しを図ることにより、改善できると考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは（3）に移ります。BCPをですね策定しただけでは、災害が発生したときにすぐに対応することはできません。このため、定期的にBCPに基づく訓練や演習を実施する必要があります。これらの訓練・演習はどのような計画で行うのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。発生時において、BCPが有効に活用されるた

めには、定期的な訓練や演習が必要であります。また、訓練や演習を通して、発災時における各自の役割を明確に認識させることや、不備や欠陥等の改正すべき点を明らかにし、それらを改訂することも重要であります。こうしたことから、現在、実施している防災訓練に、事業継続に資する要素を盛り込むなど、BCPを習得できる訓練内容となるよう、進めて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問です。今までですね、BCPに関して訓練を実施した事例はございますでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。訓練につきましては、昨年の総合防災訓練において、職員を対象にBCPを基本としました机上での各課の対応訓練を実施をしたところがあります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

これからですね、実施する予定のBCPの訓練は、どれくらいの周期で行う計画でしょうか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。BCPに掲載してあります、訓練・研修計画がございます。この訓練・研修計画に従いまして、年に1回程度を継続して実施して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、その訓練は、机上での訓練でしょうか、それとも実地訓練を検討されているのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。訓練につきましては、計画の実効性を高めるため、机上訓練だけではなく、実地訓練を実施して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは（4）の質問に入ります。ご承知のようにですね、BCPは維持・更新、それに基づく教育や研修を継続的に実施していくことが必要です。今後、町では、全職員に対してどのような教育、研修を行う計画なのか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。BCPを維持していくには、定期的な見直しと同時に、継続的な職員への教育も非常に重要な要素であります。町では、昨年の総合防災訓練において、職員を対象に、BCPを基本とした机上での対応訓練を実施したところであります。BCPは、発災時における業務継続の基本となりますが、計画を遂行する、職員の適切な行動は、非常に重要となります。こうしたことから、今後も、BCPの項目にある、訓練・研修計画に従い、災害対策本部参集・運営訓練などの各種研修を、定期的に、実施して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、先ほどの訓練と同様にですね、定期的に行う、行われるということなんですけれども、これも周期は1年くらいの周期で行うと考えてよろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。BCPの訓練・研修に従いまして、年に1回程度、継続して実施して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

分かりました。ご承知のようにですね、自然災害の発生回数は、近年増加傾向にあります。そしてその規模も、大きくなっています。役場はですね、災害が発生したときは、地域の安全と救援活動の中核となって対応を行う大切な業務を担っています。また、上下水道、道路、橋梁、河川等のインフラ、各管理施設の維持管理継続業務を担っています。BCPは、例え町が被災しても、生き延びるためのあらゆる戦略を記述した重要な計画書になります。更新・教育・訓練、ともによろしくお伺いいたします。最後に町長にお伺いします。文書管理規程およびBCPについてお伺いいたします。町長、今のこれらを、質問・回答を総括してご意見があればお伺いいたします。

○町長（望月利樹君）

ただいまの小林議員の質問にお答えいたします。小林議員からご指摘があったですね、町

の公文書管理のあり方について、またBCP、業務継続計画について答弁させていただきたいと思います。まず町の公文書管理のあり方についてでございます。最長30年という保存期間ということですね、これまで運用されてきました。しかしですね、ご指摘のとおり現存するですね建物についてはですね、しっかりとその図面というのを残していかなきゃいけない。またデジタル化ということですね、対応をしていく。今、現状、過渡期ですから現物の納品ということもあります。今後、さらにデジタル化が進んでいくことによってですね、その文書の量、また業務量の縮小ですね、DXの推進という部分がですね、徐々に進んでいくのではないかなというふうに思っております。議員がご指摘いただきまして、しっかりとですね今年度中にですね、その方向性をですね決めまして、文書管理のあり方もしっかりと残っていくようにですね、やっていきたいと思っております。また、町のBCP、業務継続計画についてでございます。まさにBCPについてはですね、自然災害の発生、また頻繁する規模が大きくなるですね、災害に対応するため、町が生き残りをかけてですね、やっていく背骨の部分だというふうに私は思っております。しっかりと実践的なBCPが遂行できるようにですね、町もしっかりと訓練を続けていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

ここで議長から注意をさせていただきます。質問ならびに回答する場合は、必ず挙手をして指名されてから、始めてください。

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

町長からも、しっかりとした指針をいただきました。町が生き残るための必要な対策と思われしますので、よろしく申し上げます。以上で私の質問を終了いたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告1番 5番 小林和良君の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告2番 3番 依田誠司君の一般質問を行います。

3番 依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

私からの質問ですが、1として企業誘致について2問、2番目は若い世代の定住促進について1問です。まずは、1として企業誘致について、本町の企業誘致は、企業からのオファーを受けてから動き出しているように思えるが、1として本町の企業誘致については、具体的にどのように考えているのか伺いたいです。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

依田議員の質問にお答えいたします。企業誘致は、町の重要な施策の1つであると考えております。しかしながら、町の企業誘致候補地はですね、現在、農振農用地であることから

企業からの条件が合わず、マッチングには至らない状況が続いています。こうした中、昨年度は農用地での誘致が可能な農業法人の参入をサポートしたところでもあります。こうしたことから、今後も企業の規模や業種にこだわることなく、地域経済の活性化や雇用機会の創出に繋がるよう、企業誘致を進めて参りたいと考えています。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

再質問です。昨年は農業法人の参入があったということで、実施実績があったようですが、これまでの企業誘致については、なかなかマッチングに至らなかったようです。どのような企業からの相談がありましたか。教えてください。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。今まで相談のあった企業については、比較的大きな面積を必要とする食品工場や飲用水製造工場でありました。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

再質問です。相談があった企業は、なぜ契約に至らなかったのか、その原因がどこにあるのか、検証しておりますか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。先ほどの答弁のとおり、農振農用地であることや、比較的大きな面積を必要とする土地ということで、見合う面積がないこと、ハザードマップで浸水想定区域であることが要因でございました。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

再質問です。企業の意見を集約し、経営計画を練り直す考えはありますか。今の農振法の件も含めてです。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。今後も企業の特性に合った誘致を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

再質問です。それでは、企業が希望するようなインフラなどを整備することができるのでしょうか、伺いたいです。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。企業が進出する条件によっては、上水道、下水道布設などをはじめ、インフラの整備は必要と考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

再質問です。そもそも町では、どのような地域や場所に企業を誘致していきたい考えがあるのか、伺いたいです。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。町では、地域や場所にこだわることなく、企業の望む用地に対して支援をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

再質問です。当然のことながら、企業が来ていただければ、新たな雇用が生まれ、定住も期待でき、それにより各種の消費が生まれ、町の活性化に繋がります。町長はいかが考えておられますか。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。まさにですね、企業誘致をすることによってですね、新たな雇用が生まれて定住も期待できます。そして、今後、心配される町の財政ですね、税収という部分が見込まれてきます。しかしながらですね、現在ですね実は町の全体の計画ですね、この地域をどういうエリアにしようとか、この地域をどういうエリアにしようっていうそういうですね、全体的なしっかりとしたですね、ビジョンが定まっていない状況でした。ですから、今後はですねしっかりとですね、エリアでですね、しっかりと計画を立てながら、企業誘致を進めていきたいというふうに思っているところです。他の自治体に目を向けますとですね、しっかりと、例えば工業団地等を準備して、それから来てくださいという状況で、しっかりとそのマッチングというのはいまうまくいっている。物流倉庫ですね、中部横断道周辺の物流倉庫とかですね、様々なその商業施設という部分、やはりしっかりと町で計画を立てて、そこで来てくださいという、こういうスタンスが必要じゃないかなというふうに思っている

ところでございます。うちの町に目を向けたところですね、やはりインター周辺ですね、そしてバイパス周辺がですね、ここは農振がかかっている状況です。ここは、どう考えても、今後その例えば商業施設とかですね、例えば人が集まるような施設とか、そういったですね農業という部分よりも、やはり市街化していくべきではないかというふうに、私は考えております。一方でですね中山間地域ですね、ここでは農地がですね虫食いのような形で、今、遊休農地があると。こういったところを、しっかりとその棲み分けして、町全体でエリア意識を持ってですね、そしてしっかりとインフラ整備してから企業を誘致するというような、こういう方針に切り替えていかなきゃいけないと思っています。中部横断道沿線ではですね、もう各自自治体企業誘致、競争が始まっています。うちの町は今、置いていかれてるような状況ですから、しっかりとですねビジョンを固めて、企業誘致して、そして税収をアップさせるという、こういう政策を今後とっていききたいというふうに考えています。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

町長、今の意見でわかりましたけど、そのように進めてください。もう1つ、質問、今度は2に移ります。製造業は、先ほど言ったみたいに工業団地みたいのを造っている市町村は多いんですけど、製造業や物流業関係の企業は、どうしても大規模の土地を必要とします。本町は、平地が少なく、さらに農振法の規制がかかっている土地が多いため、用地を多く必要とする産業の誘致は、難しいのではないかと考えております。2番目の質問に移ります。

I T関係の企業誘致などを考えているのか伺いたいです。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。I T関係の企業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークなどの新しい働き方が増え、地方へ拠点を移す企業が増加しているとのデータが公表されております。設備投資が比較的少なくてすむI T関係の企業に、空き店舗などをサテライトオフィスとして活用してもらうことで、商店街の活性化や企業誘致などの課題解決にもつながると期待ができるところであります。こうしたことから、企業誘致対策として、「サテライトオフィス支援事業費補助金」や「空き店舗バンク制度」などの支援策を整備しております。今後もI T関係の企業が進出しやすい環境を整えるため、空き店舗バンクの登録を増やすなど、誘致に取り組んで参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

再質問です。リニア中央新幹線が、2027年には品川東京間が開通する予定です。これにより、東京が通勤圏内となります。それに加え、山梨県は大きな災害が少なく、特に富士川町は県内でも災害が比較的少ない町です。リニア中央新幹線の開通は、町にとっては大き

なチャンスではないかと考えております。それを踏まえて、企業誘致は全ての産業を対象するのではなく、町の実情に合う企業誘致に戦略を練り直す考えはないか、伺いたいです。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。町の実情を考えますと、農業振興地域の縛りが厳しいことがあり、農用地での誘致が可能な農業法人の参入のサポートを行ったところでございます。今後も町としては、企業の規模や業種にこだわることなく、誘致を進めて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

町としては多方面で考えているということで、ちょっと私の私案ですが、町は先ほど言ったみたいに、業種にこだわらず、具体的にはハードやソフトウェア研究企業など、ICTなどの活用ができる産業を中心に据え、例えば旧増穂商業高等学校跡地などに誘致を考えていけないかと思いますが、いかがでしょうか。町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。まさにですね、ハードウェア研究開発企業、ICT活用企業などですね、これからの先端技術を担っていくような企業をですね、そこを誘致していきたいという思いは強く持っております。しかしながら、かなりですね、その企業誘致もですね、各自治体一生懸命やっている中で、なかなか来ていただけない。その中でですね、今、議員ご指摘があったとおりですね、増穂商業跡地という部分をご指摘をいただきました。増穂商業跡地についてはですね、教育関連施設というようなことでですね、県から譲り受けるということですね、今、話が進んでいるところでございます。もし、企業誘致ということになって、教育関連なしのですね企業誘致ということになってくればですね、また県との協議も必要になってきますが、その辺はですね条件に合わせてですね、柔軟に県にも対応していただきながらですね、協議を進めていきたいというふうに思っているところでございます。跡地利用についてはですね、まだ全体的な青写真というものが描けていません。県の方もいつですね、うちの町に譲渡してくれるのかということも、議論が県に投げられているんですが、ちょっと進んでいない状況でございます。ですからですね県の方がですね、増穂商業跡地を譲っていただけるというような形の議論が進んできたらですね、また議員の皆様とともに、その跡地利用のあり方、また町民の皆様とともにですね、どういった土地をですね、有効活用していくかということを議論をしていけたらなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

再質問です。事情はわかりました。しかし、先ほど言ったみたいに、2027年、多少遅れるかもしれないけどリニアは確実に開通します。今がチャンスだと思います。開通してからやったのでは遅いと思いますので、スピード感をもって進めていただきたいと思います。それでは次の質問に移ります。

○議長（堀内春美さん）

依田議員。途中ですが、ここで暫時休憩とさせていただきます。

開会は、10分後、10時12分ということをお願いいたします。

休憩 午前10時 2分

---

再開 午前10時12分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて、再開いたします。

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

それでは次の質問に移ります。2の若い世代の定住促進について、現在、町では定住奨励金などの支援を行っているが、住宅取得に対して新たな支援措置を講ずる考えがあるのか伺いたいです。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問につきましてお答えいたします。移住定住の施策につきましては、定住奨励金制度、空き家改修費補助、中山間地域等における住宅用地取得補助、東京圏から本町へ移住される方への移住支援金補助制度を行っており、さらに、若い世代への定住促進対策として、結婚新生活支援補助制度などの、多くの移住定住施策を行っております。こうした中、定住奨励金制度につきましては、町外からの移住者だけではなく、町民が町内で転居した場合にも利用できる制度となっており、昨年度は202件、1987万円を交付したところであり、他の制度と合わせ総額2318万6千円の助成を行ったところであります。こうしたことから、住宅取得において新たな制度の創出は考えておりませんが、現制度を推進して参りたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

再質問です。香川県のまんのう町というところがあるんですけど、町外の若い世代の定住促進と、町内の若い世代の流出を少なくするために、まんのう町では、住宅取得に対して支援措置を講ずることにより、町内への定住をうながす条例を制定しています。うちの町にも、先ほど聞いたようにあるということなんで、はい、補助金の対象は満40歳以下の若者で、町内に住民登録しているもので、継続して5年を超えて町に定住する意思があるもの。新築

住宅、建売住宅は最高150万円、中古住宅は50万円までの支援が受けられます。さらに、町内の森林から生産された木材を一定以上使用する条例を適用すれば、50万円を限度とした支援が得られます。令和元年から4年までの補助金件数は、元年は73件、2年は51件、3年は47件、令和4年は43件です。なお、元年の73件は消費税10%適用の駆け込み需要のため、特に多くなっています。今年度の申し込み状況はと、まんのう町に聞きましたら、50件以上を見込んでいるということです。人口減少を避けるための手助けになると思いますが、町では、私の話したことはどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問につきましてお答えいたします。依田議員さんがおっしゃりました、まんのう町。こちらは若者を対象にした住宅取得補助事業ということで聞いております。富士川町のこの定住奨励金制度、こちらにつきましては年齢の制限等は行ってございませんが、住宅を取得した方々が、今後出てきます固定資産税、都市計画税等の金額と同額のことを、申請により最長5年間支給していくものになってございます。まんのう町と同様に、町内にやはり5年以上住もうというその意思を確認する中で、ただいまのこの事業を行っているところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

はい、わかりました。同じことを重なるかもしれませんが、再質問です。まんのう町の若者定住促進の特徴は、二世帯住宅や店舗併用住宅も対象となります。建てる地域の限定もありません。若い世代の、先ほどうちの町にもあると言われましたけど、町外からの定住促進と、町内からの流出を食い止めることを目的としています。一応期限を決めています。今の期限は、平成27年4月1日から令和7年3月31日までの10年間です。まんのう町によりますと、期限を切った方が、より定住を促せるものと考えて、一応10年。直接、地域課があるんでそこに聞いたところ、延長はないんですかって聞いたら、延長は一応考えています。ただ、最初にやるときに期限を決めた方がわかりやすいと、いつでもできるっていうのは、あんまりよくないんじゃないかってことでこれに決めています。まんのう町は、うちと富士川町と同じように、以前は隣の丸亀市や高松市に家を建てる状況が続いているそうです。今も続いているけど、かなり少なくなったということです。本町でも住宅を購入する若い者は、南アルプスや中央市など近隣の市町に決めることが多いと聞いていますけど、私も感じています。だからこそ、わかりやすい補助金を出した方がいいと思うし、ある程度目標、先ほど40歳と言いましたが、40でなくてもいいとは思っていますよ。ただ、基本的には若い世代の定住、移住を促すのと、もう1つは流出、流入だけじゃなくて流出も食い止めることを考えた方が良くって、一応質問しているんですけど。町長はこのことについて、いかがお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。まさに移住定住政策ですね、そして若い人たちの流出、これを防いでいくということ、喫緊の課題だというふうに思っておりますし、議員が勉強されたようにですね、先進事例というのをしっかりと勉強しながら、町もですね、やっているからいいよということではなく、やっても今は成果が出ていないですから、それをどうやって成果が出るようにカスタマイズしていくか、変えていくか、これ、こういう努力はすごく大事だと思います。確かに香川県ですね、この山梨県の富士川町よりもですね、条件はですね、やはり四国ですし、香川県ですし、そして丸亀、そして近くにですね、高松市があるという状況の中でですね、人口減少、これ、加速していくモデルみたいところが、反転攻勢しているということです。うちの町よりも条件が悪い町がですね、努力してその反転攻勢をしているということでございますから、うちの町も、今、制度があってやっているよということで、そこにあぐらをかくわけではなく、実際、流出している人たちが多いわけですから、それをどうやって食い止めていくか。もしくは、逆に、うちの町にどうすれば人が呼び込めるかということ。これは本当に突き詰めて、どんどん、どんどん、自らブラッシュアップしていかなくちゃいけないというふうに考えておりますので、ぜひ、委員の皆様含めみんなですね、いい方向いい方策をですね、議論して考えていきたいなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

はい。これで終わりますけど、ぜひ先ほどの企業誘致も含めて、定住の件も町長が、今、言われたとおりにスピードアップして。町で考えるんじゃなくて、議員も、できたら町民も巻き込んで考えていきたいと思えます。このことは、人口減少ってということなんです、結局は。それはもう町、つまり町民も今から厳しい状況が、今よりずっと厳しい状況に置かれているってことなんで、その辺は私ども考えますけど、町側も真剣に考えて、スピード感を持って進めてください。以上で私の質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告2番 3番 依田誠司君の一般質問を終わります。

---

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告3番 9番 齊藤欽也君の一般質問を行います。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それでは通告に従いまして、一般質問をしていきたいと思っております。まずはじめにですね、峡南医療センターへの繰出金のあり方ということで質問させていただきます。なんでこの質問をするのかということをもっとおきまして、私、4年ぶりに昨年、町会議員に復帰しまして、そのときにですね、予算の中に、峡南医療センターへの繰出金ということで、

3億円以上のお金が計上されていました。そして、なおびっくりしたのは、長期貸出金ということで、2億円が同時に計上されると。本年度予算においてはですね、昨年に沿った形での繰り出しということで、長期貸付金の予備として計上されていた2億円については、項目からは削減されたということなんです。この件については、長いこと、富士川町になってからですね、議会でも多くの議論を呼び、今日に至っているということが、まずこの質問の出発点です。読みながらですね、原稿を用意していますので、読みながら質問していきますけれども、まず初めに確認しておきたいのは、峡南医療センターは、社会保険病院、鯉沢病院から、市川三郷町と富士川町の2町による自治体病院として、平成26年4月から運営されてきました。もちろん、このときには市川三郷町立病院、当時のですね、これも一緒にということなんです。そのために、新しい町になった富士川町では、まず病院を買い取るということで、医療センターの運営が26年4月から始まりますけれども、そこに至る過程においては、多くの紆余屈折を経てきました。議会の中でも、喧々諤々の議論をしたという経緯があります。平成22年3月8日に新富士川町が誕生して、4月には初代の町長が選挙で、志村町長ですけども、当選したと。この病院についてはですね、社会保険病院の整理統合ということで、もう20年、19年かな、そのくらいから全国的に議論をされ、そして社会保険病院であった鯉沢病院は、その、いわば整理対象の病院として名前が挙がってきました。ただ、最終的にはですね、多くの自治体が病院経営には乗り出さないという中で、新たな整理機構によって残りの全ては運営されたと。私の記憶では、長野の岡谷病院、そして徳島の病院、そして東北、青森でしたかね薬科大学が病院を引き受けたということは承知しております。さて、この病院を取得するにあたってはですね、当時の志村町長がですね24年5月に、住民説明会を行いました。当然これは住民の理解を得ることが必要なんで、議会には突然の通告をしながら、住民説明会を町長は各地区で行いました。そこでの町長の発言は、病院は儲かると。地域医療も大事だし、その上、さらに病院は経営さえうまくすれば、儲かるんだよということで住民を納得させ、そして議会もですね、賛成、反対ありましたけれども、そういう中である意味では必要だという意味もあって、議会も納得して新しい医療センターが設立されたということです。当時、町が示した経営プランではですね、26年4月開設の新病院、峡南医療センターの経営予測っていうのはですね、当初7600万余りの黒字だという予測が示されていました。もちろんそれに対しては、懐疑的な意見もたくさんありましたけれども。さて、いざ始まったという段階でですね、26年4月に開設しながら、6月には予測が変更されました。4億円の赤字が出ますよという予測です。なおかつ、26年の初年度の決算はですね、4億円ではなくて7億円の赤字と。これ、正直私もそこまで行くとはびっくりしました。7000万円の黒字予測が、途中で4億円ばかりの赤字だよと。最後に決算したら7億円だよと。これでは議会としてもですね、納得できるわけがない。そこで何が起こったかという、長期の貸し出しと、これはやむを得ないと、長期あるいは短期の貸し出しを町がしましようということでやっていったんですけれども、毎年赤字がどんどん膨れ上がると、28年度には11億円を超えちゃうと。その間、企業団の経営者がしたことは、途中で職員の退職引当金2億円を経営の方へ繰り入れて、少しでも見せかけの赤字を減らすといったようなことも行われたと。28年には、既に企業団が民間から借り入れるための資金不

足率が10%を超えてしまうと、当然民間からの借入れもできないというような事情まで、ところまで追い詰められて当時、富士川町では確か3億5、6000万円。長期短期含めてやったということです。時を経まして、改革プランもいろいろあったんですけど、時を経ましてですね、現在は、令和3年度では2億円以上の純利益を上げると、ある意味、経営努力したということとも言えますし、またコロナによってですね、3億円から4億円の収入増ということもあったんですけども、今日は現在、とにかくそのような形でこういうふうになっていると。今、依田議員なんかも、町がやっぱりお金を稼ぐためには企業誘致が必要だとか、あるいはふるさと納税が必要だと、多くの議員さん言っています。しかし一方では、依然として3億数千万円のお金をですね、峡南医療センターに入れると。私の記憶では、私が最後の年度ですか29年度の予算のときに、時の町長が、これではやっていけないと、貸付という形態でやっていけないから、地方交付税の中の特別交付税分、約毎年3億円前後あります。これを、峡南医療センターへの交付金としてみなして出しましょうと。当時私は、もうやむを得ないよと思いました。いつまでも貸付だったら、これは返済額ですから、峡南医療センターの大きな負債として、なかなか改善ができない。当時どういうことを、私チラシにも書きましたけども、もうやるべきものは、その段階で1回やっちゃえよというぐらいのことまで、私自身が言わざるを得ないような状況でした。しかしですね、

○議長（堀内春美さん）

齊藤議員。

ここで注意をさせていただきます。本題に、質問に入ってください。

○9番議員（齊藤欽也君）

すみません。要は、そういう中でですね、今日は黒字になったという中で、毎年、今、特別交付税分をみなして支出していますけれども、この繰出金のあり方についてですね、見直しを考えるべきではないかと思っていますが、当局はどのように考えているのか、伺いたいというふうに思います。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。峡南医療センター企業団は、平成26年4月に発足し、今年で10年目を迎えております。統合して間もない平成26年度から29年度までの企業団の経営状態は、経営資金不足により、マイナス決算が続きました。しかし、平成29年度以降は、経営改革による経営改善はもとより、両町からの繰出金の見直しがあり、平成30年度以降は、プラス決算が続いているところでございます。このような中、繰出金は、総務省の繰出基準に基づいて算定をされているとともに、構成町である市川三郷町と十分な協議を行った上、令和4年度は、3億6123万6千円を繰出しております。こうしたことから、繰出金のあり方につきましては、現段階での見直しは考えておりません。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ただいま、繰出基準ということで総務省の繰出基準というのと、法定協なんかで作られてきている基準といったようなことが、言われたと思うんですけども。これはあくまでも、病院を持っている自治体に対する繰出基準、地方交付税に算入する基準というものと、それともう1つはですね、町が不足分があれば出すのかどうかわかりませんが、その点についての繰出基準というものがあるんだと思います。私が見ている限りでは、それらを合わせても、おおよそ1億円ちょっとということだと思うんですけど、この繰出基準ってのはどういうものなのか、お答えください。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまの繰出基準についてのご質問にお答えいたします。繰出基準とは、毎年、総務省から公営企業について、自治体は経費を出すようにされておりまして、その繰り出しを行う経費については、各項目がございまして、病院の事業の経費というような、そういう項目について収入と必要経費を計算をしまして、赤字が発生した部分につきましては、そちらの部分は町から繰出金として出すということになっております。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

もう一度、繰出基準についてお伺いしますが、総務省で言っている繰出基準っていうのは、あくまでも自治体病院を抱えている町に対して、地方交付税の中に算入する場合に、こういう計算できて、それをうちの町では、当然峡南医療センター企業団に、そのままあげるといふ部分だと思うんですけども。私が問題にしているのは、先ほど、赤字があったら補填する、しなくちゃならないんだよっていうお話がありましたけど、これは法律で定められていることなのかどうか、まずそこをお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。総務省の繰出基準の内容としましては、赤字が発生した部分については、そちらの算定に則って繰出金が出されるものと認識しております。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

今、ここにですね、令和3年度の決算資料の中にですね、企業団運営負担金交付事業ということで、事業費が約3億6000万。その内訳っていうのはですね、交付金は5831万円、起債が1750万円、一般財源、これは町の一般財源という意味ですけども、2億8400万円というふうなことがですね、決算資料の中にあるわけですけども、この一般財源2億8000万というのは、いわゆる総務省で言う繰出基準とは、全く別のお金じゃないんじゃないのか。私の記憶ではですね、当時、両町でやはり支えなくちゃいけないから、両町の

トップが話をして、こうしましょうということで、両町のトップが納得し、そして議会に説明をし、やむを得ないねということで、出していったんだろうと思っています。そこは違うんですか。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまの令和2年度の支出につきましてのご質問にお答えいたします。令和2年度につきましても、総務省の繰出基準に則った金額を支出をしておりますので、それに町からの貸付金として出しております。失礼しました。令和3年度でございますね。申し訳ありません。令和3年度は、企業団への負担金としましては3億6000万ほど、それから貸し付けにつきましては、貸し付けの方はしてございません。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

今、課長が答弁されているんですけども、今回の件で感じたことで、一言言わせていただきたい。要するに、担当課長も異動で変わっているんですね。今回は、町長も昨年、もう1年以上経つわけですけども、変わったと。私は議員長いですから、この経過もよく知っているし、絶えず頭の中であって、今、こうやってお話させていただいているんですけども。それで議員さんも新しくなった方もいっぱいいらっしゃる。要は、いつの間にか出さなかったものが出すようになって、それが当たり前ようになっていってしまう、1番の根拠はどこにあるかっていうと、全ての人事が変わっていくということなんですよ。けども、今だからどうこうしろとは言いません。責任をどうのこうのっていう話でもない。少なくとも、今、行われている交付金、負担金、これは明らかにおかしいんだよと思います。そこをちゃんと精査してもらわないと困るし、そして今、みんながふるさと納税を増やそうよとか、一生懸命、企業誘致して何とかしようということを一生懸命やっている中で、私から言わせると最低でも1億円以上の金はただの垂れ流しであり、今の経営状況を見ていけば、1億円削って、両町で1億円ずつ削って2億円削っても十分やっつけられる。逆に言えば、いろんな要素はあったんだろうけども、良くなったと経営状態は。ここで、改めて両町からの出し方ってのは見直す必要があるんだろうと思いますけども、町長はそれについてどうでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。峡南医療センター設立当初の部分からですね、議員の方からご指摘をいただきました。当初は、儲かる儲からないという話でということだったんですが、現在の考え方はですね、とにかく地域医療をしっかりと充実させると、こういう視点の中で私は運営すべきだというふうに思っております。地域医療がしっかりと充実することによって、地域に住んでいる人はその安心安全を感じる。そしてまた移住政策ですね、先ほども質問あった。そういった部分にもメリットがある。しかしながら現在はですね、な

かなか経営を改善しようと努力している中ですね、様々なことをやりながら努力をしている、この過程だというふうに思っております。ですから、今、現在はですね地域医療として、儲かっていないかもしれません。そしてですね、企業団への負担金、両町長と平成29年に話をして、普通交付税は全額ということ特別交付税も全額と、繰出基準の満額を上限として支出しているような状況ですが、なるべく経営も改善していただきながらですね、しっかりと自立していただく、峡南医療センターになっていただきたいなというふうに思っているところでございます。私の方もですね、就任して少し勉強させていただきました。そして、今年度からですね峡南医療センター、公立病院経営改革プランの策定という部分ですね、これ私もやるべきだということですね、取りかかるよう指示を出したところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

病院っていうのは基本的に、公立病院は独立採算制と。どこの病院でもそうなんです。当たり前のことなんです。民間では、この近くで言えば総合病院という意味では、徳洲会病院があり巨摩共立病院があると。いずれも独立採算でやっているわけですね。ところが、この峡南医療センターに限って言うならば、国からの補助金はある意味、あの町への交付金はあるにしてもですね、6億円からお金を出しているわけですね。交付金を除けば4億円という考え方でいいんだろうと思いますけども。これをやっているっていうことが異常だと思わなければ、やはり独立採算でやってきた、地域完結型医療を目指すというようなことも掲げたり、地域のためにということも掲げていますけども、これを基本に据えて、改革プラン、もし今やると、新たにまた第何期目か知りませんが、やるということであれば、そこが重要なことだろうし、ぬるま湯に浸かったような経営をされて、町民はですね、おそらく、今、こんなに、峡南医療センターにこんなにお金をつぎ込んでいるってことは多分忘れていて、今回初めて、再度ここで発言したことによって、思い返すだろうと思いますけども、足元をやっぱり見直すということ、町長にはしっかりやってもらわなければならないと思いますし、これってのは、こういう話ってのは、町長が富士川町の町長がですね、市川三郷の町長と直に話をまずしないことには、前に進まない話だと思っております。そこが1番大事だと思うんですけど、その点についての町長の腹づもり、もしあればお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。まさに地域医療という部分で、お金がかかる部分ではありますが、私はもう本当にこの地域医療をしっかりと守っていく、そこでは今の段階ではですね、お金がかかってしまっても仕方がないというふうに思っております。ただ、仕方がないままいくということはですね、議員のご指摘のとおり、また町民からしても、このままの状態だと理解は得づらいのかなというふうに思っているところでございますので、先ほど答弁させていただいたように、経営改革プランそして生温い改革プランではなく、しっか

りとした改革プランを立てる。そしてですね、周辺自体もですね、しっかりと医療ですね、地域医療を守っていくという機運を高めながらですね、峡南医療センターを充実させていきたいというふうに思っているところでございます。そして、隣町の市川三郷の町長さんとも対話をということでございます。ことあるごとに、また医療センターの会合とかでもですね、情報共有はさせていただきながらですね、対話はさせていただいているところでございますが、まさにですね、これから先の未来を見据えたときに、この峡南の北部の地域医療をしっかりと、これ、なくしてはいけないと思っています。しっかりと立てていくためにはですね、しっかりと前に進めていくためには、更なる対話を進めていきたいというふうに考えているところであります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

ここでちょっと注意をさせていただきますが、齊藤欽也君の質問ですね。峡南医療センター企業団の議会というものがあまして、本町からも5人でしたか、議員が出ておりますので、まずその議員たちにその質問をするべきではないでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

今の議長のご指摘、一部そうだろうと思いますけれども、基本的には峡南医療センター企業でやることは、峡南医療センター企業団の出した、例えば、今、出てきた回復具合や予算決算についての議論を行う。私が今、ここでしているのは、うちの町が出している負担金の話をしている。ちょっとそこは違うんで、ご理解願いたいと思います。それではですね、なかなかしつこいみたいな雰囲気があるようなんですけども。2つ目の質問に移りたいと思います。平成27年、これが1つの区切り目の大きな採決を行ったんですけども、27年12月議会です、もうどんぶりの中で企業団が7億以上のお金を返済しなくてはならないということで、これ資金不足に陥るということで、それを採決したんですけど、そのときにうちの町が、両町それぞれの町ですが、うちの町でも3億6500万ぐらいだったかな、出したと。これに当たっては、さすがに賛成、反対、拮抗しました。最終的にはですね、やはり出さないわけにいかんだろうという気持ちもあって、多くの議員さんにもあって可決と、これは可決されました。ただしそのときにですね、附帯決議というものを付けました。それはどういうことかっていうと、経営改善が進まなければ、町の財政負担は際限なく広がると。改善施策の見直しと、独立行政法人への移行を検討すべきであると。企業団については、早急な改善施策の検討を要請すると。要は、どこかで区切りをつけなくちゃならないんじゃないかと。企業団はですね、地方公益法人の一部適用。当時、設立するときにも実は、一部適用でいくか全適用でいくのか、独立行政法人にするのかという議論もしたし、私達も勉強し提言もした。そういうこともあって、さすがにこの約1年半たった段階で、これでは困るよということでこういった決議までした。この点についてですね、現在、町長は今から考えて、あるいは今後のことも含めてですね、どのようにお考えになるのか、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。附帯決議がされました平成27年12月以降、企業団では、平成28年度に策定をしました「峡南医療センター改革プラン」を基に経営改善に努めて参りました。また、平成29年度からは企業団の経営努力および両町からの繰出金や、令和2年度からは新型コロナ関連の補助金により、現在の企業団の経営状態は安定して黒字決算となっております。こうしたことから、「改善施策の見直し」も図られており、企業団からも「地方独立行政法人化」といった経営形態の見直しの話もありませんので、要請については考えておりません。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

はい。ただいまの回答は、それでよろしいと思います。町長の方からもですね、見直しに向けてはですね、前向きに考えていくと。ですから、今、この段階で独立行政法人に移行しろ、どうこうしろということは、私としてはありません。ただ言いたかったのは、こういった議会が出した附帯決議っていうのは、やはりそれなりに重いものと受け止めて、その後、やはり町としてもですね、そこを絶えず念頭に置きながら、取り組んで欲しかったなという気持ちがあります。これ以上あれですね、いずれにしても町長がトップで、これに向けてですね、真摯な対応をされることを見守っていきたいというふうに思います。以上で1つ目の、峡南センターへの繰出金ということについては、終わりにしたいと思います。2つ目に、富士川町奨学金制度についてと、これは先ほどの峡南センターも町の予算を使う話で、これも町の予算を使う話なんですけども。制度、奨学金制度そのものを見直す必要があると思いますが、当局の考えを伺うという質問ですけども、この前提にあるのは、富士川町の奨学金、高校までですけども、利用できることになっています。生活に困窮世帯を基本的には対象として、出すということなんです。実はこれ、だいぶ長いこと貸し出しはしていない。現在、聞いたところでは10名の方がですね、返済をやっていてあと470万ぐらいたと。利用がない状況なんで、この奨学金そのものを、あるいは特別会計をですね、どうしようかという話もあるようです。しかしながらですね、今日、子育て支援金やいろんなことがあってですね、後々、近々ですかね、高校も無料にしようというような話まで出ている中で、高校までという限定をつけたうちの町の奨学金ってのは、使い勝手が非常に悪いんだろうと、思っています。そういう意味で、こういった制度をですね、今一度、見直す必要があるのかどうか、その辺について当局の考えを伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。本町の奨学金制度につきましては、高等学校、特別支援学校高等部の在学生に対し、在学期間に、月額2万円を上限として貸付事業を実施し

ているところであります。一方、国の助成制度としましては、所得要件を満たす世帯の生徒の授業料を無料とする制度が創設されています。また、県では、授業料以外の教育費の負担軽減を目的に、世帯の状況に応じた年額を給付する奨学給付金制度が設けられております。そのため、国や県の制度を優先して利用することが多く、近年は、町の奨学金貸付が利用されていない状況にあります。本来、奨学金制度は、経済的理由により就学が困難な者に対し、貸し付けることを目的としております。今後、限られた基金を活用する中で、現行の貸付や償還方法等についても、より利用しやすい貸付方法を研究して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

今はですね、県や国、あるいはほかの奨学金制度があるということで、それを活用する人が多いという実情のようです。ですが、もう高校進学はほとんど義務教育に等しいような現状になっていて、あとは国の方でそれを無料化するのか、しないのかということも議論的にはなっているという中で、これから求められるのは、さらに上の教育課程ですよね。いわゆる大学や大学院、そして就職するにも専門学校に行かなくては、もう就職も困難になるような時代です。そういったことを考えれば、町としてもですね、やはり高校までという限定ではなくして、さらに上を目指す、あるいは上を目指すために必要な支援というのは、考えてもいいんじゃないかと。現在、2万円ですか。大学あるいは専門学校って言えば、2万円だったら当然足りない、あるいは5万円にするのか、その辺は議論をしていただかなくてはいけないし、仮に5万円を10人に貸し付けたと、あるいは給付も含めてですね、給付する、貸し付けるという2点を含めての話になりますが、5万円を10人にと、そうすると年間60万で600万。これが4学年だと2千何百万という金額です。先ほど私、峡南医療センターで1億円出さなくてもいいでしょうという話をさせていただきました。しかし一方では、それだけのお金があればですね、1000万、2000万のお金があれば、そういった事業もできる。そして実際、困窮世帯、非常に増えているのも事実です。格差が広がっているということを考えれば、その点についてはやはり、教育委員会としてもですね、今すぐどうこうではなく、少なくとも早急に、その辺の協議、あるいは検討というものをするべきじゃないかと思うんですけどもいかがでしょうか？

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、町の奨学金貸付の財源は、基金であります。財源の確保の確実性が、見込めない現在の状況では、貸付対象者の年齢拡大や、給付型の奨学金制度の創設は困難であること、および大学進学においては、独立行政法人日本学生支援機構ほか、多くの学生が利用できる有利な制度もあることから、町では高校の就学を対象とし、先ほども申し上げましたが、貸付の方法や償還の方法を検討して、利用しやすい制度になりますよう、研究して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

財源がないということが一番大きく、確定的なですね、奨学金というのは、当然長期にわたる話ですから、短期的に今回貸して、次は貸さないよって制度ではない。もちろん基金だから、奨学金を運営するには基金を積み立てる、それを使っていくということなんでしょう。ただ問題はですね、だから、考えありませんということではなくしてですね、今後の、やはりこの町の子供たちが、より一層高い教育を受けられ、就業の機会が拡大し就職できると。それが、この町にとって非常に大きなメリットに将来的にはなるだろうと思っています。ですから、そういう短期的な話、あるいは現在の状況ではという話ではなくして、これからに向けて制度を、ルールを皆さんで議論していくということが大事。教育委員会の教育委員の方々はですね、失礼な言い方になるけども、かなり見識の高い方が多く、他の審議会に比べれば多く集まっているだろうと私は思っています。ですから、皆さんで今一度、検討あるいは検討課題としてですね、ちゃんと議論していくという素地を作っていただきたいと思いますが、教育長いかがですか。

○議長（堀内春美さん）

教育長 古屋三千雄君。

○教育長（古屋三千雄君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。齊藤議員さんのおっしゃったように、奨学金制度自体が経済的な理由によって、補助が必要な、また困窮しているような状況の家庭に対して、付されるものでありまして、子供たちの幸せのために使われるものであります。ということでありまして、先ほども申し上げましたけれども、その貸し付けの方法、それから償還の方法も含めまして、これからより利用されやすいような形を、ぜひとも考えていきたいというふうに、研究させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。残り時間3分になっています。

○9番議員（齊藤欽也君）

給付型っていうこともですね、一部給付型ということも念頭に置きながらですね、最終的には財源がなければ実施はできないんですけども、そういったときのためも含めてですね、研究・検討をですね、していただきたいと。またしていただけるということをおっしゃっていただいたんで、皆さんの努力に期待したいと思います。以上で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告3番 9番 齊藤欽也君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩を行います。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時13分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

続いて、通告4番 4番 深澤一幸君の一般質問を行います。

4番 深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。今回はですね、峡南5町の事業でもあります。電動アシスト付自転車を活用した観光事業について質問させていただきます。なお本日はですね、2枚のパネルを用意いたしました。1枚目はですね、本町以外のシェアステーションの状況です。1枚目のこのパネルはですね、下がですね南部の湯のステーション、上がですね身延駅前商人通り駐車場ステーションです。ほかに調査したところ、甲斐岩間駅は駐輪場、道の駅とみざわはテントでした。また、路上ステーションや軒下のところもありました。ステーションの形態は、それぞれの町によって様々でした。それでは、シェアサイクル事業についての質問に入ります。オープニングセレモニーが身延町で行われ、テレビでも報道されましたので、皆さん方もご存知だと思います。私も気になりましてですね、4月の初めに、各町のステーションを見に行ってきました。さすがに、長時間にわたって利用状況の調査は、できませんでした。そこで（1）令和5年3月22日にシェアサイクル事業を開始しましたが、本町の利用状況についての考えを伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。シェアサイクル事業の利用状況につきましては、利用回数や平均利用時間等を集計し、翌月中旬に報告書が提出されることとなっております。このことから、現在、報告を受けております最新のデータは、4月末までの実績となり、町内に2つあるステーションのうち、道の駅富士川ステーションでは、貸出が6件、返却が7件、また、鰍沢商店街ステーションでは、貸出が2件、返却が2件の実績報告がありました。こうしたことから、サービス開始からの期間が短く利用状況の統計が取れていないことから、今後、実績や課題が示された中で、峡南5町で協議を行い、利用促進に務めて参ります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

再質問です。委託先からの報告書が未締め翌月中旬でないと出てこないということですが、町独自では利用状況の把握はできないのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。利用状況につきましては、未締めでシステム会社が集計

するため、町独自では把握することはできません。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

データが全て委託先に行くようになっているので、リアルタイムでは見られないということですが、何事においてもスピード感が求められる現代です。データが共有できるように1つ交渉してみてください。それでは再質問です。町内2か所のステーションの実績はわかりました。報告されたデータの中に、利用回数や平均利用時間等が示されているようですが、他にどんな内容が含まれていますか。また、利用者からの声として、不具合を含むクレームや要望、意見等はなかったのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。経路別利用回数や、時間帯別利用回数などの報告とあわせて、問い合わせ件数の報告がありました。問い合わせの内容としましては、利用方法などと自転車不具合についてでございました。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

問い合わせ内容が、利用方法や自転車の不具合、おそらく空気がとかっていうような問題ではなかったのでしょうか、ちょっと調査したときにも、よその町でも何も問題はなかったんですけど、ただ空気圧がちょっと低いんじゃないのかなっていう、これは感覚的な問題だと思うんですけども、そんな問題がちょっと1つあったということなので、おそらく当町でも、そんな感じのものではなかったのでしょうか。概ね問題もなく、稼働をしているということですね。さて、再質問になりますけども、手軽に乗れる自転車がゆえに、安全に使用されなければなりません。安全に利用していただくための、維持管理についてはどうなっているのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。シェアサイクル自転車は電動アシスト付きで、スポーツタイプは8アンペアで、標準モードで約36キロ。かご付きタイプは12アンペアで、標準モードで約54キロの走行が可能です。このバッテリーの容量が不足しないよう、1週間に1回の交換と、ステーションの清掃、ステーションの自転車の台数を保つため、移動した自転車を、ステーションに戻す運搬作業を行っております。また、3か月に1回のメンテナンスを行うこととなっております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

再質問です。自転車の維持管理についての答弁をいただきましたが、利用者自身の身を守るヘルメットについても、お伺いいたします。警察庁のまとめによりますと、昨年までの5年間に、頭部に致命傷を負って死亡した1116人のうち、96%の約1071人はヘルメットを被っていないとの調査が出ております。ヘルメット着用がいかに重要かわかります。本年4月1日より、ヘルメットの着用化、基本的には努力義務となりましたが、本町のステーションには、自転車と使用済みのヘルメット返却ボックスしか設置しておりません。また、シェアサイクルステーションマップにも、ヘルメットの記載がありません。着用については、どのように考えていますか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。ヘルメットにつきましては、道の駅富士川ステーションは、道の駅富士川に、鰻沢商店街ステーションにつきましては、小原屋原田商店様の方に、貸し出しのご協力をいただいております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

現在は、貸し出しをしているということですね。はい、承知いたしました。それではですね、再質問ではないんですけども、さて、PDCAサイクルという言葉があります。計画、実行、評価、改善と計画的に改善する工法です。このシェアサイクル事業は、開始して2か月余りです。検証するには、短期間すぎるので、まだ早いのではという議員もいらっしゃいましたが、昨年10月31日の臨時会において、修正動議が出された事業です。峡南5町の観光事業を推進するためのシェアサイクル事業を、春の観光シーズンに間に合わせたいという、当局の考えに賛同しました私達議員も、この事業に対しては、関心も責任もあります。2番目の質問事項にも関係しますが、短期間であろうが、早め早めの検証を定期的に行っていくことが大事だと思います。ここでパネルを変えます。2枚目のパネルは、道の駅ステーションと鰻沢商店街ステーションです。上が鰻沢商店街ステーション、下が道の駅ステーションです。乱暴な表現ですが、スタート時は道の駅のように、鰻沢商店街ステーションも野ざらし状態でした。現在は、道の駅もテントの下にありますので、見た目にもだいぶ改善されたと思います。シェアサイクル事業においては、全国的に見ても、屋根なしが多く、屋根付きは珍しいそうです。都市部では、いろいろな状況によって屋根なしが多いようですが、しかし、利用する人にしてみたら、やはり屋根ありの方が良いですね。私はそういうふうに思います。それでは、(2)の質問に移ります。シェアサイクルは峡南5町の事業ですが、それぞれの地理的、文化的なものなど、地域性があると思います。この地域性を生かした事業が、本町でもできるのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。峡南5町の周遊が目的であるシェアサイクル事業につきましては、町内の観光スポットの移動にも利用していただきたいと考えております。すでに、道の駅富士川を拠点とした眷米の棚田や甲府盆地の絶景ポイントなどが含まれた、おすすめスポットを巡るサイクリングマップなどを作成しており、これらのマップを活用していただくことで、シェアサイクルを使用した町内観光にも、つなげて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

再質問です。町内の観光スポットへの移動にも、利用していただきたいとのことですが、町民の事業に対する、この事業に対する認知度は、どのくらいだとお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。サービスを開始したばかりであり、認知度は低いと考えております。広報誌やホームページ、ツイッターへの掲載、また町内主要施設にチラシの配布を行う中で、さらに認知度を高めるため、今後は目に付きやすいよう、のぼり旗や看板を設置するなど、さらに周知に努めて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

再質問です。認知度からいくと、鰯沢商店街ステーションについては、場所がわかりにくいという声があります。道路に面してはいるが、自転車が見えにくいということだと思います。今後は、のぼり旗や看板を設置すると答弁をいただきましたが、管理上の観点からも、空き店舗等を活用してステーションにするということは、検討の余地があるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。現在、峡南5町では、町有地など、費用負担のない場所をステーションとして使用しております。空き店舗を活用した場合、賃借料が発生することが考えられます。シェアサイクルについては、峡南5町の負担金で運営されているため、富士川町の賃借料を峡南5町で負担することは困難なため、空き店舗の活用は不可能と思われます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

先ほど、地域ごとに特色があるというお話をさせていただきましたが、状況はわかりまし

た。そこでもう1つ提案させていただきます。1枚目のパネルのようにですね、二次交通の交通手段としては、やはり駅前に駐輪場ステーションがあること、設置することが理想だと思います。いかがでしょうか。空き店舗を活用することも含めて、再考を促します。今回は、本町だけについて答弁をいただきましたが、あくまでも峡南5町の事業です。当町以外の担当者にも意見をお聞きしましたところ、やはり地域性があることは感じているようでした。目に見えるところでは、駐輪場の屋根の問題、ステーションの場所など、再検討する考えがあると言っていました。スタートして間もない事業ですが、いくつかの課題が見えてきたと思います。今後とも常に検証をし、さらに新しいアイデアを出して進めていってほしいのです。この事業が尻すぼみにならないよう、我々も注視して注意していきますし、前向きな提案もどんどんさせていただきます。最後は、希望的な意見を述べさせていただきますが、以上をもちまして、私の一般質問は終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告4番 4番 深澤一幸君の一般質問を終わります。

---

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告5番 8番 小林有紀子さんの一般質問を行います。

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

8番、公明党の小林有紀子です。これより、2つの項目についてお伺いをいたします。まずはじめに、带状疱疹ワクチン接種費用の助成について、お伺いをいたします。長いコロナ禍での生活が続き、環境や生活スタイルが変化したことなどが影響し、ストレスの増加や免疫力の低下により、带状疱疹を発症するケースが多くなっています。带状疱疹の原因は、多くの方が子供の頃に感染をする、水ぼうそうと同じ水痘带状疱疹ウイルスです。水ぼうそうが治った後も、ウイルスが背骨に近い神経に、生涯にわたって症状を出さない状態で潜伏していて、過労やストレスなどで免疫力が低下すると、ウイルスが再び活性化して带状疱疹を発症します。特に50歳以降は、加齢により免疫力が低下するため、発症率が高くなると言われています。日本人成人の90%以上は、このウイルスが体内に潜んでいて、80歳までに3人に1人が带状疱疹を発症する可能性があると言われていています。そこで1番目の質問ですが、50歳以上の方が接種できる、带状疱疹の予防ワクチンの効果について、町はどのように認識されているのかお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。带状疱疹は、水痘いわゆる、水ぼうそうウイルスが原因で起こる疾患でございます。带状疱疹を予防するワクチンにつきましては、1回接種となっている生ワクチンと、2回接種の必要な不活化ワクチンの2種類があります。それぞれのワクチン接種の効果につきまして、文献においては、発症率の減少など予防効果と効果の維持期間が報告をされております。このようなことから、ワクチン接種を行うことで、一

定の予防効果があると認識をしております。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、予防効果があると認識をされているとのことですが、予防ワクチンの効果を考えるに当たっては、带状疱疹による様々なリスクを考えなければならないと思います。带状疱疹は軽い症状でも、赤い斑点と水ぶくれの色素沈着や、傷跡が残る場合があります。3週間ほどで、皮膚の症状が治まった後も50歳以上の方の約2割に、日常生活に困難を来すような強烈な痛みが、数か月から何年も続く、带状疱疹後、神経痛になる可能性があります。また、頭部から顔面に症状が現れると、視力低下や失明にいたることもあり、顔面神経麻痺、めまいや耳鳴り、難聴などが生じ、中には髄膜炎を引き起こし、重い後遺症が残ったり、運動機能障害やうつ症状に至るケースもあるそうです。带状疱疹は、他の人からうつることはありませんが、水ぼうそうになったことのない子供や赤ちゃんにウイルスが感染すると、水ぼうそうを発症します。さらに、妊婦さんがはじめて水ぼうそうに感染すると、重症化するリスクが高く、10から20%で肺炎を併発するそうです。妊娠初期に水ぼうそうを発症した場合に、ウイルスが胎盤を経て、胎児に感染することもあり、また、出産後すぐにお母さんが水ぼうそうに感染をすると、赤ちゃんが発症し、重症化することがあります。水ぼうそうの入院患者のうち、約3割は带状疱疹が感染源だったと、国立感染症研究所感染症疫学センターの報告です。带状疱疹は、全身の神経のどこにでも発症し、合併症などで重症化する可能性があるリスクを考えますと、ワクチン接種で予防する効果は非常に大きいと考えますが、このようなリスクへのワクチンへの効果については、どのようにお考えでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。ワクチン接種をすることで、発症率が抑えられるとか、予防効果につきましては文献にございますけれども、接種をしたことで、副作用もあるということですので、医師と相談をしていただいて、接種をしていただきたいと思います。また、国でも現在、検証、議論をしている最中でございます。このようなことから、現段階でそういう考えを持っております。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

そうですね。副作用というか副反応ですね、この生じることがあるというお答えでしたけれども、どんなワクチンでも副反応は生じることがあります。ほとんど带状疱疹ワクチンの場合は、ほとんどが3日以内で収まるぐらいの注射した部位の痛み、腫れ、また筋肉痛や頭痛などです。必ずリスクも周知していくってということは、本当に大事なことでありまして、これを本人が両方のリスクを知ったうえで、ワクチンなどは接種をするということが大事で

あるわけです。この副反応に関しまして、この近隣の市町ですね、県内どこか、そういう副反応で重症化したとか、そういうことを何かそういうケースが、今まで聞いたことはないんですが、そういうケースは何かあるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまの副反応についてのご質問にお答えいたします。今のところ、その副反応についての症状なりということは、こちらでは把握をしてございません。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

わかりました。本当にあの、ワクチンというのは、そういう副反応っていうのは、必ずリスクがあるわけですから、そういうことも、この後に質問をしますが、周知をしていくべきだと思っております。そこで2番目の質問ですが、帯状疱疹は、免疫力の低下やストレスが引き金となり、誰でも発症する可能性がある病気です。50歳以上の方は、ワクチンを接種することで、帯状疱疹を予防することができます。しかし、帯状疱疹にワクチンがあることがあまり知られていません。ようやく最近、あのメディアで取り上げられるようになりましたが、帯状疱疹ワクチンの周知啓発についてお伺いをいたします。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。ワクチン接種は、一般に定期接種と任意接種に分けられ、帯状疱疹ワクチンの接種につきましては、任意予防接種となっております。国におきましても、科学的知見に基づきまして、期待される効果や安全性について、議論が進められております。また、ワクチンの種類により、接種のできない方、あるいは注意を必要とする方もいるため、接種に当たっては医師への相談が必要となります。このようなことから、町では、広く住民に帯状疱疹ワクチンについての周知啓発は行っていない状況でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

周知啓発は行わないという、行っていないということですがけれども、本当に、今、課長もおっしゃられたように、いろんな医師との相談のうえで、行っていく方もいらっしゃる、対応されるような方もいらっしゃいます。帯状疱疹は、免疫力の低下や、ストレスが引き金になるわけですから、がんや糖尿病などの免疫力の低下する持病のある方や、ステロイドの内服液や抗がん剤など、免疫の働きを抑制する薬を服用している方や、服用している方も注意が必要になります。子供の頃、水ぼうそうに感染した人も、このウイルスに対する免疫は年齢とともに弱まり、帯状疱疹を発症するリスクが高くなるわけです。一度帯状疱疹を発症した人も、体の免疫力が低下すると、再び発症する可能性があります。本当にそういう意味で

は、もう広く、いろいろな方に周知をしていく。このワクチンがあって、予防できるということを知っていくことが、大事ではないかと思っておりますので、ぜひとも、50歳以上の方にこのワクチンがあるということを知り、周知啓発をしていただきたいと思っておりますので、今後、ぜひ検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、次に3番目の質問になりますが、本町では、帯状疱疹の発症を未然に防ぐため、希望する人が安心して接種できるように、帯状疱疹ワクチン接種費用の一部助成をすべきと考えます。フレイル予防として、健康寿命の延伸にこそ力を尽くすべきと考えますが、帯状疱疹ワクチン接種費用の助成について、お伺いをいたします。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。帯状疱疹ワクチンにつきましては、国の審議会におきまして、予防接種法に基づく定期接種として導入する場合の、最適な対象年齢や期待される効果、安全性、費用対効果等についての検討が慎重に行われております。また、町における公的な接種の推進につきましては、国の動向を踏まえて検討すべきと考えております。こうしたことから、十分な安全性の確認がとれていない任意予防接種となっている現時点におきましては、接種費用の助成については考えておりません。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

現時点では、考えていないとのことですが、この帯状疱疹ワクチン接種費用は、生ワクチンで1回8000円程度、不活化ワクチンは1回に2万から2万2000円程度を2回接種と高額です。先日、富士河口湖町で、帯状疱疹の任意予防接種費用の一部助成が、4月1日より開始をされましたので、富士河口湖町役場で、健康増進課の方から説明を受けて参りました。県内では、富士河口湖町が初めての実施となります。50歳以上の方で、不活化ワクチン2回接種を受ける場合は、各1万円、生ワクチン1回接種を受けた場合、4000円の補助を富士河口湖町ではすることになりました。1年間で、町内の200名から250名の発症が予測されるとして、まずは当初予算で75名分を当てていますが、開始以降、予想以上にワクチン接種をされる方が増えていて、4月に25人が接種をされ、この分だと追加予算が必要なのではとお話をされておりました。町民が健康で元気いられれば、行政としても、地域の活性化につながるのと町長のお考えでありました。予防することで、医療費の圧縮が考えられるとして、フレイル予防として、健康寿命の延伸にこそ、力を尽くすべきであると実施を決断されたとのこと。帯状疱疹になって医療費がかかり、後遺症が重く、その後、介護が必要になってしまうようなことがない生活を、リスクの重大さを考えますと、予防が何より大事であると考えます。再質問としまして、人生100年時代、健康で快適な暮らしをしたい、町民の健康寿命を延ばす施策としまして、また町民が健康であれば、医療や介護に関わる町の負担軽減、ひっ迫する財政の軽減にもつながります。町が進めている子育て支援の充実にも、妊婦さんや赤ちゃんの命を守ることにともつながり、人口の大半を占め

る高齢者の方々の健康増進のため、带状疱疹の発症率を下げ、重症化を防ぐための带状疱疹ワクチン接種の費用への助成は、とても重要なことではないでしょうか。こういう観点から、町民の健康増進を考えるうえで、町長のご見解をいただけますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。まさに町民のフレイル予防、または健康寿命の増進ということですね、これは町の全体的なビジョン、また町としてもそういう方向はですね、進んでいかなきゃいけないと思っております。やっぱり、町民の皆様が健康に、いきいきと暮らしていただくこと、これはですね、1番最重要課題というふうに捉えているところでございます。ただいまご指摘いただいたですね、带状疱疹のワクチンの接種費用の助成という部分ですね、これ確かに実施している町もありますが、我が町についてはですね、当面ですね、国のですね、審議会においての方向性を見定めながらですね、また今後ですね、しっかりと注視しながらですね、その助成について方向性を見極めていきたいなというふうに思っているところでございます。しかしながら、繰り返しになりますけど、議員と同じ目線ですね、町民の健康増進に対してですね、これからも引き続き、尽力していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ありがとうございます。前向きな町長のご答弁をいただき、また力強く思っております。それでは、次の大きな項目の2つ目に移りたいと思います。防災対策強化について、お伺いいたします。本年は、関東大震災から100年を迎えます。今後、30年以内に70%以上の高い確率で、南海トラフ地震が発症することが、推定をされております。最近では、5月に石川県能登地方の震度6強の地震をはじめ、大きな地震が相次いで発生したような印象がありますが、日本は、世界の中でも特に4枚のプレートがぶつかり合う、地震が起きやすい位置にあり、マグニチュード5程度の地震が日常的に起きる地震大国です。自分の命を守るための最大限の備えが必要です。町民の防災力を高めるため、更なる取り組みが重要と考えます。そこで1番目の質問ですが、町では富士川町耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震診断や耐震改修を行っていますが、住宅の耐震化の推進についてをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質問にお答えします。町では、住宅の耐震化を推進するため、昭和56年5月以前に建てられた木造住宅について、無料の耐震診断や、最大100万円を交付する耐震改修工事等の補助事業を実施しております。さらに、耐震啓発ローラー作戦や甲州富士川まつりでの「木造住宅無料耐震相談コーナー」を実施するなど、普及啓発を図ってきたところで

あります。こうしたことから、今後も、町民に向けて、耐震化の重要性を発信し、意識啓発に務めて参りたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、無料の耐震診断や、最大100万円が交付される、耐震改修工事を実施しているということですが、平成23年に東日本大震災が発生をし、甚大な被害がありました。それ以降も大きな地震が続いていますので、町民の皆さんの意識的にも、耐震化をされている方が増えているのではないのでしょうか。昨年の住宅の耐震診断の件数と、補強工事はどちらも0件だったと伺っておりますが、これまでの実績については、特に震災以降ですね、合併してからでいいですけども、どのような状況かお伺いをしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質問にお答えします。合併後の平成23年度からの実績につきましては、耐震診断が64件、耐震改修工事は12件でありました。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

耐震診断数が64件の、耐震改修工事は12件とのことですが、これは数字からすれば本当に少ないですね。再質問ですが、この無料の住宅の耐震診断ですが、その中に住宅のブロック塀も含まれていますでしょうか、そこら辺の実績なんかはいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質問にお答えします。耐震診断を実施する住宅の敷地にブロック塀がある場合には、あわせて実施しております。なお、令和2年度では3件の耐震診断を実施し、このうち1件については、建物とブロック塀の診断を実施したところであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、町の耐震改修促進計画の中では、住宅の耐震化率の目標設定がされております。令和2年度の住宅総数6218件に対しまして、昭和55年以前の住宅が2352件、耐震性がない住宅が1502件、そこから目標の令和7年度には耐震率95%で、耐震性のない住宅は312件まで減らす目標が掲げられております。5年間で、1027戸の耐震化が必要になりますと明記をされております。町では、先ほどおっしゃったように、耐震啓発のローラー作戦を毎年行ってきたり、コロナ禍では中止をされておりました

が、甲州富士川まつりの会場での、無料耐震相談コーナーを行ってくださっているわけですが、本当にあの地道な声かけをこれまで本当に行ってくださいと、担当課の皆さん、本当にご苦労されていることと本当に思います。しかし、実際にはなかなか耐震化が進まない。このことについて、どのような課題が考えられるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質問にお答えします。耐震改修工事には、町からの補助金のほかに、所有者が負担する費用もあることから、中には躊躇する所有者がいることも、耐震化が進んでいない1つの要因であると考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

課長のおっしゃるとおり、やはり個々の住宅に関しましては、費用の面やそれぞれの事情で、耐震改修はしたくても、なかなか行動に移せない場合があると思います。ですから、私は町民一人ひとりが、防災意識を高められるような意識啓発が、本当に大事だと思っております。担当課の皆さんが、耐震啓発ローラー作戦をするときには、耐震診断や耐震補強の推進はもちろんですけれども、ぜひとも、この夜間の就寝中での地震で、家屋倒壊の被害に遭わないように、寝室だけは耐震補強をしてくださいとか、最低限家具の転倒防止ですねこれを行うように、そういうこともあわせて啓発を行うなどをしていただきたい、推進していただきたいと思っております。町の広報やホームページで掲載をしていますが、実際には自分事として理解をされていないのが現状だと思います。対面で声掛けをしていただく中で、やはり防災交通課とも連携をしてですけれども、推進をしていただければと思いますので、本当に大事であると思っておりますのでこの点もぜひ、要望になってしまいますが、よろしくお伺いをしたいと思っております。それでは2番目の質問ですが、

○議長（堀内春美さん）

小林議員。ここで暫時休憩を行います。

なお、再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時59分

---

再開 午後 1時00分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

2番目の質問ですが、令和4年3月定例会でも質問いたしましたが、地域防災リーダー養成講座を開催し、自主防災組織の強化を図る考えについてお伺いをいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。地域防災リーダー養成講座につきましては、昨年まではコロナウイルス感染症の影響で開催できませんでしたが、本年度は秋頃の開催に向け準備を進めているところであります。また、この講座の修了者は、富士川町地域防災リーダー名簿に登録し、自主防災組織の強化のために活躍していただくことを考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

本当に、これまで地区防災リーダー養成講座の実施については、平成29年6月に、女性防災リーダー養成育成をと訴えてから、これまで7回にわたり一般質問で訴え、これまでの課長さん方から、開催していただける内容の答弁もありましたので期待をしておりましたが、毎年なかなか実施に至らない状況で、もどかしい思いでいっぱいでありました。コロナ禍にあっても、近隣の市町においては常に開催をしていて、本町との防災意識の違いを本当に実感しておりましたけれども、本当に今、課長の答弁をいただきまして、本当にようやく実現に向けて確かな答弁をいただき、本当に胸がいっぱいになります。本当に今回、町長の防災対策に対する強い意気込みの表れであると、今後の取り組みに大いに期待をしております。町民の命を守るため、必ず進めていただきますよう、よろしくお願いをいたします。その中で、あの再質問ですけれども、開催していただけると、今年度、秋頃ということで開催していただけるとのことですが、それは1回限りではなく、継続して開催をし、多くの町民の方が防災意識を高め、地域の防災リーダーを担っていただけるよう、要請していただく場にしていただきたいと願っております。その点について、今後、継続して開催をしていただく事業として、しっかり取り組んでいただけるのであるか、確認になりますけれども、お伺いをしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。開催を予定しています防災講座につきましては、地域で活躍できる防災リーダーを増やしていくという目的もございますので、様々な反省点を生かしながら、明年度以降も継続して開催していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ぜひとも、地域防災リーダー養成講座を終了した方々が、各地区に誕生し、自主防災組織の皆様と一緒にあって、地域の防災を担う人材となっていくよう、そこには女性の防災リーダーも加わるようになることで、地域のコミュニティの活性化、更なる地域防災の強化に繋がるものと考えます。継続して実施いただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。そ

れでは、最後に3番目の質問ですが、福祉避難所は、阪神淡路大震災で要支援者が避難所生活の中で、相次いで亡くなったことを教訓に、1997年に制定され、各市町村が主に民間の介護保険施設、障害者福祉施設などと協定を結び、指定をしています。しかし、東日本大震災のときも、福祉避難所の周知はされていましたが、福祉避難所への避難はほとんどなかったそうです。現在、避難行動要支援者の個別避難計画を進めていただいているわけですが、避難行動要支援者が、福祉避難所へ直接避難できる体制を構築すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。福祉避難所とは、避難生活において特別な配慮を必要とし、一般避難所では生活が困難な方を対象とする避難所のことでございます。災害発生時に、福祉避難所が開設された場合は、直接、福祉避難所へ避難することができます。避難をする際は、まずは要支援者の生命・身体の安全確保を第1に考えて行動し、その後、要支援者の状況を把握したうえで、高齢者、障害者、妊産婦等対象者ごとに、開設する福祉避難所の受け入れ体制が整い次第、避難することが望ましいと考えます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

原則としましては、いったん福祉避難所に避難をして、それから福祉避難所を開設した場合に、そこに移動するっていうことが原則となっているわけですがけれども、国では、令和元年の台風第19号を踏まえて、災害対策基本法を令和3年5月に改正をされました。福祉避難所について、あらかじめ受け入れ対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度が創設をされました。災害時の直後の避難等を促進し、要支援者の支援を強化するとしまして、福祉避難所の確保・運営ガイドラインが改定となりました。障がいのある人などについて、福祉避難所ではない避難所で過ごすことに、困難を伴うことがあるため、一般避難所への避難が難しい場合があり、平素から利用している施設へ直接に避難したいとの声が多くあるためです。実際に、直接避難には多くの課題があると思いますが、ガイドラインが改正になりましたので、福祉避難所の体制が整ったうえで、直接避難ができるような、福祉避難所の体制を整えばっていうようなことで、今もお話がありましたけれども、この直接避難できる体制について、本町でも取り組んでいただけないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。実際、災害が起こった場合は、まず生命、身体の安全確保をしていただくことが第一と考えておりますが、計画の中では、支援カードというところですがけれども、その中では案内図の記載としまして、支援者の住まいや避難所や、ま

た避難経路などを記入することとしております。また、近年の災害を踏まえまして、福祉避難所につきまして、先ほどありました、障がい者の方が、平素から利用している施設へ避難をするというような、いろいろ課題があることは承知をしております。また、防災や福祉、保健など関係者と、また今後もそういう課題に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、直接福祉避難所への避難っていうのは、避難行動要支援者の今もおっしゃっておいりました、特別避難計画ですね、この支援者のカードを元にした特別避難計画。これによって、進めることが本当に大事であります。本町の、避難行動要支援者の登録件数は251件と伺っております。その中、個別避難計画の作成ができていたのが134件ということと伺っておりますけれども、なかなかこの個別避難計画っていうのは、全国どこでも大変に、計画が進まない。大変難しい問題だということで、課題になっております。災害時に被害を受ける、障がい者や高齢者などの避難行動要支援者の命を守る救うために、お一人おひとりの平時からの心身の状況や、生活実態などを把握しているケアマネージャーさんや、相談支援員さんなどの専門職、福祉専門職の方と一緒に、本人や家族、地域住民、民生委員さんとかですね、地域住民の方、また行政が連携して、個別避難計画を策定する取り組み、これが国の努力義務として、現在、進めていただいているわけですが、なかなかお一人おひとり、今、登録251件ということで、本当に大変なことだと思います。その中、本当に福祉避難所へ直接避難しなければいけないような、本当にそういう状況にあるような方々に対しましては、ぜひ、個別避難計画の中で、ぜひこの改定にもありますように、その方を特定をして、ぜひその方はこの福祉避難所というように、この個別避難計画の中でぜひ進めていただきたい、そういう取り組みもぜひこの体制の中で、今、進めている個別避難計画の作成の中で、ぜひ取り入れていただきたいと思いますが、その部分に関してはいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では、災害時自力や家族の援助があっても、避難する際に支障がある在宅の要支援者の方から、災害時避難行動要支援者登録支援カードの提出をいただいております。このカードには、要支援者の個人情報、大切な情報が入っておりますので、いざ災害となった場合、この支援者の方を支援をしてくださる方、あとは民生委員の方など、社協の方とかが協力をしていただいて、避難を手助けをしていただくというふうに進めております。今後も計画の策定につきましては、周知をし進めて参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。残り時間が4分になります。

○8番議員（小林有紀子さん）

ぜひ、避難行動要支援者の方々の命を救うためには、もうぜひお一人おひとりの状況に合わせた個別避難計画を作成する。そのことには、本当に大変なご苦勞があることだと思います。日頃のご苦勞に本当に感謝をいたします。避難行動要支援者の対応は、名簿や計画を作成することにとどまらず、誰一人取り残さないとの、地域の支え合い、結び付けを深め、防災対策を強化していくことが大事であると思います。そういう意味で、ぜひこの福祉個別避難計画、ぜひしっかりとしたものを作成をじっくり、お一人おひとりに合わせた個別避難計画を策定し、そしてぜひ福祉避難所への直接避難に繋がるような、そういう計画に繋げていただければと思っております。何卒、よろしくお願い申し上げます。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告5番 8番 小林有紀子さんの一般質問を終わります。

---

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告6番 1番 宇田川朱恵さんの一般質問を行います。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

通告どおり一般質問をさせていただきます。今年の4月より、富士川町では未満児の保育料が無償となりました。また、令和5年4月1日に、こども基本法が施行されました。子供の最善の利益を第一に、こども施策を強力に進めていくことが書かれております。一方、保育所の機能も、保育にかける子供を預かるだけでなく、子供の教育機能、保護者の方の子育てを支援する機能、また、地域に開かれた、子育て支援の場であることが求められております。その中で、情報をしっかり取り入れ、子供のためによりよい教育施設を探すことができるご家庭がある一方で、様々な支援から取り残されやすい家庭もあります。幼児教育の経済学の研究で有名な、ノーベル経済学賞を受賞したヘックマンの研究では、支援が必要な家庭子供への幼児期の教育が、40年後に犯罪率の低下、所得の増加など、後々の人生において高い効果を得たことも実証されています。子供が生まれた家庭の状況によらず、質の高い教育を受け育つことは、子どもの権利条約、こども基本法でも謳われているところであります。このように、非常に大切な幼児教育の教育を担う、未満児の保育について質問させていただきます。まず、(1)の質問です。現在、3歳未満児の富士川町の保育所の定員ですが、現在の時点で、既に定員に達する状況と聞いております。緊急で、支援が必要な家庭の入所の希望があった場合、どのように対応するのか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。昨年度は、年度途中での職場復帰等に伴う入所希望によりまして、3歳未満児は定員を上回った時がございました。こうした中、今年度は保育所の再編により3園としたことから、職員の重点配置によって、3歳未満児の定員の拡大を行ったところでございます。緊急に保育が必要となった場合は、家庭の状況に合わせた保

育が提供できますよう、各保育所と連携し、受け入れできる体制を整えております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問です。先ほどの課長の答弁で、各保育所と連携し、受け入れる体制をとということでしたが、こちらは具体的にどのような対応をするのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。緊急に保育が必要となった場合には、子育て支援課を窓口として、各保育所の空き状況や、受け入れ体制の状況の確認を行いまして、配置できる職員の調整を行って、園児を受け入れられるよう行って参ります。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問です。支援が必要なご家庭では、保育所など幼児教育施設にお子さんが通うと、お子さんに良い影響があるだけでなく、お母さんの幸福度も上がるという研究結果も出ております。そういうお子さんにこそ、積極的に保育所を利用していただきたいと思っておりますけれども、他市町村から、もしくは他県から富士川町に転入する方もいらっしゃいますし、保健師さんが把握してくださっていることは、重々理解をしているのですけれども、ホームページで保育所の空き状況を公表することはできないでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

各保育所の空き状況につきましては、利用者の決定の辞退、決定者の辞退や、また各保育所の受け入れの体制の状況によりまして変動しておりますので、電話や窓口でのお問い合わせをいただいて、対応しております。また、保育所の職員の配置は、年度当初から園児が希望する園に入所ができるよう、配慮をして行っておりますので、年度途中の入所につきましても、電話や窓口にてお問い合わせをいただき、対応させていただきたいと考えております。なお、ホームページ上でも、子育て支援課や各保育所にお問い合わせがいただけるよう、ご案内をして参りたいと考えております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

若い方の中では、やっぱり電話がしづらい方もいらっしゃいますし、なかなか直接問い合わせるのが難しいという方が、やっぱり支援が必要なご家庭にはたくさんいらっしゃると思いますので、ぜひお気軽にお問い合わせしてほしいというようなメッセージを、なるべくたくさ

んのところで送り届けていただきたいと思います。あともう1点、再質問なんですけれども、現在、無償化で幼児教育の施設が、非常に複雑になっておまして、また申込書も非常に複雑で、住所や家族構成なども、何度も書いたりしなければいけなかったり、必要な書類が人によって違っていたり、私でも非常にわかりづらい状況となっております。また、今でも手書きになっておまして、そのような書類を簡素化できないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

現在、手書きのみの仕様となっている申込書類につきましては、ホームページ上に、文字が入力できる形式をあわせて掲載したいと考えております。また、書類がわかりづらい、煩雑であるというご指摘をいただいておりますが、引き続き申請される方につきましては、個別に対応して参りますので、ぜひ窓口へお越しいただければと思います。よろしくお願いいたします。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ぜひともですね、支援が必要なご家庭に届くように、引き続き配慮をお願いしたいと思えます。(2)の質問に移らせていただきます。3歳未満児の保育需要が、ますます高まっていくと思えますけれども、定員を増やすための来年度以降の町の対応について、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。子育て中の家庭が保育所に求める役割としては、希望した時期に保育所に入所することができ、子どものより良い成長と安心して保護者が働ける環境づくりではないかと考えております。近年の傾向として、保育所に入所している1から2歳児の児童数およびその割合は増加をしております。こうしたことから、各保育所では年齢ごとの定員の見直しや保育士の適正配置に努め、3歳未満児の保育ニーズに対応できるよう実施して参りました。今後も保育ニーズの変化を踏まえ、量的な充足を引き続き図り、保育環境の充実に取り組んで参ります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

課長の答弁にもありましたように、必要な家庭に、そして必要なお子さんに、質の高い保育が常に提供できるということが、非常に大切になってくるかと思えます。課長の答弁にもありましたように、量ももちろん大切ですが、質を高めていくということが求められていくと思えます。また、保育士不足なんですけれども、こちら全国的に問題となっております、資格はあるけれども、保育士として勤務をしない潜在保育士の方が多いことも、明

らかになっております。例えばですね、0歳児さんですと、3人につき保育士1人という基準があるのですけれども、0歳児さん月齢が違うだけで、非常にお子さんたちの発達も違うという中で、毎日重い責任の中で1人を3人でみているっていう、非常に大変な職業です。そのほか、障害のあるお子さんがいらっしゃれば、加配をつけるということも必要になってきますし、保育士の先生が、富士川町で長く働いてもらえるように、町として何か対策を考えているのか、お伺いいたします。再質問です。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

現在、町で働いてくださっている、保育士の皆さんの雇用条件につきましては、対策は厳しいところはございますけれども、雇用環境につきましては、今後も働き続けていただけるよう、保育所を預かる所長をはじめ、より良い環境、それからより良い職場作りに努めておるところでございます。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

来ていただいた先生がですね、子供たちのために、よりよい保育をしていただけるように、研修ですとか職場の改善ということはもちろんなんですけれども、執行部の方でぜひしていただきたいと思うことが、やっぱりお給料ですね。特に、未満児のお子さんを預かるということは、体調不良などを実際に口で訴えることができないお子さんを預かっておりますので、非常に責任が重いです。このところ、会計年度任用職員さんの給料では、非常に大変ではないかと私も考えますので、ぜひお給料の面は、改善していただくようお願いしたいと思います。では、(3)の質問に移らせていただきます。未満児さんの保育需要の増加に伴い、保育所の保護者支援の役割が、さらに求められると思いますが、町の対策についてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。働きながら子育てをしている家庭は年々増加をしております。それに伴い3歳未満児の保育需要は高まっております。女性の社会進出や、核家族化により、子育ての悩みを一人で相談できずに、抱え込んでしまう保護者も多いことと推察されます。こうした中、町立保育所では子育て家庭を対象に月1回の「子育て相談日」を設け、各保育所の所長が、保護者から子育てに関することや、母親自身の悩みについて相談を受け付けをしております。また、送迎時の保護者との対話や、連絡帳での日々の子どもの様子の伝達のほか、担任保育士との面談を行う「お話し月間」を保護者の都合において開催し、保護者の相談や、悩みにも対応しております。これからも、こうした事業を継続しながら家庭と保育所とで情報を共有し、共に子育てをしていき、子どもの成長ならびに発達を見守って参りたいと考えております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

よく知っている先生方と相談ができるというのは、非常に貴重なことだと思いますので、ぜひ続けていただきたいと思いますが、保育士の先生のやっぱり負担が、さらに増えるのではないかと、懸念しております。再質問になりますけれども、子育て支援センターと共同して、一時預かり事業、私この事業は保護者の方のレスパイトとして、非常に大切な機能だと考えているのですけれども、こちらは支援センターにお願いする、もしくはファミリーサポートの活用を、もう少しPRをして増やしていくことなどをして、保育士の先生方、保育所の負担の軽減をすることはできないでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

子育て支援センターでは、ファミリーサポート事業において、研修を受講した、いわゆるまかせて会員さんが、事情によって保育を担っていただきます。また、保育所では保育士が一時的預かりを実施いたします。どちらを利用するかは、保護者の方に選択をしていただいているところでございます。ファミリーサポート事業は、かつて近所の皆さんに子供さんを預かっていただくような制度であると考えておりますので、子育てに地域の協力をしていただいているものと考えております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

先ほど、地域の子育て力というお話が、課長の答弁にも出ました。相談業務と、もう1つ一時預かり事業ということで、支援業務について、今、お話いただいたんですけれども、もう1つですね、地域の保育所に気軽に遊びに行ける、保育所開放としての子育て支援機能について、再質問をさせていただきます。地域に開かれた保育所として、保育所開放というのはとても大切なことだと考えますけれども、保育所の開放ですとか、あと私立保育園たんぼさんで行っているような保育所体験、子育て支援を町の保育所で行う予定はありますでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。今後は、コロナ禍前のように、先ほど議員さんのお話にありましたとおり、保育所での児童センターの子育て教室の開催や保育所開放など、参加者の皆様に保育所を知っていただく機会を作って参りたいと思いますし、児童センターを利用している親子や、地域の保護者の方にもご参加いただけるよう、周知して参る予定でございます。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

これから再開していただけるということとして、いずれにしても児童センターの方と連携をとりながら、ぜひ保護者の方の支援と、地域に開かれた保育所の充実を図っていただきたいと思います。では、(4)の質問に移らせていただきます。保育所を利用することの大切さを、先ほどから質問させていただいているのですけれども、家庭でお子さんと一緒に時間を多く過ごしたいと考える保護者の方も多くいらっしゃいます。なかなか所得が上がらない、物価が高騰している現代社会で、お子さんと一緒に過ごすということが、経済的に厳しくなっているのも事実であります。そのような家庭の支援として、家庭で子育て応援金などの制度を取り入れるお考えはありますでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。共働き世帯が増えている現代では、子育てをする世帯にとって、希望する保育所にすぐ入所できる環境を整えることが、重要であると考えています。そのため今年度は、保育所の再編に伴い保育士を重点配置して、3歳未満児の定員を拡大するとともに、保育料の無償化を実施したところであります。このことを踏まえまして、子育て世帯全体の支援を幅広く考える中で、子どもを保育所等に預けず、家庭で子育てをする世帯への経済的支援についても、今後検討していきたいというふうに考えております。一方、子供を預けている方々が、公的支援を受けている中で、頑張って自分で育てている方々、これを比べたときに公的支援がこちらがないということはですね、これ不公平なのかなということ、私個人的にも考えたところでございますので、その不公平感をなくすために、やっぱり頑張って家で子育てしている方々に対しても、同じような子育て支援策というふうに、次のステップとして検討していければなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

先ほど、町長に答弁をいただきました。私も、少しちょっと全国の事例を調べましたところ、富山県の氷見市では、1歳から3歳の保育所に通わないお子さんに、月額2万円を支給しております。こちら年額で24万円で、未満児さんの保育園に通ったお子さんよりは、少し少ない金額になるのかなと思います。氷見市では、こちら市の単独事業ということで行っております。あともう1件ですね、富山県の朝日町では、こちら過疎債を使っておりまして、月額6万円の支給をしております。このように、家庭で小さいときにお子さんと過ごす時間を多く持ちたいという、その気持ちを支えるということももちろんなんですけれども、この事業を取り入れた背景に、保育所の無償化に伴い、保育所に利用が集中することを防ぐ効果も考えたということ。富山県氷見市では、第2子以降保育料無償を取り入れるときに、この家庭で子育て応援金を一緒に取り入れて、保育所への集中を防いだということもお話し

いただきました。保育所は、本当に必要な家庭でなかなかお子さんの教育は難しい、そのようなご家庭に、ぜひ枠を空けておいていただきたいと私は考えますので、そのような必要のお子さんに保育所の支援がいくためにも、ぜひこのような制度も検討していただければと思います。以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告6番 1番 宇田川朱恵さんの一般質問を終わります。

---

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告7番 6番 秋山仁君の一般質問を行います。

6番 秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。子育て世代包括支援センターの運営について、質問をさせていただきます。この質問は、令和元年6月の定例議会で、児童センターの運営についての質問で、子育て世代包括支援センターは、具体的にどのようなことを考えているのかをお聞きしました。児童センターの役割として、母子保健や児童福祉等の制度や期間による支援が、分断されることのないよう、切れ目のない支援、子供の成長に合わせた支援ですが、妊娠出産から0歳、1歳、中学生までの支援活動であります。そこで質問ですが、児童センターを子育て支援センター拠点として運営していますが、町民の身近なことや必要な支援が、またそれぞれの過程において、ニーズが反映されているか伺います。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

ただいまの質問にお答えいたします。子育て支援拠点として位置づけた「富士川町児童センター」では、2つの異なる支援形態の連携によって、妊娠期からその後の子育て期までを安心して過ごせるよう、切れ目のない支援の充実を図っております。まず、児童センターでの子育て支援は、保育士との対話の中で、乳幼児期の子どもの成長発達や、育児環境の不安の相談を行っております。次に、妊娠期から専門的な見地によって相談支援を行う保健師などのかかわりは、健診などの様々な場面を通じ、個別のニーズや課題の把握を行って、育児不安の解消に務めております。こうしたことから、子育ての相談やニーズが変化し、多様化する中においても、求められているニーズが反映されたサービス提供が可能となっていると考えております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

再質問ですが、先ほどの答弁の中にですね、幼児期ですね、子供の成長の発達や、育児環境の不安の相談を行っているというふうなことですが、例えばですね、解決が厳しいとき、例えばっていうか、難しいときなんかは、どのような対応をしているか。お聞きしたいですけど。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。ご質問ありました、解決が厳しいようなときの対応でございますが、相談者それぞれの内容に応じて、保育士および保健師などは、他部署や関係機関との連携を図り、対応して参ります。例えば、県の関係機関、保健所、児童相談所、また産科の医療機関や助産師、等々と連携を含めるわけですが、まずは相談者の訴えや思いを傾聴することから、始めております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

再質問ですが、本町のですね、第二次総合計画によりますとですね、子育て支援の充実としての支援事業に、2つありますが、母子保健型、保健師助産師の専門性を生かして、母子保健を中心としたネットワークに繋げることですが、また基本型は、身近な立場から利用者目線で、子育て家庭の顧客のニーズを把握して、施設や事業等の利用に繋げていくということですが、どちらも保健師や専門員、実務経験も必要ですが、1名以上の配置、現状1名なんですけども、今後ですね、どのような人員確保ですね、予定しているか。お伺いします。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。総合計画ができた段階では、母子保健型が優先的にできておりましたので、母子保健型1名、基本型、研修を修了した専門員ということになっておりますが、現在、子育て支援課内には保健師が2名。また、児童センターには2名に増員した館長をはじめ、子育て支援研修を修了した専門員となる保育士が、子育てひろばの会場等に複数で対応しておりますので、当初の現状1名というところからは、進捗があったものと考えております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

再質問ですが、やはり総合計画の中ですけども、令和7年にですね、子育て世代包括支援センターの機能の目標値としてですね、母子保健型と基本型併用2か所の目標値ですが、現状の進捗状況をお聞きしたいです。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現状、先ほど来、話題にしております母子保健型が子育て支援課内に、また基本型が富士川町児童センター内で運営をしております。多分、概ね総合計画の中間期の達成状況に至っていることかと存じます。現在のところ、この2か

所がうまく機能し、運営をしておりますので、当初の総合計画を作成されたときに、この子育て世代包括支援センターが、平成29年4月から運営が始まったこともありまして、全て全容が見えて、よくわからなかったところもあるかと考えますので、現在の状況で事業を進めさせていただきたいと考えております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

再質問ですが、例えばですね、相談者がですね、相談時に必要な支援や人材、問題解決に繋げる体制作りですね、これが今、充実しているかどうかお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

令和5年4月、本年度から児童センターには、館長を増員して2名にさせていただいたところもございますので、概ね順調に推移をしていると考えております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

充実しているということで、理解していいんでしょうかね。再質問ですけども、子供同士がですね、相互に関わり合う、ともに成長することを、ともに育ち合う仲間と言われていますが、今、子育て支援の拠点の他にですね、施設等があれば、お伺いします。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君、ちょっと今の質問は通告から外れておりますが。

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

再質問ですが、子ども子育て支援制度ですね、平成27年4月に施行されたわけですけども、その中で居宅訪問型保育事業がありますが、1人親家庭、深夜の勤務に従事する場合などに利用することですが、子育ての支援の個別のニーズ、育児の不安の解消としての観点からですね、この制度の必要性を考えているかお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君、今の再質問もちょっと外れておりますけれども。子育て世代包括支援センターの運営についての質問なんですが。

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

先日、支援ガイドブック、これ見させていただきまして、私としては結構充実しているかなというふうに思いました。支援センターとはということから始まって、妊娠、健康診査ですね、すこやか教室とかのびっこ教室、また最後の項目には、テレホンガイドやスポーツ少年団のことが全部掲載されてました。やはり次の次世代を担う子供たち一人ひとりの育ちを、やはり社会全体で応援するために、経済的な負担の軽減や、安心して子育てができる環境整

備のための施策が必要だと思われます。しかし行政だけに頼るのではなく、町民もこのことは高齢者も含めてですね、重要項目として取り組む必要があると思います。もちろん、町民の代表である議員は当然だと思います。これをもって終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告7番 6番 秋山仁君の一般質問を終わります。

---

○議長（堀内春美さん）

以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これにて散会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦勞様でした

散会 午後13時51分

令和 5 年

富士川町議会 6 月定例会

6 月 1 3 日

1 議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 報告第 1号 令和4年度富士川町一般会計繰越明許費の件
- 日程第 3 報告第 2号 令和4年度富士川町水道事業会計繰越明許費の件
- 日程第 4 報告第 3号 株式会社富士川の経営状況に関する書類の提出について
- 日程第 5 報告第 4号 一般社団法人ふじかわの経営状況に関する書類の提出について
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 10 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第 11 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町一般会計補正予算（第15号））
- 日程第 12 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第6号））
- 日程第 13 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号））
- 日程第 14 承認第 10号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第7号））
- 日程第 15 承認第 11号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町下水道事業特別会計補正予算（第5号））
- 日程第 16 承認第 12号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第3号））
- 日程第 17 承認第 13号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））
- 日程第 18 議案第 40号 富士川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第19 議案第41号 富士川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第42号 令和5年度富士川町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第43号 令和5年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第44号 令和5年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第45号 令和5年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第46号 令和5年度富士川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

2 出席議員は次のとおりである。（12名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 宇田川 朱 恵 | 3番  | 依 田 誠 司 |
| 4番  | 深 澤 一 幸 | 5番  | 小 林 和 良 |
| 6番  | 秋 山 仁   | 7番  | 望 月 眞   |
| 8番  | 小 林 有紀子 | 9番  | 齊 藤 欽 也 |
| 10番 | 青 柳 光 仁 | 11番 | 鮫 田 洋 平 |
| 12番 | 井 上 光 三 | 13番 | 堀 内 春 美 |

3 欠席議員

|    |         |
|----|---------|
| 2番 | 神 田 雅 也 |
|----|---------|

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(19人)

|               |           |             |           |
|---------------|-----------|-------------|-----------|
| 町 長           | 望 月 利 樹   | 副 町 長       | 早 川 竜 一   |
| 教 育 長         | 古 屋 三 千 雄 | 会 計 管 理 者   | 河 原 恵 一   |
| 教 育 次 長       | 秋 山 忠     | 政 策 秘 書 課 長 | 中 込 浩 司   |
| 財 務 課 長       | 望 月 聡     | 管 財 課 長     | 渡 辺 成 昭   |
| 税 務 課 長       | 長 澤 康     | 防 災 交 通 課 長 | 長 田 博 幸   |
| 町 民 生 活 課 長   | 一 之 瀬 三 千 | 福 祉 保 健 課 長 | 遠 藤 悦 美   |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 大 久 保 公 生 | 産 業 振 興 課 長 | 望 月 奈 緒 美 |
| 都 市 整 備 課 長   | 井 上 勝 彦   | 土 木 整 備 課 長 | 山 形 謙 一 郎 |
| 上 下 水 道 課 長   | 依 田 正 紀   | 教 育 総 務 課 長 | 小 林 恵     |
| 生 涯 学 習 課 長   | 井 上 誠     |             |           |

5 職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議会事務局長 原 田 和 佳  
書 記 井 上 直 人

開会 午前10時

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。  
相互に礼。着席願います。

---

○議長（堀内春美さん）

令和5年第2回富士川町議会定例会3日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところ  
ご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の  
会議を開きます。

---

○議長（堀内春美さん）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日は質疑の日程になっております。

質疑の回数は、富士川町議会の申し合わせの通りとします。

議会運営にご協力くださいますようお願いいたします。

---

○議長（堀内春美さん）

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 報告第 1号 令和4年度富士川町一般会計繰越明許費の件

日程第 3 報告第 2号 令和4年度富士川町水道事業会計繰越明許費の件

日程第 4 報告第 3号 株式会社富士川の経営状況に関する書類の提出について

日程第 5 報告第 4号 一般社団法人ふじかわの経営状況に関する書類の提出について

以上の4件は報告案件でありますので、一括して議題といたします。

これから、報告第1号から第4号までについて、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番 依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

報告第4号、一般社団法人ふじかわの経営状況に関する書類の提出についてなんですけど、  
タブレット46ページの令和5年度収支予算がありまして、その中の指定管理料なんですけど、  
今年度は、予算が3376万1000円、令和4年度が2960万9000円で、その  
前、令和3年度は2230万9000円になってるんですけど、指定管理料がこの上がる理  
由ってのが、教えていただきたいです。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えいたします。令和5年度の予算につきましては、指定管理料3376万1000円ということでございます。こちらにつきましては、今までですね、コロナ禍で中止になった事業等、多々ございました。その事業等が、今年度につきましては、事業ができるということを踏まえておまして、たくさんの事業を計画しております。それに基づきまして、指定管理料を増額しているところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

それでは、今後上がるということになりますか。来年度、再来年度もう少し、もっと人を見込めるということになれば。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。事業につきましては、毎年度精査をしてございます。その近い数字で、一応予算は計上させていただいておりますが、事業の内容によって多少の増減が生じるものと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

指定管理ですから、一定のお金を入れて、あと経営の方は任せるということなんで、もちろん利益が出るように、受けた会社はやると思うんですけど。そんなに簡単に、その毎年の事業計画がかなり綿密に出るということですね。ということで理解していいんですか。指定管理の会社からは。それだけ利益が出るということが、見積もれるということによろしいんですね。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。事業の精査につきましては、毎年度文化ホールの社員総会等ございまして、そこで審議をしております。基本的には、チケット収入もございます。チケット収入につきましては、現在かなり地方ですので、安価に設定をしております。高ければ、やはりあの人は入らないというようなことから、採算をですね重視する場合には、ある程度の人が入っていただけるというような事業を、私どもも検討をしていただくように、一社ふじかわの方にはお願いをしておるところです。いずれにいたしましても、そのチケット収入やその他の経費等全てを勘案いたしまして、指定管理料を算出しているところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

4問目になるから終わりますけど、一般の会社に指定管理を出して任してるんだから、経営の方はしっかりやるのが当たり前だと思うんで、個人の意見ですけど、そんなに毎年毎年管理料が変わるってのはおかしいと思います。以上です。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑ありませんか。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは質疑をさせていただきます。私が質問したいのはですね、報告第1号、令和4年度富士川町一般会計繰越明許費の件ですね、ページで3ページをご覧ください。この中に、計算書があってですね、各項目それぞれたくさん、10項目の明許費のものがあって、繰越の金額があります。しかし、繰越は分かるんですけども、その理由が記載されてないですね。ところが、これはページでは5ページの、例えば水道事業会計予算繰越計算書においては、その繰り越しの理由が説明ということで書いてあるんですね。例えば、これは1項目だけで、もし聞かなきゃいけないとしたら、款の総務費で項目の総務管理費、事業名がホームページリニューアル事業ってのがあるんですね。これは、そのまま確か去年も繰り越している。毎年この繰り越す、まず理由をお聞きしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。ホームページのリニューアル事業につきましてですが、こちら事業を進める中で、構成の変更、組み立ての変更の中で、履行期限に収まらなくなったという形で、今回この繰越明許として挙げさせていただきました。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

そうすると非常に、その工程管理が甘いということになるんですね。初めから、計画したとおり進んでないということになる。その辺の管理は、どのようにされてるのかお聞きします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

先ほどの質問にお答えいたします。当初、事業を進めていく中で、業者の方とホームページのリニューアルについてやり取りをしておりますが、最初の画面でしょうか、最初の入り口の画面のところ、こうした方がいい、また違う方がいいということで、町側の方でもいくつか案を出す中で、それに対して業者側も準備をしていく中で、ちょっと期限の中で作成が難しくなってきたので、今回明許として対応させていただきました。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

3問しかできないので、最後にまとめてですね。こういうことが可能かどうか、お聞きします。今後はですね、この繰り越しの右側に、必ずその理由をですね、明記していただきたいです。一応報告書ですから、それなりに繰り越す理由が絶対存在する。それがないと、我々もただ報告、繰り越しますということだけで、報告書になってないですね。ですので、今後は必ず、そこの5ページの、例えば水道事業の場合には必ず説明があるように、後ろにそういうふうな説明をしっかりと、理由をつけていただくことは可能でしょうか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。この予算の、繰越明許のこの形式でございますが、予算の作り方に基づいて、この様式を使っております。決まった様式はございませんので、今後、議員さんがおっしゃったとおり、分かりやすくできるのであれば、今後、検討をして参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

よろしくお願ひします。以上で私の質問は。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑ありませんか。

6番 秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

報告第2号ですね、令和4年度富士川町水道事業会計繰越明許費の件ですね。5ページになりますけど。資本的支出の款ですね、建設改良費の項、この中の説明欄にですね、2番目、3番目、4番目ですけども、山梨県との調整による工期延期、これは詳しくは、どういったことかお聞きします。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 依田正紀君。

○上下水道課長（依田正紀君）

ただいまの質問にお答えします。この2つの工事につきましては、県の富士橋の架け替え工事の進捗にあわせて、町の工事も行っている工事でありまして、県の工事の工期延期にあわせて、町の工期も延期するものでございますが、内容としますと、県の富士橋の架け替え工事に伴います、右岸左岸の盛り土の工事の工期延期になりまして、そのためにそれにおいて、町の水道管もふせれないというふうなことで、町も工期延期をしたものでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6 番議員（秋山仁君）

次にですね、報告第4号ですね、一般社団違います。すいませんでした。報告第3号です。株式会社富士川の経営状況に関する書類の提出についてということで、ページ数でいきますと8ページになるんですけど、事業報告の中の説明書きがあるわけですけども、上から中段よりちょっと上ですけども、月別では11月を除いて、客数、売り上げ高とも前年を上回り、特に8月の売上高前年比は145%達しましたよということで、11月というのは、やはりあれでしょうか、何か時期とかそういったことで、やっぱり売り上げ少なくなるわけですかね。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えいたします。道の駅の集客などは、農産物がメインとなります。この農産物の出荷数に左右されることが、大きな要因となります。去年はシャインマスカットの出荷が早まり、11月の出荷が少なかったため、またコロナの第8波による感染者が急増したため、集客が少なくなったということでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6 番議員（秋山仁君）

シャインなりの何て言うんですかね、納入が少なかったということですね。それから、次の9ページですけども、下の方になりますけども、原材料価格が高騰していることが、下から7番目ぐらいですね、高騰していることから、各仕入れ業者に仕入れ価格の原価交渉を継続して行い、仕入れ先を変更するなど、原価削減を図ってきましたってありますけども、業者にですね、価格の交渉ですか、これをするということは、優越的地位の濫用みたいな形にはならないですかね。いわゆる独占禁止法みたいな。ちょっとその辺が、どうかなと思うんですけど。ちょっとお聞きしたいです。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えいたします。現在、原材料価格が高騰しているということがございます。道の駅の方に関しましても、収益を上げるためには、どこかで努力をする必要があるということで、仕入れ価格の交渉をしながら、減価償却を図り、売り上げを伸ばしていきたいという考えで、交渉を行っているということでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6 番議員（秋山仁君）

だからその行為が、優越的地位の濫用みたいな形にはならないんですかね。ちょっと申し訳ない、私もあまりあれじゃないですけども。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えいたします。そのような乱用にならないということの考えのもとで、現在、削減を図るということで、減価交渉を継続しているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

次にですね、ページ数が11ページなんですけども、アルラの売り上げ状況、損益一覧表があるわけなんですけども、その中で最終的には赤字になっているわけなんですけども、まだやって数年ですから、こういうような状態かなと思われそうですけども。これに対してですね、今、言ったように、売上原価が非常に高いために、利益が出ないのかなと思われる。約、売り上げに対して78%が原価なんですけども、今年度におきましては、だいたい2割ほど、20%ほど下げるような計画にはなっているんですけども、このときはどういう状況でこれだけ高かったわけですかね。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えいたします。こちらの原価価格につきましては、食材、原材料費に含めまして、製品ができるまでの人件費等の労務費の方も含まれておりますので、原価価格がこのような金額の記載となっております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

人件費ということで、人件費の高騰ということを理解しました。これで終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑ありませんか。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

報告第3号、株式会社富士川の経営状況に関する書類の提出について、道の駅富士川がコロナ禍にも関わらず、道の駅として県内トップクラスの賑わいを見せ、収益を上げ、本町の活性化に貢献していることを敬意を表しながら、決算報告書に関わって質問いたします。初めの質問ですが、令和4年度事業報告4ページ、議案書10ページにつくたべかんについて、依然として大柳川溪谷団体ツアー客が皆無であり、厳しい状況ですが、コロナ禍が落ち着きを取り戻しつつある現在、団体客の復活を期待しております。また、経営方針と今後の見通しで、つくたべかんについては、報告書第13ページには、つくたべかんのあるべき姿について、従業員の高齢化、人員不足など諸課題を踏まえ、みみの提供を基盤としながら、新たな事業内容を検討し、売り上げの拡大、黒字化を模索しますと記述があります。この点を踏

まえての質問です。本年4月9日に日曜日ですが、民間団体主催の十谷ジャンボリーというイベントが開催され、町内外から400人以上の観光客が訪れました。外国人も訪れていました。私も地区の育成会で、子供たちと一緒にこのイベントに参加しました。3組の親子がつくたべかんで昼食を食べようと訪れたところ、満員盛況状態で食べることを諦めて帰ってきました。とても残念がっていました。このときのつくたべかんの状況、例えばお客さんの反応、従業員の対応などについて、どのように把握しているのかを伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。十谷ジャンボリーにつきましては、大勢の方が訪れて、大盛況だったと伺っております。このイベントでは、つくたべかんでもスタンプラリーのポイント場所としていただいたこともあり、昨年と同じ曜日と比較すると、レジ通過数につきましては442%、売り上げにつきましては434%アップしたとの報告を受けております。お客様につきましては、大変美味しかったとの、良い評価をいただいております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

何かこの辺にね、1つのヒントがあるのかなと思いながら質問しました。2つ目の質問です。事業報告5ページ、議案書11ページ、施設別損益一覧を見ると、営業外収益1419万4000円が計上されています。9ページ議案書15ページを見ると、指定管理に伴う町からの施設管理費および収益、および補助金のほかに、雑収入750万1843円が報告されています。報告書20ページ、議案書26ページは、本年度の予算前提（5）として、営業収益として、トイレ維持管理費負担金収入約334万円、自動販売機収入等約400万円が見込まれています。令和4年度の雑収入の詳しい内容について、内訳について伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。雑収入の内訳につきましては、道の駅富士川と塩の華の自動販売機の手数料が約600万円。支持施設使用料150万円でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

もう少し伺いたいんですが、それは置いといて3つ目の質問になります。同じく事業報告5ページ、議案書11ページ、営業外収益で、つくたべかんに188万1000円の報告があります。令和5年度の予算前提にも、同額が計上されています。これは、町からの指定管理料に当たるとは思いますが、そうすると、つくたべかん施設および周辺の環境整備について

は、株式会社富士川が行うということで、理解してよろしいか伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。こちらの金額は、町からつくたべかんへの指定管理料となります。指定管理料につきましては、つくたべかんの方の管理運営ということも含めて、委託料の方を支払っておりますが、指定管理料にはとらわれず、施設内外の環境整備は必要となっております。周辺につきましては、周辺をどの範囲とするかを地域の方と決め、町と協力して、整備を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

まだ質問したいことがあるんですが、3問になるので終わります。今日の質問内容を踏まえて、つくたべかんの管理運営については、別の機会にまた取り上げたいと思っています。以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑ありませんか。

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

報告第3号、株式会社富士川の経営状況に関する書類の提出について、タブレット24ページになります。つくたべかんのところですけども、方針の、今、望月議員もおっしゃったところになりますけれども。ここの文ですね、1、2、3と出ております。この方針、これ令和4年度も3年度も同じ内容でありました。そこに、食の伝承マイスターということでもありますけれども、この食の伝承マスターに認証されていることが、本当にホームページとか、そういうのを、町のホームページを見ても、一言も書いていない状況であります。この希少性をPRし集客に努めるということですけども、どうPRするお考えでしょうか。お伺いします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。こちらの食の伝承マイスターについては、PR不足というところもありますので、今後はSNSでの発信等を含め、積極的にPRをしていきたいと考えております。こちらの方の集客に努めることにつきましては、今後、食の伝統マイスターとしての、学校などとのコラボ商品の開発や、認証を受けた他の施設とのコラボや、イベントを実施していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい、ありがとうございます。せっかく県で14団体認証されておりますので、そういう部分でまたPRになると思っておりますので、よろしく願いいたします。その3の部分で、新たな事業内容等を検討し、売上げの拡大、黒字化を模索しますっていうことで、毎年書いてありますけれども、27ページに見通しが書いてありますけれども、そこに本当に令和3年度、令和4年度と、もう本当にこの営業利益が、赤字が増えております。そういう部分で、令和3年度もマイナス460万、令和4年度もマイナス960万ということで、毎年増えておりますので、そういう部分では、本当にこの新たな事業内容等を検討し、売上げの拡大、黒字化を模索するっていう、このどのように検討されてきたのか、新たな事業内容っていうところを、特にどのように検討されてきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。つくたべかんに関しましては、地理的な問題もありまして、集客につきましては、大柳川溪谷の観光客などを周知することが、メインとなっております。コロナの関係で、なかなか観光客の集客が見込めなかったということで、こちらの方の3つの方針に伴いまして、こちらを再度、既存の事業につきましては、再度こちらの方を実施しながら、また道の駅から、または地域以外のところからも、集客が呼べるようなツアーを組むとか、そういうところで考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

あともう1問、25ページになりますけれども。その他のところで、2番目のSDGsへの取り組みが書かれております。ここで、農産物や商品化できないものや、はねだしの食品ロスを減らす、出荷者の協力を得て、子ども食堂や希望されるサービス提供ということでもありますけれども、令和3年の12月にまちづくり委員会として、委員会で意見をまとめまして、要望書を提出した経過がございます。本当に、少し売れ残るようなそういうものに関しても、ぜひアウトレットみたいな、安くサービスできるようなコーナーとか、そういうようなことができないかということで、生産者の思いを考えますと、少しでも安くても売上げを出したいという思いがあると思っておりますので、そういう部分でできないかっていう要望書を出した覚えがあります。そういうことで、何か検討されたっていうような経緯はないのでしょうか。お伺いします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。アウトレット、失礼しました。道の駅では、商品を買って取っていないため、生産者の関係から、アウトレットコーナーを作るということは、難しい状況でございます。残った商品につきましては、生産者に確認をしたうえで、値下げをして、販売をしてほしいという意向がある場合には、値下げをし、POPなどを大きくして、お買

い得品としてわかりやすくし、お知らせをしているようにいたしております。今後もロスを減らすために、生産者等の連携をとりながら、努めていきたいと考えてます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

私もよく買い物に行くんですが、なかなか野菜とかそういう農産物に関して、安く提供されているコーナーを見たことが、私自身はそんなになかったので質問させていただきました。以上となります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑ありませんか。

11番 鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

報告第3号、株式会社富士川の経営状況に関する書類の提出について、少し質問させていただきます。一般質問でも、何度かさせてもらっているんですけども、ページで言うと、タブレット22ページ、(4)の賢い料金所の推進についてですね、これもいろんな様々なハードルがあって、なかなか実現は難しいんじゃないかっていうお話だったんですけども、この交渉について、今、現在どのような形で行っているのか。よろしくをお願いします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。賢い料金所につきましては、現在交渉を続けているような状況になっております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

交渉を続けてもらっていることは、重々承知なんですけど、何か進展がありそうなのか、なさそうなのか。お願いします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。要望を続けているところでありますが、そちらについての進展の方は、まだない状況でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

本当、富士川の道の駅は、本当に集客が、今、すごい伸びてる状況ですので、さらに増えるようにその辺もしっかり要望を続けていただきたいと思います。もう1点なんですけれど

も、この報告書の中にはちょっと入ってないんですけども、3月の定例会の中で、営業時間について議会の方でも条例が、条例改正が提案されたんですけども、全会一致で否決っていう形になった営業時間なんですけど、ここの営業時間の検討っていうのは、どっかでなされているんでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。営業時間の延長につきましては、運営全体に影響することになりますので、時間別の損益計算書を作成し、取締役会に諮り、検討したいと考えております。また、併せて周辺の道の駅の状況等も勘案して、調整をしたいと考えております。実施する場合については、雇用体制を整えるなどの調整が必要となりますので、すぐにということではないんですけども、こちらの方で検討しながら、進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

ぜひお願いいたします。次に、報告第4号、一般社団法人富士川の経営状況に関する書類の提出について、質問をさせていただきます。ページで言いますとタブレット30ページですね。初日の説明の中で、まずほ文化ホールのネーミングライツが3年を経過して、最終だったっていう話だったと思うんですけども、引き続き、はくばくさんの方で、ネーミングライツをやっていたらいいのかどうか、お願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。ネーミングライツにつきましては、株式会社はくばく様が、引き続きあと3年お願いできることとなっております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

引き続きやっていたらということで、嬉しいと思います。命名権の契約というか、あれの中に、案内看板等は命名権者の方で負担して、変更が可能っていうことだったと思うんですけども、やはり皆さん、はくばく文化ホールで開催しますよっていうと、みんなはくばく文化ホールで書くんですね、その場所はどこか。結局、道を走っていても、はくばく文化ホールというのどこにも書いてないので、そこを何か町としてサポートするのか、株式会社はくばくさんの方でお願いして、そういう看板を変えてもらうのか、ちょっとその辺をもうちょっと検討していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。看板につきましては、はくばくさんに伺ったときに、お話をさせていただきました。ただし、やはり多額ということもございまして、はくばくさんとすれば、ちょっと手が出せないのというような、お話をいただいております。町といたしましても、本来ですとやはりはくばくさんをお願いをしていくということ、今後もしていきたいと思っております。町が補助をするとか、そのような状況下ではないと、私は考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

ありがとうございました。以上で質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑ありませんか。

4番 深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

報告第3号、株式会社富士川の経営状況に関する書類の提出についてなんですけども、ページ数というか、タブレットで27ですね。つくたべかんと加工室数が、やはりちょっとマイナスという数字が出ているんですけども、つくたべかんについては、単純に言えばお客さんと呼ばい込めば、増収になるという感じになると思いますけども、この加工室についてのマイナスを黒字にするというのは、どんな方法が考えられますか。その1点だけをお聞きしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。加工室の赤字経営につきましては、タブレットの経費にございまして、871万2000円が計上されておりますが、こちらが店舗改修のときの、建設費の費用の返済分となります。こちらの返済金は、令和4年度から10年間返済をすることとなっておりますので、10年後には、こちらの方の返済が完了した10年後には、経営が安定する見込みとなっております。この10年間につきましては、道の駅の収益で補填しているような形となります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

私が聞きたかったのはその一点だけですので、終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

（ な し ）

以上をもって、報告第1号から第4号までについて質疑を終わります。

---

○議長（堀内春美さん）

- 日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第10 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第11 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町一般会計補正予算（第15号））
- 日程第12 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第6号））
- 日程第13 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号））
- 日程第14 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第7号））
- 日程第15 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町下水道事業特別会計補正予算（第5号））
- 日程第16 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第3号））
- 日程第17 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））

以上の12議案は、専決処分の承認案件でありますので、一括して議題とします。

これから、承認第2号から第13号までについて、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、承認第2号から第13号までについて、質疑を終わります。

---

○議長（堀内春美さん）

- 日程第18 議案第40号 富士川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

日程第19 議案第41号 富士川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について

以上の2議案は、条例改正案件でありますので、一括して議題とします。

これから、議案第40号および第41号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それでは質疑を行いたいと思います。議案第41号、タブレットで言うと、271ページ、特定教育保育および保育園のですね、使用料利用者負担に関する条例ということで、開いていただいてこれ3枚しかないんですけども、3ページ目を見ると条例新旧対照表では、副食費を除くというのが追加になったと、それ以前はその項目がないわけですから、当然、副食費は免除するということになっていたんだらうなと思います。なぜこういうふうにしたのか、その理由をまず、お願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。こちら、前回の3月定例会で改正をさせていただいた部分でございますが、当初3月定例会で提出をさせていただいた時点から、利用者負担額のうち、副食費については、無料ではないという解釈で進めて参りましたので、こちらに、今回追加をさせていただいた経過でございます。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

多分そういうことだらうと思うんです。というのは、調べますと令和元年から、非課税世帯についてのみ、未満児は無料というときに、副食費も徴収しないというふうになっていたのが、今回の改正のときに、その辺のことがあまり明記が、上手にできなかったという結果だらうと、今の答弁を伺って分かるんですけども。ここでですね、理由がですね、食費は家庭であっても、施設であっても、掛かるもんだと。けども、今回の条例改正は、副食費に限ると、もう1点は、非課税世帯については従前通りということで、今回は未満児まで全て無料化したんで、ここの混乱を避けるために、あえて今回のこういう手続きを、わざわざ取らざるを得なかったんだらうと思いますけども。そうであるならば、なんで、副食費だけなのか。そこが、もう1点ちょっと分かりにくいんですけども、よろしくお願ひします。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

ただいまの質問にお答えいたします。今回、副食費と明記した部分につきましては、主食につきましては子供たちが持ってくる制度になっておりますので、今回こちらは副食費ということで、除かせていただいております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ありがとうございます。私も少し、若干勘違いしてた部分があったようです。改めてですね、実はこの些細なことなんですけども、財源の問題もあるということもあって、こういった細かい、ある意味分かりにくいような、私にすると分かりにくいような、多分、保護者でも、なんでっていう話になるようなところがあるんだろうと思いますけども、極端に言うとね、未満児も含めた保育料の完全無償化ということで、非課税世帯については、減免すると、副食費ですね、副食費は減免すると、でも、一方です、昨日の議論の中でもちょっと出てたんですけども、家で子供を育てる人には、応援金でも出したらどうだというような話、まだ実際にはやらないわけなんですけども、そういったことを考えましようみたいな、あるいは考えたらどうですかみたいな話も出ている中で、要はメリハリって言うかな、はっきり、やっぱりここところは、制度的にももっと分かりやすいようにしていただければ、ありがたいなと思いますけども、その辺の整理を今後していただけるかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

こちらの副食費に関しましては、保護者の所得等の階層段階によって、免除になる方とそうでない方があることは、私も承知をしておるところでございます。今後、昨日話題になりました件につきましては、検討して参るというお話を、町長からも発信させていただいておりますので、整理をさせていただきたいと思っております。以上であります。

○9番議員（齊藤欽也君）

以上です。ありがとうございました。

○議長（堀内春美さん）

それではここで、暫時休憩を行ないます。

休憩 午前10時53分

---

再開 午前11時07分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

ここで、子育て支援課長、大久保公生君から、齊藤欽也議員の質問の答弁に対して、一部修正したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

先ほどの答弁につきまして、訂正をさせていただきたいものですので、許可をいただきました。よろしく願いいたします。先ほど齊藤欽也議員の質疑の中で、3歳未満児の食事につきましても、持参をするというような旨の説明をしてしまいましたが、3歳未満児につき

ましては、当該園で準備をしておりますので、3歳未満児の主食につきましては、それぞれの園で提供させていただいております。であります、全ての通園する園児のいただく、副食費につきましては、ご負担をいただくという旨の内容でございます。訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

それでは、ほかに質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第40号および第41号について、質疑を終わります。

---

○議長（堀内春美さん）

日程第20 議案第42号 令和5年度富士川町一般会計補正予算（第2号）

日程第21 議案第43号 令和5年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第22 議案第44号 令和5年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第23 議案第45号 令和5年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第24 議案第46号 令和5年度富士川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

以上の5議案は、補正予算案件でありますので、一括議題とします。

これから、議案第42号から議案第46号までについて、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

議案第42号、令和5年度富士川町一般会計補正予算について、質問を行います。自転車用ヘルメット購入費補助事業に関わっての質問です。議案書286ページ。2款総務費、3目交通安全対策費、18節負担金補助及び交付金補助金として、10万円が計上されています。自転車利用者のヘルメット着用の普及推進を図り、交通安全の意識を高めるとする、補助金の趣旨については理解し、賛成いたします。これに関わっての質問です。過日の山梨日日新聞にも、一部掲載していましたが、補助金の申請手続きについての、詳細を伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問についてお答えさせていただきます。補助金の申請手続きにつきましては、防災交通課の窓口、またはホームページで用意してございます、申請書の様式に必要事項を記入し、商品の見積書、またはカタログ等を添付して、防災交通課の窓口へ申請していただきます。その後に、決定通知を発行いたしますので、商品を購入していただきます。最後に、請求書の様式に口座情報等を記載しまして、領収書など支払いを証明できる書類を添付して、防災交通課の窓口へご提出いただきます。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

手続きについては、分かりました。再質問になりますが、1家庭の、申請者の制限はあるのか、ないのか。例えば、お父さんと子供2人、3人が同時に申請できるのかどうか、その辺について伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。家族での、複数の申請もということですが、お1人ごとに申請は可能でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

再質問になります。そうするとですね、10万円という予算の中で、申請者が多く出て、この10万円を超える、そのような場合になったらどうするのか、例えば、1500円の補助を申請して、単純に考えて、66人までは可能になりますよね。66人以上の申請があった場合はどうするのか。打ち切るのか。それとも、新たに補正をして付け加えるのか、その辺について伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。事業は、予算の範囲内で考えております。本事業の目的は、ヘルメット着用に対する、理解を深めることにありますので、そうしたことであれば、事業の効果として、一定の成果が得られたものと判断するところでございます。しかしながら、申請件数が予算額を上回る場合は、政策として大変喜ばしいことでもありますので、ヘルメット着用に対する一層の普及促進を図るために、一時的に同節内の経費を利用する、もしくは一時的に流用等を検討しながらですね、工夫をしながら、補助を継続しまして、直近の議会において、追加の補正予算を要求していきたいと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

ヘルメットについて、私自身も大変身に詰まる思いもあるわけですが、ぜひこれは進めていただきたいと思いますが、混乱が生じないように、丁寧に周知することも必要だと思います。その辺もよろしく願いいたします。以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

議案第42号、令和5年度富士川町一般会計補正予算、タブレット297ページになります。7款商工費、7項商工費、3目観光費の18節負担金補助金、町観光物産協会信玄公祭り参加分について、質問させていただきます。まずこの予算ですね、275万円が、県の参加費と聞きましたけれども、この参加費の中には、何が含まれているのか、内訳を教えてください。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。こちらの信玄公祭り実行委員会、こちらの山梨の観光推進機構が管理しておりますが、こちらに払うお金、経費となりまして、その内容といたしましては、出陣にかかります鎧、またその他道具類等の貸し出し料、またはそれに関わる内側に着る服の用意、またクリーニング代、そういったものがまず1つございます。あともう1つが、協賛費用という形で、このお祭りを盛り上げていくためのパンフレット、またはのぼり旗の作成を含む広告宣伝費、こちらのものが含まれております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

このような、高額といえますか、高額な参加費を支払って参加する、多分メリットをお考えだと思うんですけども、このメリットについて、どのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。今回、物産協会という形で、申し込みをいたします。この形をとりまして、本来であれば町内という形を取るのが普通でございますが、この後のDMOの立ち上げ等も含めまして、県外、または外国人等に、富士川町PRするための、1つの手段として、この信玄公祭りの参加の、出陣の分のこの参加券っていうことを謳いながら、ここから観光のPR、町内の観光施設を利用していただくもの、また観光地を巡ってもらうもの、そういった形のPRに繋げていければと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

このDMOの設立とあわせてということで、理解はできたんですけども、参加費だけではなくて、実際に他にも様々な、多分経費がかかってくると思いますけれども、この経費をどのように捻出する予定でしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。今回、物産協会という形で申し込みを行っていきますので、この物産協会の方は、町から今年度につきましては、100万円の補助金をいただく中で、活動を行っていきますので、その100万円の活動補助金を利用しながら、その他経費に充てていきたいと考えております。以上になります。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

11 番 鮫田洋平君。

○11 番議員（鮫田洋平君）

それでは、議案第42号、令和5年度富士川町一般会計補正予算（第2号）について、質問させていただきます。まず先ほど、望月議員が質問した、ヘルメット購入のところ、286ページですね。先ほど、今の説明ですと、申請の方法は購入前に、パンフレット等々を見せるっていう話に聞こえたんですけど、それで間違いないでしょうか

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。この制度が、補助金ということですので、基本的には申請をしていただいて、その申請をした後に、交付決定をするということです。ですので、購入の前に申請をいただく、申請をしていただくというのが、基本的なところになりますので、購入をする前に、申請を出す段階でパンフレット等、どういうものを買うのか、というものを明かすものを、一緒に添付していただきたいと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11 番議員（鮫田洋平君）

申請の方は分かったんですけども、チャイルドシートを購入する際も、同じような申請方法でしたっけ。すみません、確認です。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。チャイルドシートにつきましても、補助金ということですので、手続き上は同じでございます。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11 番議員（鮫田洋平君）

公金を補助してもらおうということで、申請にもちょっと労力が必要なのかなと思いますので、その辺も了解しました。次に、簡単なところとかあれて、297ページの商工費の

中の、工事請負費、道の駅E V充電器撤去工事27万5000円。これ充電器を撤去してしまうってことなんでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。道の駅富士川に設置してあります、電気自動車のE V充電器の撤去工事となります。このE V充電器は、道の駅富士川のオープン時に設置した、急速充電器となります。既に耐用年数の8年が経過し、機器の不具合などが出ていたところでございます。今回、町と充電器設置加盟店契約を行っております、イーモバイリティパワーが、新たなE V充電器を設置していただけることとなりましたので、町が設置しました既存の充電器を撤去する費用でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

ただ撤去するだけだと思っていたんで、新たにほかのものが設置されるということで、安心しました。次に、288ページ、ちょっとすいません戻ってしまっ。総務費の企画費の中の、法人設立出資金25万円ですけども、これDMOの関係で、25万円の株式の金額と伺ってました。DMO自体、町の観光施策の一環として、すごい期待しておりますけれども、当初の説明で、株式会社っていう説明だったのか、ちょっと一社だった気がするんですけども、ここを株式になった経緯を教えてください。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。当初、こちら予算に、このDMOの団体を作っていくということで、経費等を計上したときには、ここでは具体的な説明はしてはいなかったと聞いております。今回も、一般社団法人か株式会社、どちらかというところですが、こちらは、決めていく中で、町といたしましては、観光により、地域の稼ぐ力を引き出したいと、そういったことで、多様な関係者と協議して、この観光地域作りを実現するためには、この株式会社の方が、望ましいじゃないかということで、今回この補正予算の中で計上させていただきました。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

理解しました。本当にDMOは新しい取り組みで、大変期待しておりますので、成功するように、我々議員の方もしっかり見守っていきたいと思います。お願いします。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

4番 深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

タブレット297ページ、議案第42号、令和5年富士川町一般会計補正予算、7款商工費、1項商工費、3目観光費の中ですね、町の観光物産協会にですね、信玄公祭りの参加分ということで、275万円が計上されておりますが、先ほどの答弁の中から、少し再度お聞きしたいことがありますので、質問させていただきます。公募という形になりますけども、これは参加者は、一定の金額を払うというようなことはあるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。この信玄公祭りの、参加者を募集する方法につきましては、今の段階では、クラウドファンディングという形を1つ考えてございます。それに対しましては、賛同していただける方に、参加費というか、お金の方をいただきながら、そこもいくつかのメニューを物産協会の方で作りまして、実際はそれをPRしていく中で、その参加費にあった金額について、それぞれ返礼品というかお返しになるもの、またはその中に、出陣にかかる鎧を着ていく権利等も含めながら、そこで参加費をいただくことを目的に、募集の方を進めていきたいと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

ほかにも聞きたかったんですけど、今の課長の話の中にも含まれましたので、多分質問する項目はもうなくなっちゃうんですけども、観光物産協会が、主催するという事なんですけども、町は275万円のお金を出しております。口はやっぱり出しますか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。これだけの大きい275万円という負担金を入れながら、この事業を進めていく中で、先ほど言いましたその参加費で、一部でも利益まではいかないんですけど、ある程度のお金を作ることができれば、そういった形で、また町の方にも、この補助金の戻入なんかもできるものであれば、考えていきたいと思っております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

先ほども申しましたとおり、3つほどありましたけども、2つで終わります。私も、何十年か前に、3度ほど信玄公祭りに出たことがあります。非常に楽しいものでした。本当に盛り上がり、みんなが楽しければいいなと思います。以上です。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは、私もですね、今、深沢議員が質問された、町の観光物産協会に275万を入れるということですね。信玄公祭りの参加分ということで、この部分ですね。先ほどと同じですけども、ページ数で297ページですね。目で見れば、観光費のところですね。そして説明が、町の観光物産協会の275万。これについて質問させていただきます。大体ほぼ、全容は分かってきたんですけども、これは先ほどのお話ですと、海外の方とか、あと県外の方ということで、狙いは非常にいいと思うんですね。やっぱり珍しいし、一緒にそこに参加して、信玄公祭りで練り歩くというね、非常にいいところに参加できると思うんですけども。このですね、参加者はいったい、先ほどいろんな種類があるとおっしゃられたんですけども、例えば参加する場合に、うちの町の観光も入れる必要があるということで、実際に参加者はどのようなスケジュールで、町を回ったり、その信玄公祭りに参加したり、この辺の大体概要って分かる範囲で説明いただけますか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。現時点で考えている、参加のツアーの内容になりますが、当日の信玄公祭りの行列、出陣に関しましては、夕方の時間帯に、甲府の平和通りを歩く形になると思うんですが、それよりも早い時間帯で、鎧を着ながら、町の観光場所で写真を撮ることもできる。またもう1つ、大きく、今、考えておりますが、その前の日にも、宿泊していただきながら、もう少しゆっくり富士川町の中を見ていただきながら、翌日、そういった鎧を着て、午前中くらいは、いくつかを回りながら、午後の時間帯になって甲府駅、会場周辺に行って出陣、行列を行うと。あと1つは、行列、結構遅い夕方の時間帯になるので、その後解散にするのか、もう一度どこかの宿泊所を用意しながらということで、その中で宿泊というものもございますが、町の特産なんかも食べていただくものができれば、いくつか考えたいと思いますので、ここは今後、物産協会に加盟しております店舗の方たちに、どのような協力できるかという情報を聞きながら、ツアーの内容の方を考えていきたいと思っております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

非常に、うまくすればいい企画だと思うんですね。参加された方が、自身でまたアップして、SNSにアップしてもらえばよりいい。特に海外の方がね、やっていただければ、うちの町に海外の方がまたドサッと来るということに繋がればいいと思うんですけど、大体ですね、予算の関係もございますね。クラウドファンディングで集めた予算もあると思うんですけども、何名ぐらいを考えてらっしゃいますか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。信玄公祭りの参加者の方が、最大で40人。40人枠でございますので、その人数か、もう少しそれ以上の人数が参加できるような企画ができれば、そういった形で作っていきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

分かりました。これはちょっと、観光物産協会がメインでやるんですけど、これ、宿泊とか、今、おっしゃられた手配、その他全て、これは観光物産協会が、行うと思ってよろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。DMO、その前の公社等を立ち上げていく中で、今後、担っていく仕事の中で、1つ観光業っていうのもあるんですけど、この宿泊させるっていうことが、ちょっとそういった観光業の資格にちょっとかかるのかどうか、その辺も確認しながら進めたいと思っております。宿泊といたしましても、町内たくさんあるわけでもないの、どのくらいの規模まで受け入れられるか、そういったことで、先ほどの募集人数、また参加の人数なんかも整理して、ある程度決めていきたいと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

これが定着して毎年ね、広がれば、なお、非常に素晴らしいと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

6番 秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

議案第42号ですね。令和5年度富士川町一般会計補正予算第2号です。ページ数が288ページですね。7款商工商工費、すいません、間違えました。7款商工費ですね、1項商工費です。3、違うな。288ページの2款総務費ですね、5項企画費です。18節の負担金、補助金及び交付金ですね。この補助金の1500万、天神中條区なんですけども、1500万は、公民館の建設というふうに、理解でよろしいのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。こちらのコミュニティの助成、補助事業1500万

につきましては、天神中條区の公民館の建設に係るものであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

この場合の1500万というのは、あれですかね。どういった根拠で、この金額が出たわけですかね。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。こちらの公民館、あの建設、いわゆる改築につきましては、地元天神中條区の方から計画書を出していただきながら、まずコミュニティ事業で使える部分、こちらについてはこの金額で固めまして、これ以外の部分の財源という形でも、いくつか計画される中で、建設費の方を区から出していただき、それで政策秘書課が担当するコミュニティの助成の方では、1500万という形で決めさせていただきました。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

次にですね、同じ議案第42号ですけども、305ページですけども。ここの13款の諸支出金ですね、2項基金費の3000万ですけど、これやっぱり天神中條区なんです。これ貸付金を行うということなんですけども、この場合の償還の期間というのは、どのぐらいなんですしょう。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまの質問にお答えをいたします。天神中條区の建て替えを、公民館の建て替えを行うんですが、この貸付金の返済の期間ですが、30年以内という形となっております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

そうしますと、30年以内の返済ということだと思んですけど、まだ具体的には何年とかっていうのは、決まってないということですかね。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。この貸付金ですが、繰上償還も可能でございますが、天神中條区の返済の計画もでございます。最長30年以内というところで、今のところ

は30年という形で、計画をしているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

最勝寺でも同じように、この資金を利用しましてですね、7年10年ぐらいで返済した経緯もあります。次にですね、同じく議案第42号ですね。後先であれですけど297ページですけど、7款商工費ですね。1項商工費の観光費ですけど、14節の工事請負費、まほらの湯のガスセパレータ改修工事495万なんですけども。この内容っていうのは、こういった内容なんでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。こちらのまほらの湯ガスセパレーターにつきましては、可燃性天然ガス、ガス事故を防ぐため、安全対策が義務付けられております。まほらの温泉水から、可燃性ガスを分離するためのガスセパレーターとなります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

そうすると、どういうふうに理解すればいいか。ちょっとよくわからなくて。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。こちらのまほらの湯ガスセパレーターにつきましては、保守点検時に、能力が落ちてきているとの指摘がありまして、既に12年経過していることから、改修工事を行うことといたします。故障した場合には、お湯が送ることができなくなることから、営業を継続しているために、修繕工事をするものでございます。以上でございます。

○6番議員（秋山仁君）

終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それでは、質問したいと思います。297ページ。商工費の6目の、ふじかわスマイル商品券事業について、お伺いしたいと思います。これ次のページを見れば、商品券事業、交付金事業として、商品券事業5800万円と、その前のページの方には、それに伴う経費と、ということが書いてあります。5800万円の事業のためにですね、500万以上の経費を使うと。これ第2弾ということなんで、前回確か、昨年6000円だったと思うんですけども、

同じことをやりました。今回また、第2弾ということで、今度は4000円と。その間にあったのは、似たようなことで、これは商品じゃないですけども、水道の基本料の減免という措置を何か月かやりまして、2か月にさらに延長しということでやってきたんですけども、そういうことと比較すると、なんで5800万に対して、500万以上の経費を掛けながら、4000円のスマイル商品券を第2弾としてやるのか、その選択の理由を聞きたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。こちらの事業につきましては、国からの地方創生臨時交付金が交付されることに伴い、実施する事業となります。町の方では、コロナ禍によります、原油価格、物価高騰の影響を緩和するために、全町民に公平に支援ができることを考えまして、こちらの応援券の第2弾追加分として、事業を行うこととしております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

おっしゃってることは分かります。私が聞きたいのは、なぜ同じお金を使うのに、これなんですかと。ほかの選択肢もあるんじゃないですかと。前は、第1弾は6000円をやった。その後、今度は、水道料金の減免措置をやった。水道料金の減免ですから、こちらは簡単に考えれば、徴収しなければいいって話ですよ。今回の場合には、商品券を発送するには、印刷もしなくちゃいけないし、郵送料もかかると。しかも、各家庭に配られる商品券4000円と。多いか少ないか、また個人の判断もありますけども、そういったことを考えたら、あえてスマイル商品券でなくてもですよ、例えば、今言った、前回の例で言えば水道料金の公共料金を下げる方法も、1つの方法としてあると思う。別に、今度国から来ているのは、スマイル商品券に使いなさいという限定があるという話であれば、そうかなと納得しますけれども、そうでなければですね、ちょっと何か、もうちょっと選択肢はいろいろあって、もうちょっと経費のかからない、事務経費ですよ。事務経費のあまりかからない方法もあるんじゃないかということを感じたので、なぜこの選択をしたのかということをお伺いしたいと思ったんです。できれば町長で、はいお願いします。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。前は水道料の減免と給食費の減免ということでやらせていただきました。今回はですね、やっぱり国からの新型コロナウイルスに対する臨時特別交付金ということで、いただいております。例えば笛吹市、ペイペイをやりました。ペイペイとかだとですね、やっぱりこれ以上にコストがかかってしまう。そして広く、まんべんなくですね、町民に行き渡らない。ペイペイを使えない人は、その恩恵を受けられないん

です。そういったことを考えたときに、また性質上ですね、例えば水道料とか給食費とかってそういう限定されたものではなく、広く町民全体がですね、生活の幅広い範囲のですね、恩恵を受けなきゃいけない。その中で、1番経費が安く収まって、そして様々な生活用品ですね、物品等を購入できるにはですね、この商品券がベストではないかという判断の中で、今回も上程させていただいた次第でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

別に反対するつもりは一切ありません。ただ、やはり今後もこういったものが来るでしょうから、使える金額に応じて、やっぱり使い方もあると思いますし、使うにあたっては経費も掛かってくるんで、その辺も十分考慮しながら、あの有効な対策に使っていただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

12番 井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

それでは、議案第42号、一般会計補正予算についてお伺いをします。まずタブレットの280ページ、繰越明許費です。総合戦略等策定事業。これ繰越明許として出されてますけれども、これ当初予算で、第三次総合計画、それから第三次総合戦略、国土強靱化も含めて人口ビジョンも含めての策定業務だと思いますけれども、今年度中にこれは、策定できないという判断をされたということでしょうか。お願いします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。こちらの、総合戦略等の策定業務におきまして、それぞれ準備を進める中で、各地区の意見を吸い上げながら、町民のニーズを把握を努めるとともに、地域の課題も考えながら、この計画に反映していくためには、地元での聞き取り等も必要になると考えまして、そうすると令和5年度内での完成というのは、相当時間的に難しいものがございますので、今回、繰越明許費として計上させて、来年度に向けての完成を考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

もう1つ確認させていただきますのは、そうしますと、第三次総合計画は、令和7年度からスタートということよろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。令和6年度の完成を目指しておりますので、議員さんのおっしゃるとおり、令和7年度からという形になります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

分かりました。次の、同じく一般会計補正予算ですが、288ページのところ、お伺いします。先ほど、コミュニティセンター補助、これコミュニティ事業で、申請をされてOKが出たということで、昨年度の申請で、今年OKが出たと思うんですが、このコミュニティの申請は、1件だけだったんですか。他にもあったのか、そこだけ確認をさせてください。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。建物の建築、公民館の建設につきましては、この天神中條区1件のみでございました。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

建物でなくて、コミュニティ事業他にも、備品購入も含めてなんです。あわせて、1件だけだということでしょうか。地域から申請があったものは。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。昨年度につきましては、この天神中條区のみで1件という形の申請でございました。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

同じ、ちょっと目になるんで、1回しか質問できませんけれども、その下の法人設立出資金、これDMOで、我々も説明をいただいています。株式会社ということにした、最終的な決定っていうのは、どこでどういうふうなところで決定されたのか、そこだけ確認をさせてください。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。先ほどの、質疑の答弁にもございましたとおり、この観光による、地域の稼ぐ力を出すという形で、一般社団法人か株式会社かというところで、いくつかのメリット、デメリットを挙げる中で、最終的に役場内の政策会議におきまして、株式会社の方向でいくということで、決定いたしました。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

3回ですから以上で、他のところもありますので終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第42号から第46号までについて、質疑を終わります。

---

○議長（堀内春美さん）

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これにて散会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

散会 午前11時59分

令和 5 年

富士川町議会 6 月定例会

6 月 1 6 日

1 議事日程

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 諸般の報告  |  |
| 日程第 2 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例の一部を改正する条例）                 |
| 日程第 3 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例）             |
| 日程第 4 | 承認第 4号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）           |
| 日程第 5 | 承認第 5号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）           |
| 日程第 6 | 承認第 6号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町介護保険条例の一部を改正する条例）              |
| 日程第 7 | 承認第 7号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町一般会計補正予算（第15号））           |
| 日程第 8 | 承認第 8号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第6号））        |
| 日程第 9 | 承認第 9号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号））    |
| 日程第10 | 承認第10号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第7号））      |
| 日程第11 | 承認第11号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町下水道事業特別会計補正予算（第5号））       |
| 日程第12 | 承認第12号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第3号））    |
| 日程第13 | 承認第13号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））  |
| 日程第14 | 議案第40号 | 富士川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について       |
| 日程第15 | 議案第41号 | 富士川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第42号 | 令和5年度富士川町一般会計補正予算（第2号）                               |
| 日程第17 | 議案第43号 | 令和5年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                         |
| 日程第18 | 議案第44号 | 令和5年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第1号）                           |

- 日程第 19 議案第 45 号 令和 5 年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）  
 日程第 20 議案第 46 号 令和 5 年度富士川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）  
 日程第 21 同意第 2 号 富士川町教育委員会委員の任命につき議会の同意を求める  
 ことについて  
 日程第 22 同意第 3 号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理委員会委員  
 の選任につき議会の同意を求めることについて  
 日程第 23 同意第 4 号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理委員会委員  
 の選任につき議会の同意を求めることについて  
 日程第 24 ひとつくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について  
 日程第 25 まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について  
 日程第 26 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

## 2 出席議員は次のとおりである。（13名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 宇田川 朱 恵 | 2 番  | 神 田 雅 也 |
| 3 番  | 依 田 誠 司 | 4 番  | 深 澤 一 幸 |
| 5 番  | 小 林 和 良 | 6 番  | 秋 山 仁   |
| 7 番  | 望 月 眞   | 8 番  | 小 林 有紀子 |
| 9 番  | 齊 藤 欽 也 | 10 番 | 青 柳 光 仁 |
| 11 番 | 鮫 田 洋 平 | 12 番 | 井 上 光 三 |
| 13 番 | 堀 内 春 美 |      |         |

## 3 欠席議員

な し

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(19人)

|   |   |   |   |   |     |     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 望 | 月 | 利 | 樹   | 副   | 町 | 長 | 早 | 川 | 竜 | 一 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 教 | 育 | 長 | 古 | 屋 | 三千雄 | 会   | 計 | 管 | 理 | 者 | 河 | 原 | 恵 | 一 |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 教 | 育 | 次 | 長 | 秋 | 山   | 忠   | 政 | 策 | 秘 | 書 | 課 | 長 | 中 | 込 | 浩 | 司 |   |   |   |   |   |   |
| 財 | 務 | 課 | 長 | 望 | 月   | 聡   | 管 | 財 | 課 | 長 | 渡 | 辺 | 成 | 昭 |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 税 | 務 | 課 | 長 | 長 | 澤   | 康   | 防 | 災 | 交 | 通 | 課 | 長 | 長 | 田 | 博 | 幸 |   |   |   |   |   |   |
| 町 | 民 | 生 | 活 | 課 | 長   | 一之瀬 | 三 | 千 | 福 | 祉 | 保 | 健 | 課 | 長 | 遠 | 藤 | 悦 | 美 |   |   |   |   |
| 子 | 育 | て | 支 | 援 | 課   | 長   | 大 | 久 | 保 | 公 | 生 | 産 | 業 | 振 | 興 | 課 | 長 | 望 | 月 | 奈 | 緒 | 美 |
| 都 | 市 | 整 | 備 | 課 | 長   | 井   | 上 | 勝 | 彦 | 土 | 木 | 整 | 備 | 課 | 長 | 山 | 形 | 謙 | 一 | 郎 |   |   |
| 上 | 下 | 水 | 道 | 課 | 長   | 依   | 田 | 正 | 紀 | 教 | 育 | 総 | 務 | 課 | 長 | 小 | 林 | 恵 |   |   |   |   |
| 生 | 涯 | 学 | 習 | 課 | 長   | 井   | 上 | 誠 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

5 職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議会事務局長 原 田 和 佳  
書 記 井 上 直 人

開会 午前 10時

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。  
相互に礼。着席願います。

---

○議長（堀内春美さん）

令和5年 第2回富士川町議会定例会4日目の本会議に、議員ならびに町長をはじめ執行部各位には大変お忙しいところ、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

また、本会議および委員会において、慎重にご審議いただきました第2回定例会も、本日が最終日となりますが、引き続きご審議のほどよろしく願います。

ただいまの出席議員は13名であります。

定員定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

○議長（堀内春美さん）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

本日、追加案件として、人事案3件、閉会中の継続調査申出書3件が提案されています。ご審議をよろしくお願いいたします。

なお、2番 神田雅也君からは、会期をとおしての欠席届が出されておりましたが、本日、出席することができましたので、お知らせいたします。

また、議場での写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

---

○議長（堀内春美さん）

日程第 2 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例の一部を改正する条例）

日程第 3 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第 4 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 5 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 6 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町介護保険条例の一部を改正する条例）

日程第 7 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町一般会計補正予算（第15号））

日程第 8 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町介護

保険特別会計補正予算（第6号）

日程第 9 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号））

日程第10 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第7号））

日程第11 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町下水道事業特別会計補正予算（第5号））

日程第12 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第3号））

日程第13 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））

以上の12議案は、専決処分の承認案件でありますので、一括して議題とします。

これから、承認第2号から第13号までについて、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（ な し ）

討論なし、と認めます。

以上をもって、承認第2号から第13号までについて、討論を終わります。

これから、日程第2承認第2号から日程第13承認第13号までについて、一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと、認めます。

したがって、承認第2号から第13号までは、原案のとおり承認されました。

---

○議長（堀内春美さん）

日程第14 議案第40号 富士川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第41号 富士川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について

以上の2議案は、条例改正案件でありますので、一括して議題とします。

これから、議案第40号および第41号について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第40号および第41号について、討論を終わります。

これから、日程第14議案第40号および日程第15議案第41号について、一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと、認めます。

したがって、第40号および第41号については、原案のとおり可決されました。

---

○議長 (堀内春美さん)

日程第16 議案第42号 令和5年度富士川町一般会計補正予算 (第2号)

日程第17 議案第43号 令和5年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)

日程第18 議案第44号 令和5年度富士川町介護保険特別会計補正予算 (第1号)

日程第19 議案第45号 令和5年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号)

日程第20 議案第46号 令和5年度富士川町下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

以上の5議案は、補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

これから、議案第42号から第46号までについて、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第42号から第46号までについて、討論を終わります。

これから、日程第16議案第42号から日程第20議案第46号までについて、一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと、認めます。

したがって、議案第42号から第46号までは、原案のとおり可決されました。

---

○議長 (堀内春美さん)

日程第21 同意第 2号 富士川町教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること  
について

を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長 (望月利樹君)

————— 提案理由説明朗読 —————

○議長 (堀内春美さん)

以上で、町長からの提案理由の説明が終わりました。

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、同意第2号については、質疑と討論を省略します。

これから、日程第21同意第2号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

○議長 (堀内春美さん)

日程第22 同意第 3号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

日程第23 同意第 4号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

以上の2議案は、富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員の同意案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長 (望月利樹君)

————— 提案理由説明朗読 —————

○議長 (堀内春美さん)

以上で、町長からの提案理由の説明が終わりました。

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、同意第3号および第4号については、質疑と討論を省略します。

これから、日程第22同意第3号および日程第23同意第4号について、一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、同意第3号および第4号は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

○議長 (堀内春美さん)

日程第24 ひとつづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第25 まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第26 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

以上の3議案は、閉会中の継続調査案件でありますので、一括して議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと、認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、決定いたしました。

---

○議長 (堀内春美さん)

以上をもちまして、本定例会の議事日程は、すべて終了いたしました。

条例改正、補正予算などの重要案件をご審議いただき、ここに無事閉会できますことを、厚く御礼申し上げます。

また、町長をはじめ執行部各位には、議案説明、答弁などにご協力をいただき、ありがとうございました。

これから暑い夏に向かいます。健康には十分ご留意され、町政の推進に、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます、令和5年第2回富士川町議会定例会を閉会します。

起立願います。相互に礼、ご苦労さまでした。

閉会 午前10時16分